

規制改革推進に関する答申
～ デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～

令和3年6月1日

規制改革推進会議

目次

I 総論	1
1. はじめに.....	1
2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割.....	1
3. 審議経過.....	2
(1) 審議テーマの決定と審議体制.....	2
(2) 各ワーキング・グループの取組と今後の課題.....	3
(3) 規制改革実施計画のフォローアップ.....	5
(4) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付.....	5
4. 本答申の実現に向けて.....	5
5. 次のステップへ.....	6
II 各分野における規制改革の推進	7
1. 成長戦略ワーキング・グループ.....	7
(1) 民間における書面・押印・対面規制等の見直し.....	7
(2) デジタル社会の基盤整備.....	8
ア 公的情報基盤の整備・連携.....	8
イ アジャイル型システム開発に係るルール整備.....	9
(3) デジタル時代における刑事法の在り方について.....	10
(4) 海底下CCSに関する規制の見直しについて.....	11
(5) 刑事手続等のデジタル化.....	12
2. 雇用・人づくりワーキング・グループ.....	14
(1) テレワークの普及・促進に資する取組.....	14
(2) 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃.....	16
(3) 多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備.....	17
ア 多様な働き手に対する職業訓練・教育訓練機会の提供.....	17
イ 自律的・主体的なキャリア形成の支援と職業生活の安定を図るためのセーフティネットの整備.....	18
ウ 社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえた雇用関係制度の見直し.....	20
(4) デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備.....	21
ア デジタル時代を踏まえた大学設置基準等の見直し.....	21
イ デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し.....	23
ウ 教員資格制度にかかる規制・制度の見直し.....	24
(5) オンライン教育等にかかる規制・制度の見直し.....	26
ア オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現.....	26
イ 学習者用デジタル教科書の普及促進.....	28

ウ	感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない場合の学びの保障	28
(6)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	28
ア	ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討	28
イ	イノベーション人材育成の環境整備	28
3.	投資等ワーキング・グループ	30
(1)	飲食店等の道路占用許可基準の緩和等	30
(2)	船荷証券の電子化	31
(3)	金融分野における規制改革	32
ア	地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	32
イ	書面・押印・対面手続の見直し	32
(4)	専任・常駐義務等の見直し	33
ア	特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化	33
イ	監理技術者の配置における専任要件の更なる合理化	34
(5)	自動運転の実装に向けた環境整備	34
ア	歩行者用道路での自動運転車両走行	34
イ	既存バス停での駐停車の実現	35
ウ	都道府県ごとの施設内審査の省略	35
エ	改造車の基準緩和手続の合理化	35
オ	完全キャッシュレスに対応した移動サービス車両の確立	36
(6)	次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立	36
(7)	生産性向上に向けた物流改革	37
(8)	タクシーの利便性向上	38
(9)	民泊サービスの推進に向けた取組	39
ア	条例の制定趣旨の明確化	39
イ	オンライン申請手続の推進	39
ウ	消防法による規制の見直し	40
エ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の見直し	40
オ	食品衛生法による規制の見直し	40
カ	特区民泊及び旅館業許可物件への規則性ある付番の設定	41
(10)	宿泊施設の非対面手続の促進	41
(11)	Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方	42
ア	電波の有効利用	42
イ	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	43
ウ	ローカル局の経営基盤強化	44
エ	放送のユニバーサルサービスの在り方	45
(12)	公証制度における書面、対面規制等の見直し	46
(13)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	47
ア	電波・放送を巡る規制改革	47

イ	資金移動業者の口座への賃金支払	47
4	医療・介護ワーキング・グループ	49
(1)	医療分野におけるDX化の促進	49
ア	医療分野における電子認証手段の見直し	50
イ	治験の仕組みの円滑化	50
ウ	患者の医療情報アクセス円滑化	50
(2)	医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化	51
ア	一般用医薬品販売規制の見直し	51
イ	中古医療機器売買の円滑化	51
ウ	単回使用医療機器再製造品の普及	52
エ	調剤業務の効率化	52
(3)	最先端の医療機器の開発・導入の促進	52
(4)	医療・介護分野における生産性向上	54
ア	産業医の常駐及び兼務条件の緩和	54
イ	デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し	55
ウ	介護サービスの生産性向上	55
(5)	オンライン診療・オンライン服薬指導の普及	55
(6)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	56
ア	医療・介護関係職のタスクシフト	56
イ	介護サービスの生産性向上	56
ウ	一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大	57
エ	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	57
5	農林水産ワーキング・グループ	58
(1)	農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組	58
ア	農協における独占禁止法に違反する行為への対応	58
イ	漁協における独占禁止法に違反する行為への対応	60
(2)	若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題	63
(3)	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	64
(4)	農協改革の着実な推進	65
(5)	農地利用の最適化の推進	67
(6)	農地の違反転用の課題	68
(7)	農業用施設の建設に係る規制の見直し	69
(8)	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	70
(9)	農産物検査規格の見直し	71
(10)	畜産業に関する規制改革	73
ア	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	73
イ	畜産の遠隔診療	74
(11)	畜舎に関する規制の見直し	74

(12) 改正漁業法の制度運用	76
ア 改正漁業法の現場への浸透	76
イ 資源管理	76
ウ 適切な許可漁業の推進	77
エ 漁業権制度の運用	79
(13) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化	82
ア 漁協の組合員資格審査	82
イ 漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定	82
(14) 水産流通適正化法の制度運用	84
(15) 魚病対策の迅速化に向けた取組	85
6. デジタルガバメントワーキング・グループ	87
(1) 書面・押印・対面の見直し	88
ア 書面・押印・対面見直しの確実な推進	88
イ 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化	89
ウ キャッシュレス化の推進	90
(2) オンライン利用の促進	91
ア オンライン利用率を大胆に引き上げる取組	91
イ 行政手続の100%オンライン利用	94
(3) デジタル化に向けた基盤の整備等	96
(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	97
ア 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	97
イ 行政への入札・契約手続の簡素化及び書式・様式の標準化	97
(参考資料1) 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿	99
(参考資料2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過	101

I 総論

1. はじめに

規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置され、約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、令和2年7月2日に審議の結果を取りまとめた。

同年10月7日に開催された第1回議長・座長会合において、菅内閣総理大臣は、「行政の縦割り、既得権益、悪しき前例主義を打ち破って、規制改革を全力で進めるために、各省庁が自ら規制改革を進めることが必要であると思います。」と規制改革の意義を述べられた。

本答申は、約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を取りまとめたものである。

2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割

経済のグローバル化が急速に進展し、経済・システムのデジタル化は、その流れをさらに加速するとともに、社会の分散化、個の中心化をも推し進めている。我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがあってはならない。規制改革では、経済成長を阻害する規制・制度を見直すだけでなく、イノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められる。また、コロナ禍によって、新たなリスクが顕在化し、行政や事業活動、教育、医療など様々な場面でのデジタル化の遅れが明らかになった。他方で、少子高齢化や人手不足への対応、地方創生という日本社会の構造的な課題を踏まえた規制改革についても、迅速な対応が求められている。これまでの規制の在り方についても大きく変革が求められている。

こうした経済環境の変化の中で、常に規制の必要性を点検し、必要性を失った規制には真正面から挑戦して風穴を開け、新たに生じた課題には規制体系そのものの変革を迫るなど、スピード感を持って改革を進めていくことが会議の役割である。

これまで会議では、経済成長に資するデジタル規制改革をメインテーマに挙げ、個別の規制・制度の見直しの議論の積み上げとともに、今後のデジタル時代の規制・制度の在り方について、どのような時代認識の下でこういった方向性を目指した議論を行っていくべきか、包括的かつ原則論としての考え方の整理（デジタル時代の規制・制度について（令和2年6月22日 規制改革推進会議））をしてきた。規制改革を行うに当たっては、デジタル化を前提として考えることは当然となっており、また、デジタル技術の活用は幅広く多くの領域で可能であることから、医療・介護、教育、雇用、行政手続といった、既に議論が進められている分野を始め、あらゆる分野の議論が求められる。

今後も、将来のあるべき姿も念頭に置きながら、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しを進め、経済成長、国民の生産性・効率性の向上、個のエンパワーの実現につなげていく必要がある。秋に発足するデジタル庁とも連携して、デジタル規制改革を更に加速させていくことが重要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組や、新たな生活様式に向けた規制改革は、国として喫緊の対応を求められる課題であり、規制改革推進会議としても精力的に議論を行った。

令和2年10月7日に開催された第1回議長・座長会合において、菅内閣総理大臣から、「行政手続では、書面・押印・対面主義の見直しを抜本的に進めています。既に、押印は原則廃止の方針を河野大臣が表明いたしました。その方針を前提として、近日中に、全省庁において全ての行政手続の見直し方針、このことをまとめていただきたいと思います。加えて、民間同士の手続のデジタル化を進めるに当たって、例えば、取引の際に書面の交付義務、資格を持つ者の常駐義務など、規制がデジタル化を阻むことのないよう、抜本的な見直し、ここも進めていきたいと思っております。」との御発言があった。

これを受け、国民や事業者等が行政機関に申請等を行う手続のうち、オンライン化未実施の手続について、規制所管府省に対して「書面・対面の見直し方針（オンライン化の方針）」を定めるよう依頼し、性質上、オンライン化が適当ではないとされる手続を除いて、5年以内に、可能なものから速やかにオンライン化することを求めた。

また、国民や事業者等が行政機関に申請等を行う際に押印を求めてきた手続のうち、現時点において厳格な本人確認等のために押印が必要であるとされた手続を除く全ての手続について、押印がなくとも手続を行うことができるよう、政省令、通達等の改正を行うことを求めた。さらに、行政手続及び民間の手続の押印・書面の見直しに関して、法改正を要するものについては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。令和3年5月19日公布）」により、押印を求める各種手続の押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続では、電磁的方法で行うことを可能とすることとした。

これまで会議が取り組んできた規制改革事項についても、必ずしも1回の答申で必要な取組が完結するわけではない。答申後も決定事項が実行されているかどうかを監視し、期待された効果を生むまで粘り強くフォローアップしていく必要がある。これも会議の重要な役割である。

これらに加え、前期までと同様、現場からの要望にしっかりと向き合うため、規制改革・行政改革ホットラインなどの仕組みを通じて国民からの要望を幅広く受け止め、その声のできる限り多く検討の俎上に乗せて、できるものから早期に規制改革を実現させた。

3. 審議経過

(1) 審議テーマの決定と審議体制

会議は、令和2年10月7日の第1回議長・座長会議において、

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革
- ・デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション
- ・地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

の3つの柱の下で規制改革に取り組むとともに、民間活力を引き出し、国民生活の向上に資する規制・制度改革の審議を大胆に進めていくこととした。

そのため、成長戦略、雇用・人づくり（教育、保育）、投資等（金融、電波制度、エネルギー、物流等）、医療・介護、農林水産、デジタルガバナメント（民間の行政手続コストの削減）の6つの分野に対応したワーキング・グループを引き続き設置し、それぞれの分

野における規制・制度改革の議論を行った。

また、同年12月22日には、約2か月間の各ワーキング・グループにおける規制・制度改革の審議に基づき、社会全体のデジタル化に向けた、書面・押印・対面の抜本的な見直しや、専任・常駐義務等の見直し、テレワークの普及・促進、その他の規制のデジタル化への対応、地方を含めた経済活性化等について、規制所管府省が当面取り組むべき規制改革事項を取りまとめた。

(2)各ワーキング・グループの取組と今後の課題

成長戦略、雇用・人づくり、投資等、医療・介護、農林水産、デジタルガバメントの6つのワーキング・グループにおいて行ってきた議論に基づき、多くの改革がなされてきた。一方で、各分野において、残された課題や、長期的に検討を継続すべき事項も存在している。

ア 成長戦略ワーキング・グループ

成長戦略ワーキング・グループにおいては、経済・企業の活力を活性化させ、成長軌道に乗せる観点から、イノベーションを促す成長加速型の規制改革に取り組んできた。他のワーキング・グループの専門的知見を尊重し連携して取り組むため、医療や物流等の個別分野ではなく、基盤的、横断的課題に取り組むことに主眼を置いている。

この観点から、まず、目視・打音原則の見直し、対面・書面・押印原則の見直し等を内容とする「デジタル時代の規制・制度について」(令和2年6月22日規制改革推進会議)を取りまとめている。

また、コロナ禍対応の必要性の観点から書面・押印の見直しの基盤となる「押印についてのQ&A」(令和2年6月19日)、「就労証明書に関して押印を省略した場合又は電子的に提出した場合の犯罪の成立についての整理」(令和2年9月4日)等を示した。この取組は、デジタル関連法案の48の法律を束ねた押印・書面の一括改正法として(令和3年5月19日公布)結実した。

この他、電子署名法の解釈の見直し、株主総会プロセスのデジタル化、アジャイル型システム開発の推進、不動産流通の更なる透明化、二酸化炭素地下貯留の規制改革などに取り組んできた。

今後は、ベース・レジストリと個人情報の取扱いに係る整理を横展開し、複数行政主体が保有する台帳間連携を推進すること、サイバー空間と実空間の接続・融合の進展で不可避となる基本的な法体系の整備を推進すること¹が必要となる。

イ 雇用・人づくりワーキング・グループ

雇用・人づくりワーキング・グループにおいては、雇用について、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた持続的な経済成長のため、価値創造・生産性向上に資する就業環境整備等として、リカレント教育を含む能力開発の促進など自律的・主体的なキャリア形成への支援、テレワークやフリーランスなど多様な働き方・働き手の環境整備等を求めた。今後も、日本型雇用慣行の変化を踏まえた労働法制全般の見直し・整備を求めていく必要がある。

¹ デジタル時代の刑事法の在り方(令和3年5月18日規制改革推進会議)

また、人づくりについて、デジタル技術の進展やオンライン教育の普及に伴い教育の在り方が見直される中、ICTを活用した学びの環境整備やデジタル時代に即した大学・高校設置基準等の見直し、特別免許状の活用など質の高い教員人材の充実に向けた取組等を求めた。今後も、我が国の人材育成環境の底上げのため、かかる取組の着実な実施の確認と併せてデータ等に基づく教育の質の検証や学校のデジタル人材・知見などソフト面の充実に求めていく必要がある。

ウ 投資等ワーキング・グループ

投資等ワーキング・グループにおいては、国内外の投資を呼び込み、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に流通する基盤を構築する観点から、デジタル化に対応していない規制を大胆に見直すとともに、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルを創出すべく、審議を重ねてきた。具体的には、地方税等の収納効率化・電子化やフィンテックによる顧客利便性の向上、船荷証券の電子化、自動運転の実装に向けた環境整備、生産性向上に向けた物流改革、Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革等に取り組み、一定の成果を上げたところである。一方で、コロナ禍によってとりわけ疲弊している地方経済にテコ入れしつつ、国際競争力を向上させるためには、ポストコロナを見据えた観光振興や国際金融機能の強化、さらには地域住民など利用者の利便性向上に資するモビリティ革命、といった規制・制度改革に取り組んでいくことが急務である。

エ 医療・介護ワーキング・グループ

医療・介護ワーキング・グループでは、医師・病院等の業務、医薬品・医療機器の開発・供給、介護サービス事業の在り方などに関する様々な課題に取り組んできたが、その中でもオンライン診療・服薬指導の特例的措置は、新型コロナウイルス感染症拡大下で病院への受診が手控えられる中、「場所」の制約を取り払う上で特に大きな意義があった。当会議としてはこれに止まることなく、恒久化ルールの具体化を図るとともに、広範なオンライン診療の実施等に伴って参照・整理されるデータの活用・共有を通じ、健康・医療・介護の関連サービスがシームレスに連携した新しいサービスの創出を促す必要がある。

オ 農林水産ワーキング・グループ

農林水産ワーキング・グループにおいては、農協・漁協の独占禁止法の遵守、若者の農業参入・経営継承の推進・農業経営の法人化等に関する課題、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化、農協改革の着実な推進、農地利用の最適化の推進、農業用施設建築に係る規制の見直し、農産物検査規格の見直し、牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革、改正漁業法の制度運用、養殖や畜産における遠隔診療等に取り組んできた。今後は、これまで検討を進めてきた議題の具体化等に向けて、更に議論を深めていく必要がある。

カ デジタルガバメントワーキング・グループ

デジタルガバメントワーキング・グループにおいては、まずは、令和2年3月までに行政手続コスト20%以上の削減を目指すとの政府目標を実現する観点から、行政手続の電子化、ワンスオンリー、書式・様式の統一等に取り組み、目標を達成した。さらに、

行政手続コストの更なる削減や行政の高度化のためには、行政手続のデジタル化が不可欠との認識の下、また、コロナ危機によって、書面・押印・対面の見直しが急務とされたことを受け、行政手続における書面・押印・対面の抜本の見直し等に取り組んだ。その結果、99%超の手続で押印義務が廃止され、97%超の手続が令和7年末までにオンライン化する方針が示されたほか、行政の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるようになる等の改革が実現した。

また、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定しP D C Aを回す取組みや、事業者と地方公共団体の間の手続について、所管府省が、書式・様式の標準化等を進めつつ、オンライン化を行う取組も開始された。しかし、デジタル化のメリットを100%享受できる社会や、デジタルガバメントの実現に向け、依然として課題は山積しており、更なる取組が必要である。

(3)規制改革実施計画のフォローアップ

これまでの規制改革のフォローアップとして、規制改革実施計画に定められた事項の実施状況に関する精査と評価を行った。

重要性の高い事項について各ワーキング・グループにおいて審議を行ってきたほか、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)及び以前の規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況について令和2年度末時点のフォローアップを網羅的に行い、各ワーキング・グループにおいて報告内容の評価を行ったところであり、本評価に基づき、重点的にフォローアップが必要な事項を速やかに選定することが必要である。

(4)規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民の声を伺いして改革に結び付けるため、平成25年3月から運営している「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日より「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を開設したところ、約8,400件の提案が寄せられた。

ホットラインに寄せられた案件は、所管府省に検討要請を行い、その回答1,319件(令和3年5月31日現在)をホームページで公表した。なお、改組前の「規制改革ホットライン」に寄せられた約400件についても、所管府省に検討要請を行い、227件(令和2年6月~令和3年5月)の回答をホームページで公表した。

また、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項毎に整理し、原則月1回程度各ワーキング・グループにおいて、更に精査・検討を要する事項を厳選して議論を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」は、過去の年間受付数を大幅に上回る提案を受け付ける状況となったことを受け、令和2年11月27日より受付を停止している。

4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項すべてについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革が遅れる主な要因となっている。わが国が現在抱える課題を解決し、将来に向けての持続的な発展・成長を維持するためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。また、関係省庁自ら改革を進めていくことが強く求められる。

5．次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースがしばしばみられる。

決定事項が骨抜きにならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないか等、規制改革推進会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、K P I等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいくべきである。

II 各分野における規制改革の推進

1. 成長戦略ワーキング・グループ

成長戦略ワーキング・グループでは技術の革新に合わせた規制の在り方を議論し、新たな価値を生み出す規制改革を推進してきた。

デジタル技術の進展は、ビジネスや働き方、生活習慣などあらゆる分野で大きな変化を生み出しつつある。企業は、デジタル技術により業務の効率化を図り、データの活用によって潜在需要を開拓して新たな収益源を確保することが可能になる。また、生活者一人一人のニーズに応えたデジタル技術を活用した様々な非接触サービスが生まれることで、新たな時間の過ごし方が増えるなど、個人も、手間の削減による利便性向上や可処分時間の向上などを享受できるようになってきている。

このような中で、依然として、押印や書面、対面を通じて行われる伝統的な情報のやり取りが、技術革新の恩恵の広がりを阻む要因となっている。例えば、経理事務では、請求書や領収書のやり取りと入力作業など人の業務に頼った仕組みが少なからず残っており、取引情報の収集や一層の分析・活用を行う余地はいまだ大きい。法令に書面原則などの根拠を有するものはデジタル社会に即応して見直されなければならない。

また、デジタル時代の基盤となるベース・レジストリ（公的情報基盤）については、重要性が長く唱えられながらも、肝となる行政の台帳間連携が進まず、理由すら明らかにされてこなかった。問題点の特定と精緻な解決がなされない限り、情報の出し手と受け手の両睨みが続くにすぎない。そこで成長戦略ワーキング・グループは、他の例に適用可能な形で個別事例の解決策を見出す方法でアプローチすることとした。

利便性向上に向けた取組を推進すると同時に、安全性を確保することも忘れてはならない。デジタル時代においては、家電や自動車、工場などがデジタル技術を通じてネットワークで結ばれるようになる。サイバー空間における脅威が、ネットワークを通じて人の安全や生命にも影響を及ぼす可能性が高まっている。こうした新たな脅威に対しては、技術と法規制の双方の観点から対応を考えていく必要がある。法規制の強化であっても、デジタル化のための企業活動を円滑に進めるためには必要であり、こういった点について、規制改革の文脈で議論を行うことが重要である。

企業の成長戦略を論じる上で気候変動問題も避けて通れない。企業は数々の技術革新により二酸化炭素の排出を削減する技術を蓄積してきた。カーボンニュートラルを目指すためには、まずは二酸化炭素を出さない技術の推進が重要であるが、将来の選択肢の一つであるCCS（二酸化炭素の回収・貯留）についても、最新の技術を反映して規制を刷新していく必要がある。

以上を踏まえ、安心安全とイノベーションの両立に配慮し、イノベーションを支える基盤整備を着実に進めていくという観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) 民間における書面・押印・対面規制等の見直し

【a：令和3年度上期措置、b：令和3年度中に必要に応じて措置、
c～g：措置済み】

<基本的考え方>

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(令和3年法律第37号)が成立し、押印や書面の交付等を求める手続を見直す48法律の一括改正が行われるなど、書面、押印、対面規制の見直しが加速度的に進められている。これにより、各種手続のデジタル化を阻害する基本的な規制が改革された。

しかしながら、これらの見直しをデジタル社会の形成や感染症拡大防止の観点から実効性のあるものとするためには、規制の見直しに加えて、手続のデジタル化が着実に浸透するようフォローアップしていく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 内閣府及び法務省は、民法(明治29年法律第89号)第486条の改正により、令和3年9月から弁済に係る受取証書について電磁的記録の提供の請求が可能となることを踏まえ、施行後に小売店等の店頭において混乱を来さないよう、あらかじめQ & A等で法令解釈を明らかにし、広く周知を図る。
- b 法務省は、令和3年10月以降に開催される株主総会について、新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置が引き続き必要となった場合には、当該措置を講ずる。
- c 経済産業省は、株主総会プロセスにおける企業と株主による対話の充実に向けて、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施の推進のため、実施ガイドなどの更なる充実を図る。
- d 国土交通省は、不動産の売買取引におけるオンラインによる重要事項の説明について、社会実験の結果を踏まえ、ガイドラインを改定し、テレビ会議等による非対面の説明が可能である旨を明らかにする。
- e 国土交通省は、設計受託契約・工事監理受託契約に係るITを活用した重要事項の説明について、暫定的に運用しているテレビ会議等による非対面の説明を本格的に運用するためのガイドラインを整備する。
- f 国土交通省は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)において義務付けている建築確認申請等における図面への押印を不要とするよう見直しを行い、改正措置を講ずる。
- g 国土交通省は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する。

(2) デジタル社会の基盤整備

ア 公的情報基盤の整備・連携

【令和3年度上期措置】

<基本的考え方>

データ駆動型社会と言われ、あらゆる社会活動でデータ活用がされる中、社会の基盤となる情報をデータで整備し、連携・活用を図ることが一層重要となっている。

特に、人、法人、土地、建物、資格等の公的情報基盤（ベース・レジストリ²を含む）については、社会の基本データとして、正確性や最新性が確保されたデータベースを整備するとともに、そのデータについて適切なアクセス・コントロールを設定し、できるだけ広く連携・活用を図ることが必要である。その際、各情報の個人情報保護に係る取扱い（ ）について整理を行うことが重要な課題の1つとなる。

（ ）保有個人情報に該当するか否か、該当する場合、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）第8条³の規定に基づく目的外利用又は提供が可能か否かを始めとする各種個人情報保護法制における取扱い。

成長戦略ワーキング・グループでは、事例の1つとして、土地・地図情報のデータベース整備において重要な情報である「地番」⁴について取り上げ、個人情報に係る取扱いの整理について議論を行った。

「地番」については、まず先行して関係府省において取扱いの整理を行うとともに、今後、ベース・レジストリの整備において必要となる情報の取扱いについて、個人情報保護に係る取扱いを順次検討していく必要がある。また、並行して、今後個々の情報について個別に検討を行うことの限界も踏まえ、公的基盤情報の整備という類型に適用される個人情報保護に係る取扱いルールについて、一定程度横串を刺した整理のための検討を行う必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、法務省及び農林水産省は、「地番」情報の個人情報保護に係る取扱いについて、情報の活用と個人情報保護の両面から整理を行う。

イ アジャイル型システム開発に係るルール整備

【a：措置済み、

b：令和3年度上期検討開始、結論】

<基本的考え方>

デジタル時代において、国際的な競争が加速する中、より速いスピードでシステムやソフトウェアの開発、提供が求められており、計画、設計、実装、テストを繰り返すアジャイル型のシステム開発が注目されている。開発に携わる企画者、設計者、プログラマー、テスター、運用者等は、通常、発注企業と受注企業、さらに受注企業の委託先等にそれぞれ属しているが、アジャイル型のシステム開発においては、ノウハウやアイデアを共有する観点から、上記関係者間において、綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠となる。しかし、現行法制下では、これが直接

² ベース・レジストリ・ロードマップ（令和2年12月21日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、IT室が指定することとされている。

³ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条

⁴ 登記所が一筆の土地ごとに付するものであり、悉皆性・唯一性という観点から土地・地図情報のデータベースを作成する際、各筆の指標として利便性の高い情報である。

的な指揮命令として、労働者派遣法（昭和 60 年法律第 88 号）⁵が禁止する「偽装請負」に該当すると判断される可能性がある。この点について、法的リスクがあるためにアジャイル型のシステム開発に踏み切れない、あるいはアジャイル型でシステム開発を実際に行ったとしても、偽装請負に該当すると判断されないようリスク回避のための管理コストや時間をかけており、速いスピードでの開発というアジャイル開発のメリットを十分に享受できない、といった声が上がっている。厚生労働省においては、こうした実態を踏まえ、早急に検討を行い、環境整備に努めることが求められる。

なお、労働者の過重労働や下請事業者の不当な取扱いが是認されることを求めるものではなく、また、アジャイル型開発であれば、全て指揮命令に当たらないとの解釈を求めるものではない。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和 61 年労働省告示第 37 号）に関する疑義応答集⁶が、「システム開発」の現場にも適用され得る考え方であることを明確にし、周知を図る。
- b 厚生労働省は、関係府省とも連携の上、アジャイル型開発の環境整備に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の具体的当てはめの明確化について、新しい開発手法を活用するベンチャー企業等を含めた実務者会合を早期に立ち上げ、システム開発の実態を踏まえつつ検討を行う。その結果に基づいて疑義応答集等で考え方を明らかにし、広く周知を図る。

(3) デジタル時代における刑事法の在り方について

【措置済み】

<基本的考え方>

経済社会のネットワーク化が進む中で、デジタル技術による侵害行為が広範囲で甚大な被害をもたらす可能性も否定できない。諸外国で関連する立法の動きがみられる中、我が国においても、規制当局、関係省庁、デジタル分野に詳しい有識者、企業間での意思疎通を円滑にし、デジタル技術の進展を踏まえ、デジタル時代にふさわしい法規制の在り方について、先手先手で議論を行っていく必要がある。

規制改革推進会議としても「デジタル時代の刑事法の在り方」（令和 3 年 5 月 18 日）を出したところである。

<実施事項>

以下の点について、確認が行われた。

- ・サイバー・セキュリティの研究又は教育の目的で、コンピュータに不具合を生じさせるウイルス等のプログラムの作成や保管する行為が、不正指令電磁的記録に関する罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 168 条の 2 及び第 168 条の 3）に

⁵ 正式名称は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

⁶ 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37 号告示）に関する疑義応答集 https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gigi_outou01.html

おける「正当な理由がないのに」又は「人の電子計算機における実行の用に供する目的で」との要件を欠く場合は、同罪は成立しないこと。

・デジタル通貨についての検討状況を踏まえ、将来、強制通用力をもって発行されることとなる場合には、通貨偽造罪についても所要の検討を行うこと。

(4)海底下CCSに関する規制の見直しについて

【a：令和3年度上期措置、

b：令和3年度上期検討、令和3年度結論】

<基本的考え方>

我が国では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指しているところであり、関連するあらゆる取組を加速させていかなければならない。

世界各国で計画が進展しているCCS(Carbon dioxide Capture and Storage)、すなわち二酸化炭素を海底下等に埋蔵して大気への排出を減らす取組もその一つである。日本でも、苫小牧にて実証プロジェクトが2012年にスタートしている。

しかしながら、この間にCCSに関する学術的な蓄積が進み、技術革新が飛躍的に進展してきたにもかかわらず、この領域における規制は最新の知見が反映される形でアップデートをされていない状態となっている。例えば、分離・回収方法がアミン法⁷に限ることで二酸化炭素濃度が99%⁸以上でないと地下に貯留できないといった問題が生じている。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)に基づく許可により実施している海底下CCS事業について、海洋環境の保全と海底下CCS事業の促進の両立を図る観点の下、苫小牧CCS実証実験にて得られた知見及び最新の科学技術を基に、必要な規制は適切に存続する一方、事業者等にとって過度な負担となっている無用な規制は廃止するという姿勢で、既存の規制の在り方を見直していくことが望ましい。成長戦略ワーキング・グループ⁹での議論を受け、令和3年度からの事業については、海洋環境の監視における採泥等の回数が緩和されたが、引き続き不断の見直しを進めていくことが重要である。なお、海洋環境への悪影響を与えないよう十分留意する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 環境省は、二酸化炭素を貯留する事業者による海洋環境の監視計画の内容及び異常が生じた場合の監視レベルの移行基準¹⁰について、事業者の自主判断で一定の変更申請を行えるよう検討を行い、その結果をガイドライン等に明記する。

⁷ アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法

⁸ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)第11条の5第1項第2号に規定されている。なお、石油の精製に使用する水素の製造のためにアミン法が用いられたことにより集められたガスである場合には、体積百分率九十八パーセント以上となっている。

⁹ 第5回成長戦略ワーキング・グループ(令和3年2月12日開催) <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210212/agenda.html>

¹⁰ 通常時監視から異常時監視へのフェーズ移行を判定する基準

- b 環境省は、二酸化炭素の分離・回収技術について、現在の規定であるアミン法に限定することが妥当か及び貯留できる二酸化炭素の濃度を 99%（又は 98%）以上とする規制を課すことが合理的か最新の知見を基に検討会において議論し、結論を得る。その結果に基づいて、法令の改正、ガイドラインの策定、事業者への周知等必要な措置を講ずる。

(5) 刑事手続等のデジタル化

【a：検討会における検討については令和 3 年度内を目途に取りまとめ、法制化のスケジュールについては上記取りまとめ後速やかに結論、

b：令和 3 年度以降継続的に措置、c：令和 3 年度措置、d：令和 4 年度結論】

<基本的考え方>

刑事手続についてデジタル技術を活用することは、手続に関与する国民の負担軽減につながり、また、感染症拡大時にも円滑・迅速な手続を可能とする観点から有用であると考えられるほか、捜査・公判業務の効率性・正確性をより向上させるものであることから、その早期実現は、関係者の権利利益の保護や我が国の治安の維持・向上に資するといえる。

令和 3 年 3 月に、法務省に「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が立ち上げられ、捜査・公判におけるデジタル技術の活用方策の検討が開始されたところであるが、デジタル技術の活用の早期実現のためには、政府においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、可能な分野におけるデジタル技術の活用の目標時期を含めたスケジュールを速やかに検討の上、着実に取組を進める必要がある。

また、民事訴訟手続について法制審議会における検討が進んでいるところであるが、関連する家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等についても、デジタル化の検討を速やかに進めるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用方策について、民事訴訟手続のデジタル化の状況、現場でのニーズの高さや喫緊性等を踏まえ、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において法制化についての検討を進め、令和 3 年度内を目途に取りまとめを行い、その後速やかに、法制化に向けたスケジュールについて検討を行い、結論を得る。
- b 法務省及び警察庁は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進する。特に、警察庁は、デジタル化により、都道府県警察における捜査や事件管理・証拠品管理等を効率的に推進するための全国統一的なシステムの構築を目指し、その時期も含めて必要な検討及び調整を行う。
- c 法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、現行家事事件手続法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用としての一部の家庭裁判所本庁における試行を踏まえて、当該運用の他の家庭裁判所への展開、同様に現行法制下

での民事保全、執行、倒産手続等における地方裁判所でのウェブ会議等を活用した非対面での運用・展開に関する検討を進めることについて、最高裁判所に協力を求める。最高裁判所には、早期に結論を得ることを期待する。

- d 法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟手続におけるデジタル化の実施状況・法制度整備・施行予定との整合性や手続の特性等も考慮しつつ、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に関する検討を継続し、一定の結論を得る。

2. 雇用・人づくりワーキング・グループ

雇用・人づくりワーキング・グループでは、期初の方針に基づき、「今般のコロナ禍やその後の時代を見据えた働き方等への対応」、「未来を支える人材の育成」という視点の下、効果の高い規制改革について議論を行った。

今般のコロナ禍やその後の時代を見据えた働き方に対応していくためには、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方としてテレワークの普及・促進を図ることや、多様な働き手に対する就業環境の整備を行うことなどが重要である。また、我が国の発展を支える人材育成については、急速なデジタル化による社会変革が進み、求められる人材像が変化していく中、教育の在り方を不断に検証し、児童・生徒・学生に最良の教育とその環境を提供していく必要がある。

以上の観点から今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) テレワークの普及・促進に資する取組

【措置済み】

<基本的考え方>

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、昨年4月から5月の緊急事態宣言中にはテレワークが急速に広まったが、その後の実施率は減少傾向が見られる。テレワークは感染症対策のみならず、時間や場所に捉われない柔軟な働き方を実現し、また都市圏への一極集中の是正等に寄与する側面もありその普及・拡大は重要である。実施に当たっての諸課題を解消し、質の高いテレワークが幅広く行われるようにすべきである。

厚生労働省は、企業がテレワークを行う際の労務管理上の対応方法等について記述した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」という。)を定めている。労使双方にとってテレワークでの働き方を行いやすいものとなるよう、テレワークガイドラインの実態を踏まえた記述を充実させ実効性を伴った内容とするよう、全面的に刷新するべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は、テレワークの普及・促進に資するよう、以下の方向性を踏まえて「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」において、テレワークガイドラインの改定及び関連する措置に向けた議論を加速させ、取りまとめを行う。その結果に基づき、テレワークガイドラインの改定等を行う。

○ 総論

- ・ テレワークの普及・促進のためには、テレワークは働き方として、労働時間管理にとどまらず、労務管理全般について、テレワークはオフィスで働く場合と同様に扱われるものである一方、その特性上、オフィスで働く場合と異なる点が生じ得るものであることから、労働時間に関する関係法令の留意事項を示すだけでなく、これまで記載の薄かった労務管理全般に関する事項を充実させ、労使双方にとってテレワークでの働き方を行いやすいものとしていく必要がある。具体的には、労働者の健康状態の確認や、人材育成、人事評価等の観点から網羅的に整理

し、質の高いテレワークを行えるよう労使双方にとってテレワークの実施に当たって取り組む事項が明確になるよう記載を充実する。

- ・業務を効果的に実施する観点から出社とテレワークを組み合わせることが有効な場合もあることや、テレワークの実施に当たっても労働時間と生活時間の切り分けなど労働者のワークライフバランスについても配慮が必要であることを記載。

○ 労務管理

- ・正社員、非正規雇用労働者等の雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者を分けることのないよう留意が必要である旨を記載。
- ・また、派遣労働者についても、円滑にテレワークが行うことができるよう、テレワークを行う際の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）上の留意事項について言及する。
- ・労働者が自律的に働くことができるよう、労使双方にテレワークのメリットがあることを明確にしつつ、管理者側のマネジメント能力の向上や労働者の人材育成も重要である点に言及する。
- ・在宅勤務手当や実費支給の通勤手当が社会保険料の算定基礎となる報酬に該当するか等の取扱いについて明確化する。

○ 労働時間管理

- ・労働時間管理について、出社の場合と比べてテレワーク時には、使用者による現認ができない等の特性があり、長時間労働の抑制に留意する必要がある。テレワーク時に過度な管理を求めるものではないことを明確にしつつ、テレワークの特性も踏まえた適正な労働時間管理ができるよう、いわゆる中抜け時間の対応等にも留意しつつ、労働者の自己申告による把握も含めた労働時間の把握方法などを明確化する。
- ・テレワーク時の所定労働時間外・休日・深夜労働についてはテレワーク時において、これらが原則禁止であるとの理解がある記述をテレワーク時以外の場合と同様の取扱いに修正する。
- ・事業場外みなし労働時間制やフレックスタイム制がテレワークになじみやすい制度である旨を示した上で、適切な活用が図られるよう、適用要件などにかかる記載の整理・明確化を行う。

○ 労働安全衛生等

- ・自宅等でテレワークを行う際の作業環境の整備や、労働者のストレス軽減や心身の不調の変化の早期把握に当たって事業者・労働者が留意すべき事項について、テレワークの特性を踏まえて整理し、例えばチェックリストなどにより、分かりやすく示す。その際には、労使双方にとってチェックリストなどの確認が過大な負担とならないよう留意する。
- ・テレワーク時において被災した労働者への迅速かつ公正な労災保険給付のため、事業主等が災害発生状況を正確に把握できるよう、労働者が当該状況を記録しておくこと等の方策を示す。

(2)労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃

【a,b,e:措置済み、

c:令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、

d:継続して検討】

<基本的考え方>

新型コロナウイルス感染症対策で進んだ、テレワークを始めとした場所に捉われない柔軟な働き方は、感染症対策としてだけでなく、ワークライフバランスの実現や労働力人口の確保、都市圏一極集中の是正等にも資するものであり、社会におけるニューノーマルとして定着を図る必要がある。

労働関係法令における書面・押印・対面規制についても、柔軟な働き方を阻害する点があり、これらについて、見直しを進めることが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、長時間労働等が認められる労働者に対し行う医師による面接指導について、コロナ禍で対面指導に制約がある中、非対面の面接指導を促進する観点から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(平成27年9月15日厚生労働省労働基準局長通達)における対面を原則とする記述を削除し、中立的な記述となるよう見直す。あわせて、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師について産業医である必要があるなど一定の要件が課されているが、一定の要件のうちいずれかに該当することが望ましい旨の記載とし、事実上要件を撤廃する。
- b 厚生労働省は、健康保険法(大正11年法律第17号)に基づき事業主が健康保険組合に提出する被保険者資格取得届等の書類について、押印を撤廃するべく省令改正を行う。また、「健康保険被扶養者異動届」など民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する。
- c 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)により、労働者等への通知及び労働者からの異議申出については書面で行う必要がある。この点について、厚生労働省は、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があることも考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるよう配慮しながら、相手方に確実に到達する方法で提供するとともに事後に紛争が生じて労働者の地位が不安定になることを防止するという法の趣旨を踏まえ、電子化を可能とすることに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 労働基準関係法令は、「事業場単位」で個々の労働者の就労状況を踏まえ適用するとされているところ、例えば、事業場間での配置転換に際し事業場単位での労働時間を通算しなくてもよいとされていることなど従来の「事業場単位」の考え方では必ずしも適切といえない点があると考えられる。また、就業規則や36協定についても、多くの企業が、事業場からの意見を聞きつつ本社主導で管理を行っている実態にあるとの意見もある。

厚生労働省は、以上のような観点にも留意しつつ、労働基準関係法令において

「事業場単位」で適用される制度や行政手続の在り方について、職場環境の変化や就労の実態を踏まえてより適切なものとなるよう、「事業場単位」の妥当性も含めて、現在の労働基準関係法令の施行の状況の実態の把握を行いつつ、中長期的な課題として検討する。

- e 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づく特別教育の実施に当たり、「インターネット等を介した e ラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について」では、例えば、動画再生や PC の操作記録等に基づき事業者等が受講状況を確認する場合や WEB 会議ツールを用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う等の措置をとる場合等には監視者の配置や受講時間の特定を求めるものではないことが必ずしも明らかとなっていない。

厚生労働省は、受講状況の確認と各特別教育規程で定める教育時間以上の教育が行われたことが担保できれば、以上の例のような e ラーニングを行うことができることを明らかにし、具体的な措置のモデルケースを提示しつつ、通知などの措置により周知する。

(3) 多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備

我が国では、今後少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれ、若年労働力の減少及び高齢労働者の増加等により、職業人生の長期化が見込まれる。また技術革新等による、労働市場をめぐる環境変化やグローバル化、デジタル化、さらには今般の新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとしたテレワークの拡大などで、働き手・働き方の多様化が進むとともに、就業環境をめぐる変化が加速している。

労使双方がこうした就業環境等の変化に対応することができるよう、従来型の「日本型雇用制度」といわれる就業形態を前提とした旧来の慣行・制度を見直していく必要がある。

現在、我が国の労働生産性は主要 7 か国で最低となっている。従来型の「正社員」に対する OJT 等による人材育成システムが就業環境の多様化の中で十分に機能しなくなるとともに、企業による人材投資が減少傾向にあることがその要因の一つと考えられる。

旧来型の人材育成システムやキャリア形成に頼るだけでなく、働き手一人一人が、自律的・主体的にキャリア形成を行っていくことに対する支援を充実させることによって、社会環境の急速な変化に対応したキャリア形成体制を構築していくことが重要である。その際には、今般の新型コロナウイルス感染症による環境変化も踏まえ、フリーランスとして働く人、非正規労働者への支援の在り方についても幅広く検討していく必要がある。

さらに、就業環境の多様かつ高速な変化に対応し、労使双方が多様な選択肢を受入れ、環境変化への対応をサポートできるよう、労働法制全般について、労働実態や雇用慣行等の変化を踏まえつつ抜本的な検討を行っていくことが必要である。

ア 多様な働き手に対する職業訓練・教育訓練機会の提供

【令和 3 年度措置】

<基本的考え方>

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）等に基づき実施されている公的

職業訓練は、主に雇用保険加入者を対象とした「公共職業訓練制度」と主に雇用保険を受給できない者を対象とした「求職者支援制度」から成っている。

令和2年3月に改正された、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）が本年4月1日に施行され、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務となるなど、職業人生の長期化が見込まれる。加えて働き手・働き方の多様化が見込まれる中、公的職業訓練制度、教育訓練給付制度を多様なニーズに応えられるものとするべく見直しを図る必要がある。その際には、オンラインによる受講を最大限活用し、講義内容の質の向上、受講者の拡大等を図るなど、利用者の利便性を向上させる取組が必要である。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされる方等に対して、特例措置として訓練期間・訓練内容の多様化・柔軟化が図られているほか、一定の教育訓練を受けた場合に「教育訓練給付」による支援が行われている。こういった取組の効果等も検証しながら、求職者支援制度、公共職業訓練、教育訓練給付制度等の在り方を検討していく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、中高年齢層を対象に、実務に即した多様な訓練プログラムを開発するなど、職業人生の長期化や将来的なキャリアを見据えた訓練を推進する。
- b 厚生労働省は、高齢求職者を対象とした離職者訓練プログラムの研究開発を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施しているところ、労働市場における求人・求職の動向を勘案しつつ、職種等のミスマッチ解消も目指して開発したカリキュラム等を基に高齢求職者向けの訓練の普及を図る。
- c 厚生労働省は、公的職業訓練におけるオンラインによる訓練の実施状況や訓練効果等を把握・分析した上で、利用実績向上等の目標設定も見据えつつ、受け手の利便性や訓練効果の向上等の観点からオンラインによる訓練の活用促進に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、教育訓練給付制度に関して、既にオンラインによる教育訓練も対象となっているが、制度活用を図る観点から、一層の周知を図る。
- e 厚生労働省は、令和3年2月より、実施されている求職者支援制度に係る特例措置に関して周知を図る。
- f 厚生労働省は、求職者支援制度に係る特例措置の実施状況等の効果について分析・把握を行い、今後、求職者支援制度をより有効なものとなるよう、必要に応じ措置を行う。

イ 自律的・主体的なキャリア形成の支援と職業生活の安定を図るためのセーフティネットの整備

【a,b:令和3年度措置、
c:令和4年度措置、
d:令和3年措置、
e,f:令和3年検討開始】

<基本的考え方>

我が国では、労働者のキャリア形成への支援として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく教育訓練給付による学習の促進支援、職業能力開発促進法等に基づく公的職業訓練の実施による職業能力の開発・向上、人材開発支援助成金による事業主への教育訓練休暇制度等への導入支援等が実施されている。

しかしながら、これらの制度は体系的には示されておらず、企業・働き手が十分に理解し、人的資本への投資や自律的・主体的な学習・能力開発を促すには至っていない。

したがって、これらの人材開発施策を体系的に示し、企業・働き手の利用を促し、自律的・主体的なキャリア形成の支援することが重要である。その際、フリーランスや非正規労働者など多様な働き方が増えてきている現状を踏まえ、あらゆる働き手を対象とすることが必要である。

また、職業人生の長期化の中で、若年期より各人が自身の職業能力開発の必要性を継続的に意識しながら、時代のニーズに即した学習に取り組む必要がある。

こうした取組を支援するべく「キャリアコンサルタント」の活用や「キャリア形成サポートセンター事業」によるキャリアコンサルティングの促進、「ジョブ・カード」の普及・活用の促進等により、働き手の自律的・主体的な学習、キャリア開発等を促す必要がある。

今般の新型コロナウイルスをきっかけとし雇用維持を主眼として「在籍型出向等支援協議会」が設置され在籍型出向への支援が行われている。在籍型出向には、長期にわたる職業生活の安定を図る一方で、働き手にとり複線的なキャリア形成、能力開発等の機会が充実する側面もあると考えられ、今般の取組を検証の上、今後のキャリア形成支援に活かしていくことが重要である。

また、働き方の多様化の中で、フリーランスという形での働き方が増えてきている。フリーランスについては、いわゆる正社員との格差の問題など、その支援の在り方を、現在設置されている「フリーランス・トラブル110番」などの仕組みの状況等も見ながら考えていく必要がある。

あわせて、働き方や職業キャリアに対する考え方の多様化等を踏まえ、すべての求職者がその能力とキャリアを活かし、各自の価値観に沿ってキャリア形成を摩擦なく実現できるよう、公平で信頼できる労働市場を整備する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、正社員にとどまらない多様な働き手の自律的・主体的なキャリア形成の促進を主眼に置き、人的資本への投資戦略の重要性、実務につながる教育訓練の実施、働き手の時機に応じたキャリアの棚卸しや企業の人事政策の一端であることを念頭に置いたキャリアコンサルティングの必要性、教育訓練休暇の付与・取得促進など、働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示した「リカレントガイドライン」の策定を行う。その際には、上場企業等に対してはコーポレートガバナンスコードの趣旨や内容も踏まえた連動等も視野に含みつつ、労使からの意見を反映させながら検討を開始し、速やかに必要な措置を行う。
- b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの働き手・企業双方にとっての質の向

上のため、5年ごとの資格更新に係る研修のみならず、オンラインによる動画教材を提供しているところであるが、利用者へのヒアリング等を通じ、自律的・主体的なキャリア形成のためのコンサルティング実施に向けて検討を行い、必要な措置を行う。

- c 厚生労働省は、令和2年に実施したジョブ・カードの利用者ヒアリングの調査結果を踏まえ、キャリア・プランニング及び職業能力証明ツールとして、労使双方における利便性・利用継続性の向上や、生涯にわたる活用の促進のため、ジョブ・カードをオンライン上で登録できる新たな作成支援サイトの構築を行う。
- d 厚生労働省は、「在籍型出向等支援協議会」において事例収集及び、在籍型出向によるキャリア形成・能力開発にかかる効果についても調査・把握を行い、横展開を図る。
- e 厚生労働省は、必要に応じ関係省庁と連携し、フリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容について把握・分析を行うとともに、キャリア形成への支援や労災保険の特別加入の拡大等、フリーランスに対する必要な対応について検討を行う。
- f 厚生労働省は、「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」において、多種多様となっている人材サービスについて現状把握を行い、事業者の透明性向上や求職者等の安心感を高めるべく、今後の雇用仲介制度の在り方について、検討を行う。

ウ 社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえた雇用関係制度の見直し

- 【a:令和3年調査結果公表、調査結果が得られ次第検討開始、
b:令和3年調査結果公表、議論を開始し速やかに結論を得る。
結論を得次第、措置】

<基本的考え方>

企業において多様な人事制度の導入が散見され、今後も様々な雇用関係の取組が進められる可能性がある。

かかる中、社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえ、労働法制全般について包括的に議論を行い、グローバル化、デジタル化にマッチし、雇用側、労働側双方にとって利益となる見直しを検討していくべきである。こういった雇用慣行の変化を通じ、現行の労働法制や雇用慣行との関係で整理すべき論点が生じてくることも予想され、そういった論点に対して的確に対応していく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は裁量労働制について、現在実施中の実態調査に関して、適切に集計の上、公表を行う。その上で、当該調査結果を踏まえ、労働時間の上限規制や高度プロフェッショナル制度等、働き方改革関連法の施行状況も勘案しつつ、労使双方にとって有益な制度となるよう検討を開始する。
- b 厚生労働省は、多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化及び労働契約法（平成19年法律第128号）に定められる無期転換ルールの労働者への周知について、「多様化する労働契約のルールに関する検

討会」において、令和3年公表予定の実態調査結果等を踏まえて議論を行い、取りまとめを行う。その上で、労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備

我が国の発展を支えるのは人材育成である。教育の在り方を不断に検証し、児童・生徒・学生に最良の教育とその環境を提供していく必要がある。

我が国の大学における教育・研究は、昨今の技術革新や社会情勢等の変化等に十分に対応できず、また、アジアの諸大学の台頭の影響もあり、世界トップレベルとは言えない時代が続いている。また、高校については、中学校卒業者の99%が進学する中、大学進学や就職など実社会への進路に向けた、重要な教育機関と位置付けられるにもかかわらず、学校生活への満足度や学習意欲に低下がみられるという状況にある。初等中等教育においても、諸外国と比較して、数学的・科学的リテラシーは引き続き高水準にあるものの、読解力(テキストの探索・理解・評価など)は低下してきている。AIやロボットが普通に使われる社会において、これからの子どもたちには、知識や技能を身に付けるだけでなく、それらを使いこなす能力が求められていく。

新型コロナウイルス感染症の広がりをきっかけとして、教育の在り方が改めて問われている。デジタル技術の活用によって、教育の質の向上が可能になってきている中、高等教育・初等中等教育の在り方を大きく見直すべきである。デジタル技術の活用を前提として、社会変化に即応した柔軟なカリキュラム編成、多様な専門分野を持つ教師の登用、オンラインと通学を組み合わせた最適な学び方の実現などにより、児童・生徒・学生にとっての最良の教育環境を一刻も早く実現する必要がある。こういった観点から、大学・高校の設置基準の見直しを行うべきである。

また、教育の質の向上のため、教師等の教育に携わる人材の能力を一層高めていく必要がある。少子高齢化が進み、公立学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭)の教員採用倍率も低下している中で、将来に向けて教師の質の確保を図る必要がある。また、デジタル時代・グローバル時代に向けて、専門性の高い人材や社会人としての経験を有する人材が教育に参画し、児童・生徒がより質の高い教育を受けられる仕組みを一刻も早く整える必要がある。

ア デジタル時代を踏まえた大学設置基準等の見直し

【a, d, e, f, g, h, i: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b, c: 措置済み】

<基本的考え方>

デジタル技術が進歩し、大学においてオンラインを活用した教育が当たり前に行われるようになった。デジタル技術の活用により、対面を前提としてきた通学制においても、新しい形での教育を提供し、教育の質を高めることが可能となってきている。従来の通信制大学においても、デジタル技術の活用等により、従来型の通信制を超えて、質の高い授業を提供することが可能である。通学制大学と通信制大学の相違は相対的なものと言える。また、これまでの通信制・通学制を前提とする規制・制度が、今後、大学の現場で新たな取組を進める足かせとなり、教師・学生双方の不利益となり得るという意見もある。

このような教育環境の変化を踏まえ、通学制、通信制に関する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の規制・制度について、デジタル時代における大学教育の質の向上の観点から、人的・経済資源の充実及び多様化に向けて、大学の教育現場における独自性を発揮できるよう、以下の事項についてその在り方を検証し、教育の質保証に留意しながら抜本的に見直すべきである。

＜実施事項＞

- a 「遠隔授業の方法により修得する単位数の上限（60単位）」については、一部のみオンラインで実施する場合はこの上限の範囲内には入らないことが明確化されたが、通学制と通信制の設置基準の見直しに当たっては、通学制と通信制の差異が相対化していることを踏まえ、それぞれの長所を生かした形で大学が独自性を活かすことができるよう、更なる見直しが必要であり、関係者の意見を聞きながら検討を行う。
- b 現在、多くの大学は対面方式と遠隔方式を組み合わせた「ハイブリッド方式」を取り入れているが、この方式において授業が行われた場合に、対面／遠隔で受講した学生から見て、それぞれ対面授業とカウントされるのか、遠隔授業とカウントされるのか（60単位に含まれるのか）ルールを明示化し、周知する。
- c 卒業に必要な124単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数の上限は60単位、対面授業が求められるのは64単位であるが、「遠隔授業が半数以下の場合には対面授業とみなされる範囲は、124単位全てに適用される」というオンライン教育に関する活用の趣旨の大学現場への浸透を図るとともに、コロナ禍において特例的に認められている措置（対面授業を実施することが困難である場合、遠隔授業等を行う弾力的な運用が認められる措置）が、いつまで適用されるのか、早急に周知する。
- d 大学設置基準では、授業の主たる実施場所は大学の校舎等であることが求められ、学外の施設の利用は授業の一部のみで認められているが、オンライン授業の普及・利用状況を踏まえ、また大学に今後期待されるリカレント教育の実施に向けた社会人の利便性等の観点から、校地・校舎面積の物理的空間としての規制、例えば「校舎等施設」（「大学設置基準」第36条）「校地の面積」（同第37条）「校舎の面積」（同第37条の2）並びに「運動場」（同第35条）等の基準について、大学の独自性を考慮した上で、柔軟に対応できるよう見直しを実施する。また、デジタル書籍の利用やオンライン授業が今後更に広がると想定される中で、大学設置基準における体育館を始めとした施設の設置義務等の妥当性について検討し、見直すとともに、必ずしも「紙の本」の図書館や教員の個室は必要ないという点と併せて、周知する。
- e 国際的活躍を目指す学生のキャリア形成の過程において、海外大学院への進学は珍しくないが、大学設置基準において、卒業要件は、「大学に4年以上在学し、124単位以上を修得する」と定められている。大学卒業要件は、大学に何年在学したかではなく、何を修得したかで認められるべきであり、「単位」（「大学設置基準」第21条）を取得した場合には、4年未満であっても卒業できるように見直しを行う。同時に、入学時期や卒業時期についても、海外への大学留学・大学院進学における利便性も踏まえ、柔軟な設定を可能とする。

- f 時間的、地理的な制約が緩和されるデジタル時代においては、対面教育のみを前提とした現行の厳格な定員管理は、より柔軟かつ合理的な定員管理に見直される必要がある。定員管理について、個別の事情（例えば医学部における実習可能数の上限等）がある場合を除いて、「学部単位の入学定員」をより柔軟化するとともに、単年度での管理についても、複数年度の平均値での管理など、より現実的な方法に変更を行う。また、社会人学生や留学生に関する定員についても、より柔軟な設定をすることを可能とする。
- g 大学設置基準において、「当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数」と「大学全体の収容定員に応じ定められる教授等の数」の合計した数以上」と定められている専任教員数の規定について、学部の種類や各大学の実態に即した形で見直す。
- h 魅力的な大学・専門職大学の設立に当たっては、優れた実務家教員の採用による民間ビジネスの実態に合わせた環境の整備等は必須であるが、その基準は必ずしも明示化されていない。したがって、「実務家教員」の定義（実務家教員の研究・教育実績の明確化）や学校名（どのような学校名なら認可されるか、不認可となるか、またその基準について）等については、大学等の設置認可の申請に当たり、誰もが分かりやすい形で明示化する。
- i 大学設置基準において、単位互換が認められるのは60単位の上限があるが、海外からの留学生の取り込み、国内の日本人の海外留学の促進、大学間の単位互換の促進などの観点から、単位互換制度の活用状況や将来的なニーズ、また、自ら定める学位授与方針等との整合性や質保証の観点等も踏まえ、単位互換制度の在り方について議論を行う。

イ デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し

【a:令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b,c,d:令和3年度措置】

<基本的考え方>

大学と同様、高校においても、デジタル技術を活用することによる質の向上を図ることができるとともに、オンライン教育等の活用により、従来の通信制教育を一層高めていくことが必要になる。

人的・経済資源の充実及び多様化に向けて、高校の教育現場における独自性を発揮できるよう、以下の事項についてその在り方を検証し、教育の質保証に留意しながら抜本的に見直すべきである。

<実施事項>

- a デジタル技術の進歩と活用により、各高校がより多様な教育を提供することが可能となったことを踏まえ、全日制・定時制と通信制のそれぞれの長所を生かしながら、教育現場の独自性が活かされるようにすべきである。このような観点から、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）に定める施設・設備要件については、より柔軟な対応が可能となるようにすべきである。全日制・定時制・通信制それぞれの設置基準についても、教育現場における創意工夫が最大限生かされ、質の高い教育が実現できるよう、柔軟なものに見直していく必要がある。

る。したがって、「校舎の面積」(「高等学校設置基準」第 13 条、「高等学校通信教育規程(昭和 37 年文部省令第 32 号)」第 8 条)、「運動場の面積」(「同基準」第 14 条)、「校舎に備えるべき施設」(「同基準」第 15 条「同規程」第 9 条)、「その他の施設(体育館)」(「同基準」第 16 条)について、各要件の根拠を明確にするとともに、今の時代に即した抜本的な見直しを行う。

- b ICT の活用等により、生徒それぞれが苦手分野の克服や、より高次な学習内容を修得することが可能となる中で、各学校において、生徒の習熟度等を考慮し、特に必要がある場合には、学習指導要領で設定されている標準単位数に縛られず、単位数を増減できること、及び学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、後に履修する科目の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能である旨は、「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和 3 年 3 月)」において公表されているが、現場への確実な浸透が図られるよう周知する。
- c オンライン授業は、プログラミングなど日々のアップデートが必要な教科について、外部の専門家の最先端の授業を受講することを可能とするだけでなく、担任教師はその時間を個々の生徒のフォローや教務に充てることができるなど、多くのメリットがある。オンライン授業の活用について学校現場の裁量が広がったことを踏まえ、教育現場において教育の質を高める多様な取組が実施されるよう、さらには教師がオンライン授業を活用するための ICT 等の知識習得やオンライン授業の具体的活用方法を示すなどソフト面も含めた支援を行うことにより、必要な環境整備を実施する。同時に、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICT を活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その結果も踏まえた目標設定を行う等 ICT の効果的な活用に向けた取組を推進する。
- d 指導要録は、在籍生徒一人一人について、学籍に関する記録、指導に関する記録をまとめたもので、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)に基づき、各学校において保存義務が定められている(は 20 年、 は 5 年)。現行制度においても、指導要録の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは可能であり、校務支援システムにおける指導要録のデータ項目の標準化も既に行われているところであるが、校務の情報化・標準化を進める観点からも、このような校務支援システムの導入等により、指導要録の電子化をより一層促す。

ウ 教員資格制度にかかる規制・制度の見直し

【a, c, d, e, f: 令和 4 年度までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b: 令和 3 年度措置】

<基本的考え方>

公立学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭)の教員採用倍率は平成 12 年度の 13.3 倍をピークとして減少しており、令和 2 年度調査では 3.9 倍、特に公立小学校は過去最低の 2.7 倍まで低下している。これに伴う教師の質の確保が課題となる中、公立小学校の学級編制の標準を 35 人とする少人数学級の実現に向けた定数改善を今後 5 年間で計画的に進めることと

したことも踏まえ、質の高い教師の確保に向けた取組の検討が進められている。

また、教師の質とは何かについて、一概に定義することは難しいが、文部科学省においても、今後、様々な審議会、検討会等で検討するものとしている。速やかに教師に求められる資質能力を整理・明確化するとともに、「質の高い」人材が教師となれる多様なルートの検討により教育現場全体の質の一層の向上を図るべきである。加えて、こうした質の高い教師が教師でなければできないことに注力できるよう、学校における働き方改革を着実に推進し、学校現場の環境整備を行うことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 教師の「質」と「量」にはトレードオフの関係があるとの指摘もある中、教師の「質」について早急に議論を行い、分かりやすい形で示されるよう、結論を出す。また、これに伴い、現在の教員免許制度や免許更新制が教師の質を高めているのかについて検証を行い、教師としての人材育成・評価の観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。
- b 多様な外部人材を教師として登用する際の「特別免許状」について、その数はいまだ年間 200 件程度にとどまっている。特別免許状制度の利用を促進するため、手続面での見直しを行うとともに、要件の見直しを行う。
具体的には、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、
 - ・ 通年の申請を可能とし、取得までの時間を短縮できるよう都道府県教育委員会に対して要請
 - ・ 特別免許状取得者が教員数の 2 割を超えるとときの 3 年以上の勤務経験要件の廃止
 - ・ 教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などの取組を行う。
- c 更なる外部人材の登用を進めるためには、一定の能力・経験を有する社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できるよう、大学における教職課程の履修を通じた教員免許状の取得に限定されない、特別免許状を活用した仕組みを検討する。具体的には、都道府県教育委員会が、能力・経験の基準を明確に定めるとともに、域内の学校長の推薦を待つだけでなく、教育現場の実情を踏まえた都道府県教育委員会のイニシアティブにより特別免許状が授与されるようにする。
- d 企業におけるインターンシップのような仕組みによる質の確保、学校外でのマネジメント経験を考慮した管理職としての登用など、社会人を教育現場に柔軟に登用するための具体案を明確に示す。
- e 社会人登用に必要な採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。
- f 学校現場に関わりたいと考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、また、その実現のためには、どのような手続・要件を経ていく必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形での関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的に呼び込み・活用する。

(5) オンライン教育等にかかる規制・制度の見直し

<基本的考え方>

少子化が急速に進展する一方、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあるなど、急速な社会変化が伴う「予測困難な時代」を生き抜くためには、デジタル技術を可能な限り活用し、すべての児童生徒及び学生の可能性を引き出すための学びの環境を整備することが必要である。このため、文部科学省において、GIGAスクール構想の実現に向け、小学校及び中学校において一人一台端末の導入を進めるとともに、高等学校においても端末を整備するなど、ICTをこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして活用する環境を整えている。今後は、こうしたICTの環境整備を活かし、各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達の段階に応じて、オンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていかなければならない。

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業期間中における同時双方向型のオンライン指導等、ICTを活用した学習の取組が、全国の学校現場において広く行われた。これを一過性のものとせず、この取組を通じて得た様々な成果や課題を検証し、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進していかなくてはならない。あわせて、一人一台端末の整備に伴い、学校現場におけるデジタル教科書の使用が全国規模で着実に進むよう、その使用の基準の見直しとともに、普及促進を図るべきである。

一方で、こうした取組を進めるに当たっては、学校がこれからの社会で更に必要性が増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の安全性を確保しつつ、それに必要なきめ細かい指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことも併せて踏まえる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

ア オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現

【a～d:令和3年度措置、

e, f, g:措置済み、

h:令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<実施事項>

a 新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた目標設定を行う等、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。

b 教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。

具体的には、

・教師が、学習の遅れの見られる児童生徒にはより重点的に指導を行ったり、学

習進度の早い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりすること、

- ・外国語に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを図ることを通して指導したり、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携して指導したりすること、

など、オンラインを活用した授業の好事例を示し、学校現場の創意工夫の下、児童生徒に寄り添った質の高い教育が行われるよう、学校現場を後押しする。その際、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。

- c 各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでいても、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。
- d 学校で学びたくても学べない不登校児童生徒や病気療養児について、自宅や病室等で行うオンラインを活用した学習(同時双方向での授業配信やオンデマンド動画等を活用した学習)を一層円滑に行うことができるよう、一人一台端末の活用を進める。また、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、学校現場に対し、引き続き周知を図る。
- e 高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算しないよう算定方法を弾力化し、教師による対面指導とオンラインを活用した指導を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。
- f 離島・中山間地域等に居住する生徒であっても、生徒自らの進路希望に応じて、他校の通信課程の科目を受講することで、多様な科目を学ぶことなどができるよう、高等学校段階における全日制・定時制と通信制とのハイブリッド的な取扱いを推進する。
- g 通学制の大学におけるオンラインを活用した授業により取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算しないことを明確化する。また、通信制の大学においては、オンラインを活用した授業のみで上限なく全ての単位を取得できることも併せて周知を図る。あわせて、例えば、オンライン教育の活用による留学を促進する観点から、日本人学生が海外に滞在しながら、また、外国人学生が自国にいながら日本の大学の授業を受ける場合、通学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本での対面授業の柔軟な組み合わせによる教育が可能であることなどの周知を図る。同時に、通学制の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添い、学生が安心し、十分納得した形で学修できるように対応することが重要である旨を併せて周知する。
- h 教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)の見直しについ

て、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る。

イ 学習者用デジタル教科書の普及促進

【a:措置済み、b:令和3年度措置】

<実施事項>

- a 一人一台端末環境の早期の実現等を踏まえ、デジタル教科書の活用の可能性を広げて児童生徒の学びの充実を図るため、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準について撤廃する。
- b aの実施を踏まえ、学校現場におけるデジタル教科書の使用が全国的に普及するよう促進する。あわせて、視力低下の防止等の健康面における配慮が必要であることから、健康面での留意事項等についても引き続き周知を図る。

ウ 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない場合の学びの保障

【措置済み】

<実施事項>

- a 小中高等学校において、新型コロナウイルス感染症対策として特例的に実施した今般の以下の取扱いについて、その他の感染症や災害等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合においても、同様の取扱いを可能とする。
 - 学校の臨時休業期間中におけるオンラインを活用した学習を含む自宅等での学習の成果を学習評価へ反映できること
 - 一定の要件の下で対面での再指導を不要とすること
- b 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を教師が実施したと校長が認める場合、オンラインを活用した特例の授業として位置付け、指導要録に記録することを可能とする。
- c 大学においても、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面授業の実施を予定していた授業を、十分な感染症対策を講じたとしても対面授業により実施することが困難な場合、オンラインを活用した授業を行う弾力的な運用を認めることとした今般の特例的に実施した取扱いについて、今後、他の感染症や災害等により対面授業の実施が困難な場合が生じたときにも同様の取扱いを可能とする。

(6)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

ア ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討

ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討状況について、厚生労働省よりヒアリングを行い、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において今後検討が進められる旨を確認した。今後も厚生労働省の取組を確認していく。（（3）ウ社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえた雇用関係制度の見直しを参照）

イ イノベーション人材育成の環境整備

各分野の専門家や幅広い経験を有する人材が学校教育に深く関与し、教育現場に

積極的に参加できる環境を構築する取組について、文部科学省よりヒアリングを行い、「質の高い教師が教育を行うことの重要性に鑑みた教員養成・採用・研修の在り方について、中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討すること」、また「既存の枠組みの下、当面の対応として社会人等多様な人材の活用など、学校現場に参画する多様なルートの確保に向けた制度改革等に取り組むこと」を確認した。引き続き、これらの取組が各教育委員会や大学等において着実に実施されるよう、フォローアップを行っていく。

3. 投資等ワーキング・グループ

世界中で新型コロナウイルスが依然として猛威を振るう中、更なる感染拡大の防止と経済の早期回復の両立を図ることが当面の最重要課題であることは論を俟たない。従前の接触・対面を前提とした経済活動に制約がかかる中、経済を下支えしつつ、持続的な成長を実現するという観点から、新たな需要を喚起し、国内外の投資を呼び込み、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に流通する基盤を構築していく必要がある。

経済を再活性化する政策を総動員し、我が国が官民挙げてデジタル化を加速していく上で、短期的には、新たな生活様式に向けた規制改革に取り組むことが極めて重要である。また、ポストコロナを見据えれば、デジタル化に対応していない規制を大胆に見直すとともに、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルが創出されるよう、既存の硬直化した規制・制度を見直す必要がある。この点、金融や物流といった経済活動の根幹に位置する分野においても、規制の見直しの余地は大きい。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) 飲食店等の道路占用許可基準の緩和等

【措置済み】

<基本的考え方>

コロナ禍で「新しい生活様式」への対応が求められる中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」(令和2年6月5日国土交通省道路局長通知)により、当初は令和2年11月30日まで、その後、令和3年9月30日までの間、地方公共団体又は商店街・地域関係者の協議会による一括申請を前提として、飲食店等が路上を利用した営業を可能とすべく道路占用許可基準が暫定的に緩和された。(沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和(以下「特例措置」という。))

並行して令和2年11月25日、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目的として、歩行者利便増進道路制度(以下、本項において「新しい制度」という。)が施行された。新しい制度は、新型コロナウイルス蔓延防止と「新しい生活様式」の定着に資するよう、特例措置を活用する飲食店等が切れ目なく利用できるものとする必要がある。

また、特例措置及び新しい制度の利用に当たっては、道路管理者と所轄警察署が緊密に連携し、特例措置から新しい制度への円滑な移行、基準の明確化、手続の時間短縮、オンライン化、ワンストップ化等、利用者の目線に立った取組を実施することが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、新しい制度が令和2年11月25日に施行されたことに鑑み、令和3年9月末まで延長された特例措置を利用する飲食店等が新しい制度に移行する際、切れ目を生じさせないよう必要な措置を講ずる。新しい制度の運用に当たっては、それを利用する飲食店等にとって、より簡便な手続となるように取り組む。

- b 国土交通省は、道路占用制度に係るホームページについて、利用者が必要な情報に容易にアクセスできるように改修を進める。また、新しい制度では、警察による道路使用許可上の確認項目も当該ホームページに掲載し、道路占用システムによる一括（ワンストップ）の申請が可能となるように対応する。さらに、地方公共団体等の道路管理者にも、オンライン申請を促進させる国の方針を周知する。
- c 警察庁は、新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可申請に当たって、定型的に確認が必要となる事項を整理し、国土交通省と連携して、同省の道路占用制度に係るホームページに掲載するとともに、道路占用システムによる一括（ワンストップ）の申請が可能となるように対応する。また、所轄警察署が新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る申請を受けた際、その内容を踏まえ、地元の消防署に緊急自動車の通行に支障が生じるような案件に係る情報が適切に共有されるよう、警察庁は都道府県警察を指導する。
- d 消防庁は、新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る申請があった際、地元の警察署から緊急自動車の通行に支障が生ずるような案件に係る情報が地元の消防署に適切に共有されるよう警察庁と連携して取り組むとともに、地方公共団体に必要な周知を行う。
- e 厚生労働省は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の改正に伴い、施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で必要な基準を定めるとされたことに鑑み、保健所を設置している地方公共団体の条例が、厚生労働省令の基準が客席の規定を設けていないことと齟齬を来たさないよう、当該団体の取組状況を適切にフォローする。

(2) 船荷証券の電子化

【令和 3 年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

貿易立国である日本にとって、輸入手続の簡素化・電子化は不可欠である。信用状やインボイスなど主要な貿易関連手続が電子化される一方で、国際連合国際商取引法委員会（以下「UNCITRAL」という。）では電子的移転可能記録に関するモデル法が制定される（2017 年 7 月採択）など、船荷証券の電子化を含む、国際的な法整備に向けた機運が高まりつつある。

こうした中、我が国において船荷証券は「運送人又は船長が船荷証券に署名し、又は記名押印しなければならない」と規定され（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 758 条）高コストで非効率な貿易手続の一因となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応の観点からテレワークの推進が求められるにもかかわらず、当該規定により事業者の出勤を余儀なくされている現状も指摘されている。

UNCITRAL モデル法を踏まえ、今後各国においても船荷証券の電子化に向けた立法化の進展が想定される中、国際的動向も注視しつつ、船荷証券の電子化を可能とし、貿易立国に相応しい環境を整備していくことが急務である。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

法務省は、「商事法の電子化に関する研究会」(令和3年4月立上げ)に参加し、国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。

(3)金融分野における規制改革

ア 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

【a:(第1弾)令和3年10月措置、(第2弾)令和5年度以後の課税分措置、
b:(前段)令和3年上期措置、(後段)令和4年度措置、
c,d:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

指定金融機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条により、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱うこととされているが、現状、書面・対面ベースの非効率・高コストな仕組みとなっており、指定金融機関等に多大な負担がかかっている。

例えば金融機関窓口を持ち込まれた納付書は、地方公共団体ごとに様式が異なり、手作業での事務処理が必要となっている。また、指定金融機関から地方公共団体への納税済み情報の受渡しの多くは紙で行われているため、地方公共団体においても同様に手作業の業務が発生している。

しかしながら、一部の地方公共団体が窓口収納事務に関する経費を負担していないことが、地方税等の収納効率化・電子化に向けた阻害要因となっているとの指摘もあり、速やかな見直しなどが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに拡大可能な税目の有無について継続的に検証する。
- b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。
- c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。
- d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。

イ 書面・押印・対面手続の見直し

【a:(前段)令和3年度措置、(後段)措置済み、
b:(前段)令和3年上期措置、(後段)措置済み】

＜基本的考え方＞

D Xの更なる推進や感染症対策の観点から、金融分野の行政手続における書面・押印・対面規制を見直す必要がある。また、民間同士の手続についても、法令等による規制のみならず、業界慣行による不要な手続を洗い出し、スピード感を持った電子化の促進が求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

- a 金融庁は、金融機関等から受け付ける申請・届出等について、令和3年3月末までに整備したシステム及び制度面での対応を踏まえ、令和3年度の可能な限り早期に運用を開始する。また、押印については、府令・監督指針等の改正を行い、令和2年中に全て廃止する。
- b 民間同士の手続に関して府令・監督指針等により書面・押印・対面を求めている手続については、その必要性を検証した上で、令和3年上期に見直す。また、業界慣行による書面・押印・対面手続については、金融庁と金融業界が連携して検討を行う検討会において、令和2年中に論点の取りまとめを行う。

(4)専任・常駐義務等の見直し

ア 特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化

【令和3年度上期措置】

＜基本的考え方＞

特定建築物所有者等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条第1項に基づき、特定建築物の維持管理が適正に行われるように監督をさせるため「建築物環境衛生管理技術者」を選任しなければならないとされている。

建築物環境衛生管理技術者については、「建築物環境衛生管理技術者の選任について」(平成14年3月26日厚生労働省健康局長通知)において、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として職務遂行に支障がなく、統一的管理性(建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものであること)が確保されている場合は、原則3棟までの兼務を認めることができることが示されている。

しかし平成14年以降、建築衛生設備・機器に関するICTは大きく進展しており、今日的な技術水準も踏まえ、建築物環境衛生管理技術者について、より合理的な配置が可能となるよう、その兼務要件について検討すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

厚生労働省は、建築物環境衛生管理技術者の兼務が認められる要件について「維持管理権原者が同一」であること等の必要性も含め、建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化について、令和3年夏を目途に、「建築物衛生管理に関する検討会」(令和2年12月立上げ)において最終報告書の取りまとめを行う。

イ 監理技術者の配置における専任要件の更なる合理化

【引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う者として配置することとされている。従来、監理技術者は重要な工事（公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、一定金額以上）の場合には工事現場ごとに専任の者を配置することとされていたが、令和2年10月1日に施行された改正建設業法により、建設工事の品質を確保しつつ生産性向上を図るため、監理技術者の専任要件が合理化され、従来、監理技術者の専任が必要であった工事現場において、監理技術者補佐を専任で配置することにより、監理技術者が2現場まで兼務することが可能となった。

一方、小規模な改修工事において、ICTを活用した適切な遠隔管理が可能になれば、専任で補佐を配置せずとも監理技術者の兼務が可能になるのではないかとの指摘もあり、今般の法改正の活用状況等を検証するとともに、必要に応じて更なる合理化について検討すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

国土交通省は、令和2年10月1日に施行された改正建設業法により、監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者の兼務が当面2現場まで可能となったことを受け、今後、兼務活用現場の実態やICTの活用状況等について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5)自動運転の実装に向けた環境整備

ア 歩行者用道路での自動運転車両走行

【措置済み】

＜基本的考え方＞

道路交通法（昭和35年法律第105号）上、歩行者用道路の車両走行が認められるのは、社会生活を営む上でやむを得ない場合に限られ、通行車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないこととされている。

しかしながら、低速で走行し、歩行者を検知次第直ちに停止可能な自動運転バスについては、歩行者用道路での走行を認めることによって、高齢者や身体障害者等、移動が困難な人や観光客等の利便性向上に資すると期待される。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

警察庁は、歩行者に対する十分な周知等を前提として、歩行者用道路における自動運転車両の走行が道路使用許可により対応可能である旨ホームページに掲載し、都道府県警察に周知する。

イ 既存バス停での駐停車の実現

【措置済み】

<基本的考え方>

公共交通機関である乗合自動車等の迅速かつ円滑な運行を確保する観点から、バス停を表示する標示柱等が設けられている位置から 10 メートル以内の部分では、乗合自動車等を除き車両は駐停車してはならないとされている（道路交通法第 44 条第 1 項）。このため、乗合自動車に含まれない自動運転バスについては、同法第 46 条に基づき「駐車可」の標識がバス停に設置される場合を除き、既存バス停での駐停車が認められていない。

また、「駐車可」の標識の設置に際しては、実証実験を実施する主体が自ら、当該標識や補助標識（例：「自動運転に限定」）等の製作・設置・撤去等を行わなければならない、事業者にとって大きな負担となっている。事業者が新たに標識を設置しなくとも、既存バス停に自動運転バスを駐停車可能とすることによって、事業者の負担が軽減され、実証実験の実施が促進される。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

警察庁は、路線バス等を利用する者の安定的な輸送の確保に資すると認められる自動運転バスについては、実証実験主体とバス事業者の合意に基づき、新たに標識を設置することなく、既存バス停での駐停車が可能である旨ホームページに掲載し、都道府県警察に周知する。

ウ 都道府県ごとの施設内審査の省略

【措置済み】

<基本的考え方>

道路使用許可を取得して特別装置自動車の公道実証実験を行う場合、公道での走行に先立ち、実験施設等において、当該実験車両を法令にのっとり手動で走行できることを確認する「施設内審査」に合格する必要がある。

現状、過去に実証実験を行ったことのない都道府県において実証実験を行う都度、新たに施設内審査を受ける必要があるが、重複する審査項目が多数あるため、1か所の施設内審査で合格した者に関しては、他の都道府県での再受験を不要とすることによって、事業者の負担軽減につながると考えられる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

警察庁は、各都道府県警察で過去に実施された施設内審査の合格歴を把握し、新たな実験場所を管轄する都道府県警察に当該情報を通知することなどにより、実証実験で監視・操作者となる者が合格済みの審査項目については審査を省略する。

エ 改造車の基準緩和手続の合理化

【措置済み】

＜基本的考え方＞

市販の車両を保安基準に適合しない形に改造した自動運転車両の実証実験を行う場合には、改造車両の性能が一台ずつ異なり得るとの理由により、個車単位での審査が必要とされている。

しかしながら、同一事業者が申請する同一の性能を有する改造車両については、審査を合理化することによって事業者の負担が軽減し、実証実験の実施が促進されると期待される。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

国土交通省は、同一事業者の申請受付に当たって、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じである車両の場合には、当該部分の再審査を省略する。基準緩和の認可手続を担当する地方運輸局に当該審査手続の合理化を周知・徹底するとともに、合理化が可能である旨をホームページでも周知する。

オ 完全キャッシュレスに対応した移動サービス車両の確立

【措置済み】

＜基本的考え方＞

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 13 条では運送引受義務が規定されているところ、レベル 4 を前提とした無人自動運転移動サービスにおいては、車内に運転者が不在となる場合が一般的となるため、現金収受が困難となる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応という観点からも、完全キャッシュレスへのニーズは今後とも高まることが想定される。そこで、公共交通の主な利用者である高齢者を中心に、キャッシュレスサービスに馴染みのない現金のみの利用者に不利益が生じないように配慮しつつ、レベル 4 の無人自動運転の実装に向けて、完全キャッシュレスに対応した移動サービスが認められるよう、早急な対応が求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

国土交通省は、乗合バス等の無人自動運転移動サービスの実用化に向けて、完全キャッシュレスに限定した自動運転サービスの導入が可能となるよう、道路運送法第 13 条の考え方を明確にする。あわせて、事前に十分な周知を行うなど現金のみの利用者にも十分配慮した上で、当該サービスの提供が可能となるよう措置し、その旨をホームページで周知する。

(6)次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立

【令和 3 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

自動運転車や電動車等、自動車の変容・高度化に伴い、高電圧保護や各種センサーの作動不良、サイバーセキュリティ等の新たな課題に対応すべく、車両の不具合情報を収集することが重要になっている。また、車両のセルフチェック機能の導入

により、使用過程車に記録された故障データの活用が今後は可能となる。

こうした故障データ等の記録・収集を通じて得られるビッグデータを有効活用することで、車両の合理的かつ効果的な安全確保策を講ずるための調査を実施し、次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立が可能になると期待される。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

国土交通省は、「次世代モビリティの安全確保策のあり方検討会」(仮称)を設置し、次世代モビリティについてセルフチェック機能を搭載した使用過程車に関する故障データの収集・分析を進め、次世代モビリティに関する新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行う。

(7)生産性向上に向けた物流改革

【a：引き続き検討を進め、令和3年度上期結論・措置、
b：令和3年検討・措置、
c～e：令和3年検討・結論・措置、f：措置済み】

<基本的考え方>

コロナ禍による巣籠り需要の増大を受け、今後とも電子商取引による多頻度・小口の配送(宅配)へのシフトが拡大することが見込まれる。物流業界が人手不足に直面する中、2028年には約28万人のトラック運転者が不足するとの予測もある。配送需要の増大に対し、貨物運送業界が社会的要請に応えていくためには、有限資源の有効活用と生産性向上が喫緊の課題である。

また、トラック運転者の感染対策や運行管理など、デジタル技術を活用した非対面・非接触型の対応に加え、荷主を始め広範なステークホルダーと緊密に連携し、深刻化する下請取引環境や長時間労働を改善するための具体的な方策を取ることが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達)に関して、平成30年11月から12月に実施したパブリックコメントや、コロナ禍をめぐる物流に対する需要が大幅に増加している現下の情勢等も踏まえ、対象時期等の見直しを含む必要な通達の改正を行う。
- b 国土交通省は、上記通達の改正後の状況をモニタリングしつつ、ラストワンマイル配送において当該通達でもカバーできない具体的なニーズについて、利用者の利便性向上の観点から定量的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる。
- c 国土交通省は、優良事業者のみに認められている他営業所の運転者に対するIT点呼を、ITの進展を踏まえて全ての事業者で実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」(令和3年3月

設置)における実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。

- d 国土交通省は、規制所管府省や荷主、運送事業者と連携し、下請取引改善に関して、対策のガイドラインの効果検証及び他品目への横展開を進める。あわせて、荷主団体等に対する一層の理解醸成・協力要請を含め、取引環境・長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知・浸透について具体的な対策を実行する。
- e 国土交通省は、関係府省庁や荷主、運送事業者と連携し、共同配送等の実現に向けた標準化実行計画の速やかな実行を推進するとともに、荷主団体等に対する理解醸成・協力要請を行う。
- f 国土交通省は、宅配事業の生産性向上並びに消費者の利便性向上に資する置き配に関して、消費者の利益が適切に確保されるよう留意しつつ、事業者の約款を認可する。

(8) タクシーの利便性向上

【a,c：令和3年結論・措置、

b：令和3年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

コロナ禍に伴う人の移動の激減により、タクシー事業は深刻な打撃を受けている。その一方で、タクシー運転者の感染対策や運行管理など、デジタル技術を活用した非対面・非接触型の対応が求められている。

こうした中、利用者への便益を大前提に、事業者の負担を軽減するとともに、タクシーの利便性向上に資する規制改革を実施する必要がある。あわせて、新たな需要を発掘し、取り込んでいくことによって、持続可能なタクシー事業へと転換させる方策も重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」（令和3年3月設置）において正確性の担保を始めとする残課題を精査し、結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。
- b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について検討を進める。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する。
- c 国土交通省は、隣接敷地・近距離の営業所と車庫間でのみ認められている現行のIT点呼を、ITの進展を踏まえて遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」（令和3年3月設置）における実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた

機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。

(9) 民泊サービスの推進に向けた取組

ア 条例の制定趣旨の明確化

【令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第18条では、「住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる」と規定されている。これは、住宅宿泊事業の実施の制限に当たっては、各区域の実情に応じてきめ細やかに行う必要がある、との趣旨によるものであるが、条例の制定趣旨が不明確であり、合理性を疑問視する指摘も散見される。

このため、住宅宿泊事業法の法目的や制度趣旨に立ち返って、各区域の条例の内容を精査し、条例で定められた規定の趣旨を明確化する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省及び観光庁は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載することなどを通じて、各条例における規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を周知する。

イ オンライン申請手続の推進

【令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

民泊サービスを推進する上では、申請事業者の利便性を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式に対応する観点から、申請手続をオンラインで完結すべきである。規制改革推進会議ではかねてより、ユーザー目線に立った利便性の高いシステムとなるよう、「民泊制度運営システム」の改善を促すなどの取組を進めてきた。住宅宿泊事業の担い手には一般家庭が多く含まれる実態に鑑み、対応可能なものから順次、簡素化していくことが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省及び観光庁は、ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要なとされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。
- b 厚生労働省及び観光庁は、既存の「民泊制度運営システム」による申請に当たって、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。

ウ 消防法による規制の見直し

【令和3年度検討・結論・措置】

＜基本的考え方＞

住宅宿泊事業の用に供する宿泊室の床面積の合計が 50 m²を超える住宅である場合、旅館やホテルと同様に宿泊施設として消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規制が適用される。宿泊施設として取り扱われる施設は、自動火災報知設備や誘導灯等の設置や、毎年消防設備の点検報告を求められるなど、負担が大きくなる。

住宅宿泊事業については、火災危険性に応じた対策を講ずることとし、追加的な設備の設置は必要最小限にとどめるのが適当である。

この点、住宅宿泊事業者の負担を軽減すべく、例えば無線式の感知器のみで構成される簡易な自動火災報知設備で足りるとする消防法施行規則一部改正に見られるように、規制の見直しが進められている。しかしながら、地方公共団体の職員が最新の制度を把握していないため、本来不要な書類や消防設備の設置を求める事例が散見されており、各団体への周知が不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

消防庁は、住宅宿泊事業者を始め関係者と緊密に連携し、各地方公共団体の事例や課題等を積極的に把握するとともに、住宅宿泊事業者や各地方公共団体の消防機関に対し、宿泊者の安全を確保するために必要な消防法令や消防用設備等の設置等の対策を分かりやすく整理した上で、周知する。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の見直し

【令和3年度検討・結論・措置】

＜基本的考え方＞

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは「事業系ごみ」に該当するため、契約を結んだ廃棄物収集運搬業者に処理を委託する場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の事業系ごみについては、必要な費用を負担することを前提に、「家庭ごみ」と同様に地方公共団体の収集に出す場合が見られる。

住宅宿泊事業の用に供する施設から出る事業系ごみについて、通常の家から出るごみの量と同程度の場合には、有料ステッカー等を貼付することによって家庭ごみと同様の収集を認めるなど、弾力的な運用が課題解決の一助になると考えられる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

環境省は、住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、各地方公共団体における処理の実態等を調査する。また、有料ステッカー等を貼付するなどの手法で、家庭ごみと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認める運用を行っている優良事例等を全ての地方公共団体に周知する。

オ 食品衛生法による規制の見直し

【令和3年度検討・結論・措置】

＜基本的考え方＞

食品を調理、又は設備を設けて客の飲食に供する場合には、食品衛生法に基づき、飲食店営業の許可を取得する必要がある。しかしながら、条例で「営業で用いる調理場所を、住居等食品を取り扱うことを目的としない場所と区画すること」が要件として課されているため、家主が家庭用台所で調理をし、ゲストに手料理を振る舞うことが困難であり、住宅宿泊事業法の法目的の一つである「地域活性化への寄与効果」の発現を阻害する要因になっている。

そこで、家庭内の食事における食中毒リスクを抑制しつつも、一般的な住宅では到底満たせない基準を求めることのないよう、地方公共団体に周知することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

厚生労働省は、家主滞在型の住宅宿泊事業の用に供する住宅が飲食店営業の許可を取得する際に求められる施設基準について、家庭用台所と営業で用いる調理場所の併用等の弾力的な運用が可能である旨、地方公共団体に通知する。

カ 特区民泊及び旅館業許可物件への規則性ある付番の設定

【令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

現在、住宅宿泊事業法第3条による届出物件については、規則性ある全国統一の付番が設定されている一方、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に基づく許可及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条に基づく認定を受けた事業の用に供する施設については、全国統一の付番がなく、付番の方法は地方公共団体によりまちまちとなっている。

そのため、行政手続や物件管理のデジタル化を阻害するばかりか、適法物件をデータベース上で照合する際にも大きな障害となっている。そこで、住宅宿泊事業法による届出物件に係る付番の設定を参考に、既に当該許可又は認定を受けた事業の用に供する施設も含め、規則性ある全国統一の付番を設定すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

内閣府及び厚生労働省は、観光庁と連携し、旅館業法第3条及び国家戦略特別区域法第13条の用に供する施設について、規則性ある全国統一の付番を設定する。

(10) 宿泊施設の非対面手続の促進

【措置済み】

＜基本的考え方＞

旅館・ホテル業界においては人手不足に加えて、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ICTの活用による非対面での業務効率化が課題となっている。

旅館業法等に基づきICT設備による玄関帳場の代替及び宿泊者名簿の電磁的記録の保存が認められている。しかしながら、地方公共団体によって取扱いが異なる

るため、宿泊者・事業者それぞれにとって負担とならないよう、適切な運用が求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、宿泊者名簿の記載に関して、自筆での記載を必須としない旨を明確化し、事務連絡等で各地方公共団体に周知徹底する。
- b 厚生労働省は、ICTの活用による玄関帳場の代替・宿泊者名簿の電子化の状況について実態を把握するとともに、旅館業法について適切に運用が行われるように各地方公共団体に要請する。

(11) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

ア 電波の有効利用

【a,c：令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b,d,e：令和3年度措置】

<基本的考え方>

電波は有限希少な国民共有の財産であり、Society 5.0を実現するための不可欠なインフラである。デジタルトランスフォーメーションが進展する中、IoTや自動走行、遠隔診療等、あらゆるものがインターネットに繋がる社会の基盤である電波の有効活用は、我が国の成長に直結する重要な課題である。

こうした状況下、令和4年の電波法改正も念頭に、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において議論が進められているが、放送と通信の融合が進む中で、電波の中長期的な需要見通しも踏まえ、放送・通信のニーズのみならず関連産業における活用も見据えた、我が国経済社会の将来像を描き、電波制度改革の在り方を不断に見直していくことが求められる。

とりわけ米国や韓国、中国等に比して5G（第5世代移動通信システム）の導入が出遅れている現状等に鑑み、電波の利用状況を適時適切に把握した上で、有効活用されていない帯域があれば、早期返上によって活用を促進するなど、実効的な仕組みを整備する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の実証試験を踏まえ、早期に実現する。
- b 総務省は、異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムを実用化する。
- c 総務省は、十分に有効利用されていない帯域について周波数の返上を促進する観点から、電波利用の適正な対価・インセンティブ等をレバレッジとし、実効的な仕組みを構築する。
- d 総務省は、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当を着実に実施する。
- e 総務省は、電波オークション制度について、デメリットとされている事項に対

する諸外国の対応も含め、エビデンスに基づく具体的かつ総合的な事例調査を行い、報告書を取りまとめる。

イ デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

【a：令和3年夏までに措置、

b：令和3年検討・結論、令和4年度措置、

c：令和3年措置】

<基本的考え方>

コンテンツ産業の振興は、我が国の成長戦略に資するのみならず、魅力あるコンテンツをソフトパワーとして活用することで、我が国が世界でのプレゼンスや影響力を維持し続けるために極めて有効な手段である。特に、近年発達するデジタル・エコノミーでは、コンテンツは単なる消費財ではなく、プラットフォームがコンテンツの消費者を自らのエコシステムに囲い込み、最重要の経営資源である「データ」を獲得する、あるいは既存コンテンツを素材として創られる場合も多い、いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物(以下「UGC」という。)とSNSが結合し、動画を用いたコミュニケーションが増大していく中、こうしたコミュニケーション市場を発展させる、そのために必要な、貴重な中間財となっている。さらに、こうした発展を支えるものとして、過去コンテンツを含むアーカイブ基盤の形成が不可欠になってきている。従って、高品質なコンテンツをいかに多く、適正かつ迅速に流通できる環境を整備できるかということが、国際的なデジタル・エコノミー競争の帰趨を左右しており、コンテンツの権利処理の円滑化を図り、取引コストの低減を図ることが重要課題となる。

令和3年5月26日には、「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年1月1日に施行される予定である。これにより、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理は、そのコストを抜本的に軽減させることが可能となった。一方、新設された制度が期待通り機能するためには、政省令やガイドラインの規定によって、放送事業者と権利者の双方が不安なく新制度を活用できるようにする必要がある。特に「許諾推定規定」では、一度推定した許諾が覆されると、利用者にとって推定を行うリスクが高くなり、制度の利用が萎縮されかねない。放送事業者と権利者の関係者間の協議を進め、双方の合意のうえ、利便性の高い形で制度の詳細を構築していく必要がある。

このように、まずは放送番組のインターネット同時配信等に係る問題解決の目的が立ちつつあるが、一方で、放送コンテンツのインターネット配信には、ビデオ・オン・デマンドやアーカイブのような形態もある。加えて、近年のコンテンツ市場においては、あらゆるコンテンツが、ウェブキャスティングや動画投稿サービス等の多様な流通経路により、プロやアマチュアを問わない無数のクリエイターによって供給され、デジタル・エコノミーの中核を形成している。そのような状況では、もはや特定のコンテンツや流通経路、クリエイターに限った制度ではなく、あらゆる分野への展開を念頭に置いて、権利処理の円滑化を図る仕組みを構築していく必要がある。

英国や北欧で導入されている「拡大集中許諾制度」は、集中管理に属していない権利者の著作物等でも、集中管理団体を通じて、集中管理下にある著作物等と同条

件での利用ができる制度である。この制度には権利者の権利制限が伴わないため、利用目的の公益性に関わらず導入できる可能性がある。また使用料は、利用者と集中管理団体間の交渉によって決まるため、市場原理を反映した柔軟な価格決定が可能である。このように「拡大集中許諾制度」は、多様化するコンテンツ市場において、より汎用的な制度設計を可能とする。

平成 30 年 6 月 15 日の規制改革実施計画では、「例えば、拡大集中許諾制度等、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。」とされ、令和 2 年 7 月 17 日の規制改革実施計画でも、「拡大集中許諾制度等(中略)について、(中略)文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。」とされた。

導入には克服すべき課題もあるが、制度の検討に当たっては、この「拡大集中許諾制度」を起点とし、裁定制度の全般的な見直しや集中管理を更に進める方策などの施策を組み合わせ、デジタル時代に対応した著作権制度の姿を設計することが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実に行うことで、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表示の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないように、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q & A 等において分かりやすく周知する。
- b 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ検討を行い、所要の措置を講ずる。
- c 文化庁は、同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるための措置を講ずる。

ウ ローカル局の経営基盤強化

【a : 令和 3 年度検討・結論、
b : 令和 3 年度措置】

＜基本的考え方＞

地方の人口減少やインターネットの普及等により、ローカル局を取り巻く環境は厳しくなりつつあるが、ローカル局は地方の情報発信において重要な役割を担っており、地方発の多様な情報を維持することは民主主義の基盤として不可欠である。また、インターネット配信等を活用して、地方発のコンテンツを全国、更にはグローバルに展開することにより、新たな成長戦略を描くことができる。このため、中長期的な放送政策のビジョンを基に、官民が連携して、ローカル局の活性化を図っていく必要がある。

実際にインターネット配信に向けた取組を進めるローカル局は多いものの、個々の経営基盤が小さいため、コンテンツの拡充やインターネットへの進出等の新たな事業に多大な投資を行うのは難しいという側面がある。現行の認定放送持株会社制度では、ローカル局等の資本面での提携が可能となったものの、さらに制作能力や設備面を始め、ローカル局の持つ実質的な経営力・企画力の集積が図れる仕組みが必要である。放送の多元性、多様性、地域性に留意しつつ、隣接県にとらわれない都道府県間でのローカル局同士の連携等、ローカル局の経営の自由度を高める制度の見直しが求められる。

加えて、同一県域内でも、放送局間で設備面での連携体制を構築し、設備の維持・更新コストの軽減を図っていくことが重要である。放送法（昭和 25 年法律第 132 号）では、NHK に対して、インターネット常時同時配信を含むインターネット活用業務の実施に当たり、民間放送事業者との連携・協調の努力義務が課されている。また、令和 3 年 2 月に閣議決定された「放送法の一部を改正する法律案」では、民間放送事業者のあまねく受信に係る措置の円滑な実施に協力するよう、NHK に対して努力義務が設けられている。同法改正を前提として、これらの規定も踏まえて、NHK 含めた放送事業者間での協議を促し、放送設備や配信設備に関して、より効率的な維持・更新の在り方について議論を進めるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

- a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。
- b 放送法の改正を前提として、NHK とローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共用化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHK を含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。

エ 放送のユニバーサルサービスの在り方

【令和 3 年度検討開始、早期に結論】

＜基本的考え方＞

放送法上、NHKには、番組を放送波で「あまねく日本全国において受信できるよう」とするという義務が、民間基幹放送事業者には「放送対象地域において当該基幹放送があまねく受信できるよう努める」という努力義務が課せられ、いわゆるユニバーサルサービスとして、その提供が行われている。

現在、地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関する技術的検討が進められ、令和5年度には結論が得られる見込みであるが、地上波4K放送を含めた地上波の高度化には、既存の放送設備の大部分を更新する必要があり、多大なコストを要する可能性が高い。他方、総務省では、令和3年度に「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」を実施し、ブロードバンド網に放送の機能を代替させる場合の、技術的可能性やコストベネフィットの比較考量について検証が進められている。

今後、ブロードバンドがユニバーサルサービス化され、ブロードバンドによって放送番組を全国民に届けることが可能となった際、整備や維持に多大な費用が掛かり、受信料などの国民負担も要する、既存の放送のユニバーサルサービスの在り方について見直す必要がある。4K・8K等の付加的なサービスはブロードバンドに代替するという、ハイブリッドな形態とすることも含め、上記の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を踏まえて、具体的な選択肢を策定すべきである。あわせて、国民負担との関係や放送事業者の経営環境や投資余力にも配慮しつつ、あまねく受信に係る義務や努力義務の在り方についても、難視聴地域における放送・配信形態の在り方等、検討する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をブロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。

(12) 公証制度における書面、対面規制等の見直し

【a：令和3年以降順次措置、b：令和3年度措置、
c：令和3年度に工程表を作成し、遅くとも令和7年度までに順次措置】

<基本的考え方>

公証制度は、会社の設立時に必要となる定款の認証や、金銭貸借に関する公正証書の作成など、国民生活の基盤ともいえる重要な手続を多く取り扱っていることを踏まえると、十分にデジタル技術が利活用されているとはいえない状況にある。

私署証書及び定款の認証に係る手続については、平成14年から電子的な認証制度を開始しており、さらに平成31年3月には、嘱託人が公証人の面前で行う必要のある行為について、テレビ電話等を用いてする方法を導入し、手続をデジタルで完結させることを可能とするなど、デジタル化・効率化に向けた取組が順次進められているところである。しかしながら、例えば電子定款の認証手続におけるデジタルで完結する方式の利用率は令和2年において約3%と極めて低い水準となっており、多くの場合、公証人による嘱託人の本人確認や認証済みの電子定款の嘱託人

への提供のため、嘱託人が公証役場に出向いている状況にあることから、デジタルで完結する方式の普及促進のための措置を講ずる必要がある。また、公証人の定款認証業務については、定型的な業務が多いのではないかと指摘があることも踏まえ、会社の設立に係る負担を軽減し、起業促進を図る観点から、定款認証に係る公証人手数料についても見直しを検討すべきである。

公正証書の作成については、制度上、デジタル化が認められておらず、書面・押印・対面のいずれもが必要な手続となっていることから、制度面からの見直しが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、私署証書及び定款の認証に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタルで完結する方式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改修や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- b 法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。
- c 法務省は、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。

(13)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

ア 電波・放送を巡る規制改革

有限希少な国民共有の財産である電波の有効活用に向けて、令和2年7月及び平成30年6月の規制改革実施計画で閣議決定された電波制度改革が適切に行われているか、総務省よりヒアリングを行った。周波数の経済的価値の評価額（特定基地局開設料の額）を重点的な評価項目とする措置、公共安全LTEの実現に向けた実証実験、ダイナミック周波数共用システムの実用化に向けた取組、効果的な利用状況調査の実施、周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築、割当て手法の抜本的見直しについて、規制改革実施計画に沿った対応が行われていることを確認した。引き続き、改正電波法の施行状況や諸外国における割当て手法の調査状況を注視していくこととした。

また、放送を巡る規制改革は、NHKにおける地方向け放送番組の配信、NHKが保有する映像資産の活用、放送事業者と権利者間の使用料に係る協議の場の設置、ローカル局への権利処理支援、ウェブキャストの権利処理円滑化、放送コンテンツの製作取引適正化、地上波高度化に係る技術的検討スケジュールについて、総務省及び文化庁よりヒアリングを行い、令和2年7月の規制改革実施計画に沿った進捗が見られることを確認した。今後とも実施状況等を注視していくこととした。

イ 資金移動業者の口座への賃金支払

令和元年6月に規制改革実施計画で閣議決定された「資金移動業者の口座への賃

金支払」について、労働基準法(昭和22年法律第49号)を所管する厚生労働省と、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)を所管する金融庁に対し、労働団体も同席する場でヒアリングを行った。

厚生労働省より、「具体的な制度案を示すことで議論を加速」、「令和3年度できる限り早期の制度化を目指す」との方針が示されたことから、引き続き労働政策審議会での検討状況を注視していくこととした。

4. 医療・介護ワーキング・グループ

少子高齢化の進展は、医療・介護サービス需要の急速な拡大とともに、それを支える現役世代の負担増大をもたらしており、柔軟かつ効率的なサービスの提供により持続可能な医療・介護制度を確立していく必要性が求められて久しい。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って生じた様々な問題は、こうした課題への対応の遅れを痛感させる結果となっている。

デジタル技術の活用は、現状を打破する極めて有効な手段である。人力中心の考え方や、「対面」「場所」を重視した従来の発想を大胆に転換することが必要である。あわせて、安全性の追求はもちろんであるが、これに終始することなく、経済性や効率性も含めた観点からの規制改革を大胆に進め、あるべきサービス提供の将来像を早期に構築していくことが求められている。

また、近年の生活様式の変化により、疾病構造も変化している。革新的な医薬品や医療機器の早期開発がこれまで以上に求められるとともに、医療・介護分野における人的・金銭的リソースにも限界がある中で、これからの我が国では、一人一人が自らの健康に関心・責任を持つことが必要である。そのためにも、国民による、自身の医療情報や、必要な医薬品等への早期アクセスの実現が望まれる。

上記の課題認識の下、医療・介護ワーキング・グループでは、医療分野におけるDX化の促進、医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化、最先端の医療機器の開発・導入の促進、医療・介護分野における生産性向上、オンライン診療・オンライン服薬指導の普及促進を軸に議論を行い、医療・介護分野における規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) 医療分野におけるDX化の促進

<基本的考え方>

医療分野におけるデジタル化の促進は、サービスの質を確保しながら業務の効率化を図るとともに、医療情報へのアクセスやその共有・活用を可能にし、新たなサービスの展開や患者起点のサービス選択を可能とする上でも極めて有効な手段である。しかしながら、文書の作成・確認や情報の共有・活用などに関する制度とその運用の仕組みについては、デジタル技術の活用を前提としたものとは言い難い現状にあり、医療現場の業務の大半は、いまだに人手を介した作業、紙でのやり取りを基本とした状況にある。

例えば、医療機関が作成・発行する文書については、電子署名の活用が普及しておらず、処方箋など記名押印を要する文書については紙ベースでのやり取りが主流となっている。また、大量の被験者データの処理を必要とする治験の実施に当たっても、ネットワークを介したデータの収受やデジタル処理には制約があり、医療機関に赴いての現地かつ紙ベースでの業務処理が基本となっている。さらに、患者本人に対する診療記録の提供に当たっても、医療機関での審査に相当程度の日数を要した上で、医療機関に来訪を求めて行われている現状にある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 医療分野における電子認証手段の見直し

【令和3年度結論・措置】

- a 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「電子処方箋の運用ガイドライン」(以下、本項において「ガイドライン」という。)について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)において記名押印に代わるものとして認められている電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名)の利用が可能である旨を医師法(昭和23年法律第201号)等の法令を踏まえ、規定する。その際、医療現場のニーズを踏まえ、電子署名の活用促進につながるようなガイドラインの内容を検討する。
- b 処方箋等、医師等の国家資格の確認が必要な文書について電子署名を利用する場合には、当該資格の確認が必要であることを前提としつつ、従来から利用が推奨されているH P K Iに加えて、これ以外の電子署名の利用に資するよう、当該資格の確認方法や確認する際の考え方について明らかにする。その際、医師等の国家資格の確認方法として、電子署名を施す者及び電子署名を検証する者の双方にとって負担とならない方法についても、医師法等の法令や医療現場のニーズを踏まえ検討する。

イ 治験の仕組みの円滑化

【令和3年度措置】

- a 医療機関や関係者が電子カルテ等医療情報を授受するに当たって当事者が講ずべき安全措置やセキュリティ対策と併せて、外部ネットワーク等が活用可能であることを分かりやすく周知する。
- b 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)に基づくモニタリングにおいて、電子カルテ等のデータを系統的に処理して症例報告書等を作成した場合において、簡素な方法により原資料との照合・検証が可能であることを明確化し、周知する。

ウ 患者の医療情報アクセス円滑化

【a, c: 令和3年検討開始、結論を得次第速やかに措置、b: 令和3年度措置】

- a 患者が診療情報の開示を請求する際の手続について、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、本人確認の在り方等を整理するとともに、オンラインでの請求申立てが可能であることを明確化し、「診療情報の提供等に関する指針」(以下、本項において「指針」という。)において記載することを検討し、結論を得る。
- b 患者が診療情報の開示を受ける際、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できることを明確化し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に記載する。
- c 診療情報の開示について、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、開示に一定期間を要する場合には請求者に一定の応答を行うのが望ましいことを指針において記載するなど、開示を迅速化するための方策を検討し

結論を得る。

(2) 医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化

<基本的考え方>

高齢化の進展等に対応しながら求められる医療サービスの質・量を確保していく中において、医薬品・医療機器の提供の在り方についても、柔軟かつ低コストなカタチが求められている。しかしながら、その開発から販売に至る各フェーズに関わる現行制度には、対面、特定の場所での業務処理を前提とした規制が存在するなど、デジタル化、機械化を始めとする近年の技術進歩のメリットを十全に活かしながら、安全性と効率性の両面を追求していく妨げになっているものが多いとの指摘がある。

例えば、一般用医薬品の販売においては、販売時間規制の見直しや情報通信機器を活用した方法の検討により、国民のアクセス・利便性の向上を図ることが必要である。薬局業務全体についても、技術の進歩により調剤業務の効率化が可能となっている実態などを踏まえ、その在り方について検討する必要がある。また、中古医療機器の販売等に当たっては、製造販売業者への事前通知とその指示に従うことが必要とされており、継続使用可能な機器の取得・使用をも阻害しかねない現状にある。さらに、使用済み単回使用医療機器を用いて再製造するための仕組みについては、使用済み機器の再製造に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の適用の要否が自治体によって異なること等により、制度に基づく円滑な事業の実施を困難にしているとの指摘がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 一般用医薬品販売規制の見直し

【a:措置済み、b:引き続き検討を進め、早期に結論】

- a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）における一般用医薬品の販売時間規制（一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の 2 分の 1 以上）を廃止する。
- b 一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供について、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じて実施すべき事項や、店舗販売業者の責任において販売することなどを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供の在り方について検討した上で、必要な措置をとる。

イ 中古医療機器売買の円滑化

【令和 3 年度検討開始、早期に結論】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）に定める中古医療機器の販売等に係る通知及び指示について、製造販売業者から販売業者等への指示の実態を把握し、当該指示の適正な実施を確保するための方策を講ずること等について検討する。

ウ 単回使用医療機器再製造品の普及

【令和3年度措置】

- a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定に基づく許可を受けた製造販売業者が、再製造の目的で医療機関等から医療機器又はその部材を受入れ、分解、洗浄等を行うことについては、医薬品医療機器等法に基づく個別製品の承認及び同法に基づく「再製造単回使用医療機器基準」(平成29年厚生労働省告示第261号)に基づき実施するため、廃棄物処理法の規定によらず、実施可能であることを各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部宛等に通知等で明らかにする。
- b 医薬品医療機器等法に基づく承認申請のために行われる、単回使用の医療機器の再製造に係る試験研究において、当該試験研究に用いる医療機器が廃棄物に該当する場合は、「『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」(平成18年3月31日付け環廃産発第060331001号通知)の措置を活用することにより、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設の設置許可を要することなく、当該試験研究が行えることを明確化する。

エ 調剤業務の効率化

【令和3年度検討開始、早期に結論】

薬局における薬剤師の対人業務を充実させるため、調剤技術の進歩や医薬品の多様化等の変化を踏まえ、調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う。

(3)最先端の医療機器の開発・導入の促進

<基本的考え方>

テクノロジーの進展により、アプリ・ウェアラブルデバイス・AIなどを医療・健康領域に利活用するデジタルヘルス領域の社会実装に関する動きが活発化しており、世界的にデジタルヘルス市場は、非常に高い成長が期待されている。我が国においても、AIを搭載した画像診断支援プログラム医療機器第1号が、2018年に承認されるなど産業化に向けた動きが活発化している。

しかしながら、医学的に妥当性のあるプログラム医療機器(SaMD)が開発され活用されている一方で、医薬品医療機器等法に基づく医療機器の承認審査等の仕組みが、ソフトウェアであるSaMDの特性を十分に踏まえておらず、開発・普及の遅延要因となっているとの指摘がある。さらに、企業が事業化する際に最も重要視する保険償還に関する予見可能性が低く、開発当初から積極的な投資を行うことが困難な状況にあるとの指摘がある。

また、AI画像診断機器の開発に当たっても、既存の画像データや患者情報を円滑に活用するための取扱基準等が不明確であり、開発立ち遅れの原因(ボトルネック)となっているとの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、先端医療機器等の開発・導入並びにその産業化について、我が国が世界をリードしていけるような環境整備が求められている。そのためには、従来とは異なる発想で S a M D の特性に見合った開発・承認の仕組み作りを進めるとともに、その進捗・成果を継続的に確認していくことが不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- 【a,b,c,e:措置済み、d,f,g,h:令和3年度検討・結論、i,j,k:令和3年度措置】
- a プログラム医療機器開発におけるビジネス展開の予見可能性を高めるために、医薬品医療機器等法上の医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備する。また、現在、プログラム医療機器該当性に関する相談窓口である各都道府県の相談窓口・担当者ごとに判断にばらつきが生じないよう、データベースでの情報共有等を行うことで、統一的な判断を行える体制を整備する。
 - b プログラムにおける、プログラム医療機器への該当性の判断が容易になるよう、既存事例の追加やプログラム医療機器該当性の基準を明確化する。
 - c 厚生労働省は、各都道府県等の相談窓口でのプログラム医療機器該当性の判断結果を共有できるデータベースを構築し、定期的にアップデートする。加えて、相談した事業者の情報公開の同意がある場合には、厚生労働省のホームページで公開するなど他の事業者による閲覧を可能とする。
 - d プログラム医療機器等の開発等における萌芽的シーズを国内外の状況調査を実施することにより早急に把握し、今までの医療機器とは異なる性質を持つプログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を整理し、分類ごとに求められるエビデンスや治験の実施方法等を明確化した上で、具体的な評価指標を作成する。
 - e プログラム医療機器等の最先端の医療機器の承認審査には、従来の医療機器評価に必要とされる知見のみならず、異なる分野(IT・プログラム・ソフトウェア)の専門性が求められることから、その審査に特化し専門性を有した審査体制を構築する。加えて、薬事・食品衛生審議会にプログラム等に特化した専門調査会を新設し、早期承認・実用化に向けた体制強化を行う。
 - f プログラム医療機器について、プログラムの特性を踏まえ、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。また、承認後にも継続的なアップデートが想定されるプログラム医療機器については、当該アップデートに係る一部変更承認申請の可否等に関するルールについても整理し、明確化する。
 - g 診療報酬上の技術料等の算定におけるプログラム医療機器の評価については、医療従事者の働き方改革等の視点を含めて、当該プログラム医療機器を活用して患者に対して提供される医療の質の確保・向上に係る評価の考え方を明確化する。
 - h プログラム医療機器を使用した医療技術について、先進医療として保険外併用療養費制度の活用が可能であることを周知するとともに、選定療養の枠組みの適用についても検討する。
 - i 医療機器販売業の許可申請又は届出において、電気通信回線を通じてプログラム医療機器を提供する事業者については、有体物の医療機器の販売を前提とした当

該営業所の平面図等の提出書類の省略を可能とするなど、真に必要なものに限定する。

- j A I 画像診断機器等の性能評価において、仮名加工情報を利用することの可否について検討した上で、教師用データや性能評価用データとして求められる医療画像や患者データについて整理を行い、当該データを仮名加工情報に加工して用いる際の手法等について具体例を示す。あわせて、仮名加工された医療情報のみを用いて行う A I 画像診断機器等の開発・研究等への「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)の適用の要否について整理を行い、その結果について周知する。
- k 診断用プログラム医療機器等の承認申請に用いる性能評価試験において、新たに人体への侵襲や介入を伴うことなく、既存の医療画像データや診療情報のみを利用して性能評価を行う場合においては、当該試験を治験として実施する必要がないということを変更して明確化する。

(4)医療・介護分野における生産性向上

<基本的考え方>

限られた医療・介護人材により、今後も需要増が予想される医療・介護サービスの質・量を確保していくためには、現場の生産性向上、働き方の転換が急務であるが、各事業者の業務実施に関する従来からの制度は、書面・対面による処理、特定の場所での活動を前提とするものが多く、デジタル技術の活用等を通じて、求められる役割を効率的に遂行することの障壁となっているものも多くみられる。

例えば、一定規模以上の事業場において専属で選任が必要な産業医(以下「専属産業医」という。)については、事業場への常駐が求められており、専属産業医が行う職務は、原則、事業場内で実施することが必要とされてきた。また、歯科技工士についても、特定の歯科技工所内での業務実施が前提とされており、機器の高度化等に対応したリモートワークなどを可能とするルールは未整備であった。さらに、介護事業所での業務についても、文書の作成・送付や管理・保管への対応が相当程度のウエイトを占める等の現状にあることから、必要な対人サービスに専心できる環境を早期に構築していくことが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 産業医の常駐及び兼務条件の緩和

【措置済み】

- a 産業医の業務に関して、労働衛生水準を損なうことなくオンラインで実施可能な業務内容等を整理した上で、専属産業医に求められている常駐の必要性を見直し、オンラインで実施可能な業務の考え方等を通知等で明らかにする。
- b オンラインで実施可能な業務内容等の整理の結果等を踏まえて、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」(平成 9 年 3 月 31 日基発第 214 号)及び「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的關係について」(平成 25 年 12 月 25 日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知)により求められている、専属産業医が他の事業場の非

専属産業医を兼務する際の地理的要件（1時間以内で移動できる範囲）を廃止する。

イ デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し

【a, b: 令和3年度措置、c: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
d: 令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 複数の歯科技工士等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。
- b 他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化し、周知する。
- c 歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直した上で、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。
- d 歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。

ウ 介護サービスの生産性向上

【令和3年度以降逐次措置】

- a 「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月及び令和3年3月厚生労働省老健局長通知）に示された事項の取組状況を把握した上で、介護事業所が指定権者である都道府県等に提出を要する文書の更なる簡素化・標準化に取り組む。また、事業所指定に関する申請など介護事業者が行政機関に対して行う文書提出のオンライン化に向けて、介護サービス情報公表システムの改修を着実にを行うとともに、継続的な機能拡充に取り組む。
- b 介護サービス事業者間におけるケアプランの電子的な送付・保存を可能とする「ケアプランデータ連携システム」について、今後の工程・スケジュールを明らかにした上で早期の運用開始に向けて取り組む。また、ICT導入支援事業の実施状況・効果を継続的に検証し、介護職員等が行う介護記録の作成・保存やこれに基づく報酬請求事務の一層の電子化に取り組む。
- c ICT・ロボット・AI等の技術の進展とその導入による介護現場の業務効率化の効果を継続的に検証し、引き続き、介護報酬上の評価の見直し等を検討する。

(5) オンライン診療・オンライン服薬指導の普及

【a: 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、継続的に措置、b: 骨格については令和3年夏目途に取りまとめ、実施に向けた取組は骨格取りまとめ後、順次検討・結論・措置】

<基本的考え方>

オンライン診療・服薬指導については、昨年来、新型コロナウイルス感染症が拡

大している状況下において、院内も含めた感染拡大の防止のため、初診からの実施を可能とし、希望する患者が幅広く受診できる時限的措置を実施しているところである。また、オンライン診療・服薬指導は、様々な理由で受診や服薬指導が困難な患者の受診等の機会を確保するとともに、医療サービスの効果的・効率的な提供に資する点で極めて有効な手段である。

オンライン診療・服薬指導のこうした特性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間及び収束後においても、安全性と信頼性をベースにその活用を積極的に推進していくことが望ましい。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。
- b 感染収束後において、デジタル時代に合致した制度となるよう、初診の取扱い、対象疾患等恒久化の内容について検討を行い、その骨格を取りまとめた上で、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。その際、安全性と信頼性をベースとし、時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。

(6)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

ア 医療・介護関係職のタスクシフト

特定行為に係る看護師の研修制度の推進、医療機関内における救急救命士の活用、介護現場における看護職員による医療行為や介護職員によるケア行為の円滑な実施について、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。

今後とも、当該実施事項の着実な実施を通じて、医療機関における関係職種間の最適な役割分担の実現、医療機関全体としての勤務環境改善などのアウトカムの実現に結びつくよう、引き続きフォローアップを行っていく。

イ 介護サービスの生産性向上

介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減に向けた取組などについて、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。

このうち、行政に提出する文書については、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめを踏まえた対応として、簡素化、標準化、ICT等の活用に関する対応方針が、地方公共団体向けの局長通知等において示されたところである。また、事業所のケア記録・ケアプラン等については、ICT導入支援事業による支援、ケアプランデータ連携システムの構築による文書の削減・電子化の方針などが示されたところである。さらに、介護ロボット等の導入についても、令和3年度介護報酬改定において夜間人員配置基準について一定の緩和が行われたところである。

しかしながら、これらの取組が成果を挙げるまでには道半ばの状況であり、継続的な取組が不可欠である。あわせて、医療・介護ワーキング・グループでは、制度改正に関するサービス利用者への説明に当たって、保険者の役割を活用することが有

用との指摘も行われたところである。これらを踏まえ、介護現場における負担感の解消につながる取組を、引き続き促していく必要がある。

ウ 一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大

厚生労働省におけるセルフメディケーション推進のための部局横断的な体制構築、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」（以下「評価検討会議」という。）の運営改善に向けた取組などについて、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。

このうち、セルフメディケーションの推進に関しては、「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」が令和3年2月に設置され、安全性に加え、経済性の観点を含めたスイッチOTC化の促進策が検討されることとなっている。また、評価検討会議においても、同月の「中間とりまとめ」において、スイッチOTC化が可能と考えられる医薬品の考え方、会議運営の見直しなどの方針が整理されたところである。

一般用医薬品及び検査薬のスイッチOTC化の実績が向上するよう、今後とも、規制改革実施計画に沿った取組について、引き続きフォローアップを行っていく。

エ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

審査支払新システムの稼働（令和3年9月予定）に向けた進捗状況や、国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方に係る検討状況を中心にフォローアップを行い、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。

当該新システムの稼働後2年以内には「レセプトの9割程度をコンピュータチェックで完結する」等の目標が掲げられているところであり、引き続きその達成状況について注視していく必要がある。あわせて、国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方についても、令和6年予定の国保総合システムの更改に向けた工程が示されているところであり、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用の実現に向けて引き続きフォローアップを行っていく。

5．農林水産ワーキング・グループ

農林水産業に従事する者の平均年齢は、農業が 67.8 才、林業が 52.4 才、漁業が 56.9 才となるなど、高齢化・人手不足は一層深刻化している。また、国内の人口減少に伴い、農林水産品の国内需要が頭打ちになる一方で、TPP11 や日欧 EPA が発効され、海外産との競争が激化するなど、我が国農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような中、地域の所得を押し上げ、地域経済を活性化するためには、農林水産業の成長産業化・輸出産業化によって強い農林水産業を創出する必要がある。しかしながら、例えば農林水産省の掲げる「農林水産物・食品の輸出額を 2030 年に 5 兆円」の目標に対して、足下 2020 年の実績では 1 兆円に満たないなど、目指すべき姿との間にまだまだギャップがあり、様々な角度から効果のある施策を実施していく必要がある。具体的には、農林水産業に意欲ある人材を惹きつけ、資金や技術を呼び込み、スマート技術の活用や広域的な活動による生産性向上、6 次産業化などの付加価値向上、国際競争力の強化・輸出の拡大を図るため、生産者が創意工夫を發揮し、公正・公平で自由な取引を通じて事業を発展させることが可能な環境を整備し、農林水産業を魅力ある産業にすることが必要不可欠である。

農業分野においては、2020 年には基幹的農業従事者が 136 万人、そのうち 65 歳以上が占める割合が 69.6% となり、5 年前に比べそれぞれ 22.4% の減少、4.7 ポイントの上昇となるなど、高齢化・人手不足に歯止めがかからなくなっている。農業の存続を維持するためにも新規就農支援の拡充、農業経営の法人化促進や経営継承の円滑化など、意欲のある若者を呼び込み、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための積極的な施策が急務である。また、担い手への農地の集積・集約を加速するとともに、ドローン、自動走行トラクター、ICT 等の先端技術を最大限に活用して生産性の飛躍的な向上を実現できる環境や、品質・付加価値の向上、生産コストの低減や流通の合理化を図る上で、生産者の創意工夫が阻害されることのない環境を整備することも重要である。以上を踏まえ、農業協同組合や農業委員会による施策の実効性を始め、現行の規制・制度・施策について不断の検証と見直しが必要である。

水産分野においては、世界の水産物需要が拡大し続けるとみられる中、排他的経済水域（EEZ）面積世界第 6 位を誇る豊かな漁場を持つ我が国であるが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は減少する傾向にある。また、成長の柱となる養殖業については、世界では漁業生産量の 5 割以上を占めるのに対し、我が国は約 2 割と低水準である。このような中、約 70 年ぶりの抜本改正となる漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）が令和 2 年 12 月に施行されたが、水産資源の維持・増大、漁業生産性の向上、漁場の適切かつ有効な活用などの改革の趣旨を実現するため、制度運用を徹底する必要がある。また、真面目に取り組む漁業者が不利益を被ることのないよう、国内外における IUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅も必要不可欠である。さらに、これらの制度が効果的かつ効率的に運用されるよう、デジタル化を前提とした制度とすることや、国として、都道府県や漁業協同組合と連携し、漁業者に対して制度の理解・周知を図ることも極めて重要である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組

ア 農協における独占禁止法に違反する行為への対応

【令和 3 年度措置、それ以降継続的に措置】

<基本的考え方>

農業者及び漁業者が減少する中、農林水産業の成長産業化のためには、農業者及び漁業者がインターネット販売を駆使する等、創意工夫を発揮し、所得の向上を図ることができる環境を整備することが重要である。現在のコロナ禍において、その重要性はますます高まっている。そうした創意工夫の発揮を不公正な取引が阻害してはならない。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）を始めとした法令の遵守体制の構築は、コンプライアンスがビジネスの大前提であるとともに、その環境整備として極めて重要である。

独占禁止法は、「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を目的としている（独占禁止法第 1 条）。農林水産分野においても、これを遵守し、適切な競争を確保することにより、産業が活性化し、農業者及び漁業者の所得の向上を図ることが可能となる。

この点に関し、農業協同組合（以下「農協」という。）漁業協同組合（以下「漁協」という。）とともに、独占禁止法に関する法令遵守体制の構築はいまだ十分とは言えない状態にある。農協や漁協の行為のうち、共同購入、共同販売等については、組織の目的に照らし独占禁止法の適用が除外されているが、不公正な取引方法を用いる場合や一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、独占禁止法違反となることを改めて心得ておくべきである。

まず、農協については、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき自主的に設立された協同組合であり、小規模な事業者である農業者が相互扶助によって、共同販売による交渉力の強化、経営効率の向上や生活の改善を図るとともに、その組合員のために最大の奉仕をすることを目的としている。農業者による農協への加入・脱退が自由であることはもちろん、組合員が、農薬、肥料、飼料、農業機械等の生産資材を購入したり、組合員が生産した農畜産物を出荷したりする際に農協の事業を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられている。

このため、農協が組合員に対して農協の事業の利用を強制することは、そもそも農協制度の趣旨に反するものであるが、さらに、組合員の自由かつ自主的な判断による取引を妨げることや、農協と競争関係にある商系事業者等の取引の機会を奪うことなどを通じて、農業分野における競争に悪影響を及ぼすことにもなる。

平成 28 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施」に基づき、「農業分野タスクフォース」を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図るとともに、独占禁止法違反の防止の取組が実施されてきたところであるが、あきた北農協（令和元年警告）大分県農協（平成 30 年排除措置命令）土佐あき農協（平成 29 年排除措置命令）及び阿寒農協（平成 29 年注意）など、近年でも法的措置や警告・注意を受ける事案がある。

特に、酪農分野においては、農協系統から独占禁止法に違反する可能性のある行為を受けるおそれから、生乳の出荷先や調達先を選択する自由が実質的に制限され

ているとの声がある。酪農家を始めとする農業者や中小の乳業メーカー等が不要な萎縮をすることがないようにする必要がある。

このような事案の発生は、組合員への背信行為であるばかりでなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線に鑑みても、農協系統組織全体に対する国民の信用を失墜させ、農産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である。

その問題の重大性を踏まえれば、農業の成長産業化のため、独占禁止法違反の行為はもとより、そのおそれのある行為についても根絶するべきである。

そのため、公正取引委員会は、独占禁止法に違反する疑いのある事案について、積極的に実態を調査し、その是正を図ることが重要である。また、農林水産省は、農協の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、経営の健全化や法令遵守体制の確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法に基づく監督を適時適切に行う責任を有していることから、都道府県とともに、そうした事案の発生を未然に防止し、その責任を完遂すべく集中的な取組を行うべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。
- b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農協の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。
- c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。
- d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。

イ 漁協における独占禁止法に違反する行為への対応

【a~d, f: 令和3年上期措置、e, g, j~m: 令和3年度以降継続的に措置、
h, i, n: 令和3年度措置】

<基本的考え方>

漁協についても、独占禁止法の遵守が重要であり、「漁協等向けの総合的な監督

指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(以下「監督指針」という。)
において、農協の場合と同じく、独占禁止法に違反する行為は「漁協系統組織全体
に対する国民の信用を失墜させ、水産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、
組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である」とされ、こうした事
案の発生を防止するための法令等の遵守態勢の整備が求められている。

しかし、令和3年2月1日の農林水産ワーキング・グループ(以下「ワーキング」
という。)において、漁協が、組合員に対して漁協以外に出荷すること(以下「系統
外出荷」という。)を制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用
を制限すること等、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に該当するおそれの
ある漁協の行為が複数報告された。そして、農林水産省が、そこで報告された事例
について事実確認を行ったところ、実際に漁協が「組合員は漁獲物を漁協が開設す
る市場以外に販売してはならない」旨の販売業務規程を設けていた事案が確認され
た。

このような状況では、漁業者が創意工夫を発揮し、所得向上を図ることは困難で
ある。

そのため、公正取引委員会は、独占禁止法に違反する疑いのある事案については、
積極的に実態を調査し、その是正を図ることが重要である。また、農林水産省は、
漁協の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、経営の健全化や法令
遵守体制の確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法に基づく監督を
適時適切に行う責任を有していることから、都道府県とともに、そうした事案の発
生を未然に防止し、その責任を完遂すべく集中的な取組を行うべきである。さらに、
漁協の場合には、農協において行われているような独占禁止法に関する説明会等が
開催された実績がなく、より丁寧に独占禁止法を現場に浸透させる取組が必要であ
ることに留意すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、ワーキングで報告された事例(以下「報告事例」という。)の詳
細を当事者から聞き取り事実関係を確認する。あわせて、当該漁協の監督を行う
都道府県からも漁協の運営実態について聞き取りを行う(当該漁協からの事情聴
取は、報告事例の当事者の了解が得られた場合に行う。)
- b 農林水産省は、aの調査結果を踏まえて、事実関係を公正取引委員会に連絡す
るとともに、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガ
イドライン」(以下、本項において「ガイドライン」という。)を作成する。なお、
報告事例のうち公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあると認めた
ものについては、公正取引委員会の措置に合わせて、農林水産省・都道府県も水
産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)に基づく指
導を行う。
- c ガイドラインには、以下の点を盛り込む。
 - ・ 第1章「ガイドラインの概要」において、漁協の行為であっても、不公正な
取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを記載する。
 - ・ ワーキングで報告された漁協の行為について、類型化した上で、事例とし

て問題となり得る事例と望ましい取引形態を記載する。

- ・ 系統外出荷を行う漁業者からは、当該漁業者が水揚げ・出荷する際のルールを定め、漁協から提供を受ける役務（サービス）に対する対価（例えば、水揚げ時に利用する施設・役務の利用料や検査・検定費用等）として徴収される金銭以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を収受することはできないことを記載する。
 - ・ 漁協は、組合員の所得向上のために自らの事業を通じて貢献することが本来の姿であり、系統外出荷を制限するようなことがあってはならない旨を記載する。
 - ・ 全国漁業協同組合連合会及び都道府県漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、水協法に基づき、それぞれ漁連及び漁協に対し、独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行わないよう、適切な指導を行うべき（水協法第 87 条第 1 項第 11 号及び第 8 項）ことを記載する。
 - ・ 独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行っている漁協・漁連に対しては、水協法に基づく報告徴求（水協法第 122 条）や必要措置命令（水協法第 124 条）の対象となり得ることを記載する。
- d 農林水産省は、ガイドラインの作成が完了した後に、「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行った上で、内容を決定して、水産庁ホームページ等により公表・周知を図る。これと併せて、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること、系統外出荷を制限するようなことがあってはならないことを周知する。
- e 農林水産省は、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付け、都道府県と連携して実効性のある監督・指導・是正に取り組むとともに、漁業者に対するアンケート調査（漁業者が農林水産省のWEBサイトに回答を入力するなど、不正行為を通報しやすいもの）を実施し、系統外出荷を制限されたことがあるか、系統利用を強制されたことがあるか等、独占禁止法の遵守に関わる重要な事項を確認する。
- f 農林水産省は e の相談窓口を設置したことを、例えば、漁協の事務所等、漁業関係者への周知に適する場所において、ポスター掲示やパンフレットを置く等の方法によって周知する。
- g 農林水産省は、都道府県や系統組織に対する説明会等を通じガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のヒアリングを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。
- h 農林水産省は、水産庁長官名にて、全都道府県及び全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不公正な取引行為に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知する。その上で、都道府県及び全漁連と連携して漁協内部の規定を見直し、独占禁止法に違反する疑いのある箇所は是正する。
- i 監督指針における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容を、水産庁は全漁連に徹底させるとともに、漁協の役職員や漁業者がその要旨を容易に理解し得るシンプルなもの（パンフレット等）を作成

し、全漁連、都道府県漁連及び各都道府県から漁協に対して周知徹底させる。その周知徹底は、メールや郵送による文書通知にとどまらず、説明会（オンライン開催可）を開催して行い、パンフレット等は、WEBで公開するほか、漁協の事務所のうち役職員や漁業者が容易に手に取る又は見ることができる場所へ設置・掲示する。

- j 農林水産省は、上記説明会の内容について、各都道府県から漁協の役職員に対して、3年程度の間、集中取組期間として、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われることがないよう、浸透度合いを定量的に把握しながら監督を行う。
- k 公正取引委員会は、報告事例の当事者である漁業者に、自ら事実関係について確認するなど必要な調査を行った上で、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれ・違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、厳正・的確に対処する。また、これに限らず、類似の事案があれば、積極的に対処する。
- l 公正取引委員会は、kに記載の報告事例及び類似の事案への対処により公表した場合には、農林水産省と共同で、各都道府県及び各漁協に対して、注意喚起の通知を行う。
- m 公正取引委員会は、農業分野において農林水産省と共同で行っている「独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会」を水産分野でも全国で実施する。
- n 公正取引委員会は、啓発活動に用いるべく、農林水産省と連携して、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料を作成し、WEBサイトで公表する。

(2)若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題

【令和3年度検討・結論、結論を得次第順次措置】

<基本的考え方>

高齢化と人口減少が本格化する中、基幹的農業従事者数は平成7年の256万人からおよそ半減し、令和2年には136万人まで減少した。また65歳以上が94.9万人(70%)を占める一方で、49歳以下はわずか14.7万人(11%)にとどまっている。

今後、生産基盤としての農地を持続性をもって最大限利用していくためには、担い手の確保と育成が課題であり、地域外や農業分野以外からも広く担い手を探していく必要がある。

とりわけ、将来の地域農業を担う若い就農者の確保・育成は重要課題であり、意欲ある多様な若者を農業に呼び込むためには、若者の農業に対するイメージを刷新し、魅力的なビジネスであることを情報発信していくべきである。新規就農者の多くは、農地の確保、資金の確保、技術の習得などの課題を抱えており、就農準備段階や就農後において、総合的なサポートを希望する声がある。就農者一人一人のニーズに合わせ、きめ細かくワンストップでの支援を行うべきである。

今後、離農に伴い増加する農地はもとより、農地以外の施設等の経営資源も、次世代に円滑に承継し、有効活用していくことが重要である。施設等の経営資源を、地域内外の受け手に円滑に引き継ぐには、技術・ノウハウ、販路等も含め、移譲者と継承者の十分な調整が必要である。地域を超えた人材のマッチングや関係団体

によるサポートなど、第三者継承・家族継承を計画的に進めるための仕組みや支援体制の整備が求められる。

また、農業の収益性を高め、魅力的なビジネスとしていくためには、農家への経営管理の浸透が重要である。家族経営体としての一戸一法人は他法人と区別せず法人経営体として取り扱うべきであるが、一戸一法人の数は、平成 12 年の 7914 法人から平成 27 年の 4301 法人まで減少傾向にあり、農業経営の法人化を推進することなどで、経営感覚を持った農業者の育成を急ぐべきである。令和 5 年 5 万法人という法人化目標の達成に向けては、その推進体制や農業経営相談所等による支援方法を見直すなど、取組を強化していくことが求められる。

＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農業ビジネスの魅力の発信等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を機とした継承者への就農支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。
- b 農林水産省は、全国レベルでの就農希望者のためのマッチング（例えば、移譲希望者の情報の集約・一覧化による実施、地域・生産品目の分類等に即した実施）や関係機関による継承時のサポート（例えば、法的手続の支援）など、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。
- c 農林水産省は、経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を見直す。
- d 農林水産省は、農業経営の法人化に関する実績管理において、一戸一法人の扱いを変更することを踏まえ、過去比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。

(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

【令和 4 年措置】

＜基本的考え方＞

農業従事者数の減少による農業の存続自身が危ぶまれる中、持続的な農地利用、地域経済の活性化、農業所得の向上を実現していくためには、意欲ある若者を惹きつけ、農業の多様な担い手を確保することが必要不可欠である。そのためには、農業者が広域的な活動や 6 次産業化等の経営の多角化、輸出等の国際展開、スマート農業などのハイテクノロジー化等を通じて農産物の付加価値・生産性の向上を達成できるよう、その成長段階に応じて必要な資金調達を円滑に行うことができる環境が整備され、将来の展望を見通しながら農業経営を進められる魅力のある産業として、農業の成長産業化に取り組み、農業のイメージを変えていくことが重要である。

資金調達は融資、出資等多様な手段が存在するが、現在は融資が中心的に活用されている。一方で、出資に関しては、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項において、農地所有適格法人としての要件が規定されており、株式会社のうち会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の公開会社は農地を所有することが認められておらず（法人形態要件）、総議決権の過半を農業関係者が保有しなければならない

(議決権要件)などの規制がある。

意欲的な若者による農業ベンチャー等の更なる成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択できるようにするため、法人設立時には一定の制限を設ける場合であっても、一定期間ある地域に溶け込み、農業で実績を残した法人に対して、出資による資金調達が柔軟に行うことができるようにすることが必要である。

<実施事項>

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達が柔軟に行えるようにする。

(4)農協改革の着実な推進

【令和3年度以降順次措置】

<基本的考え方>

農協改革については、「農協改革集中推進期間」の終了後も引き続き自己改革が進められているところであるが、人口減少・高齢化の進展、それに伴う農業生産基盤の弱体化の恐れ、SDGsや環境変化に対する関心の高まり、コロナ禍を契機とした消費行動の急激な変化、デジタル化やフィンテックの進展、異業種の金融業への参入、超低金利環境の継続、地域金融機関の経営統合・再編や異業種との提携と農業分野への参入といった農協を取り巻く経済社会環境が大きく変化しており、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化という基本目標を達成するため、自己改革の取組を行ったことに満足するのではなく、その取組を具体的な成果につなげていかなければならない。

経済事業については、農業者の所得向上のために価格交渉力を確保しつつ、買取販売やEコマースの活用を含む直接販売の強化、生産資材価格の引下げ等の更なる取組が必要である。また、取組が農業者の所得向上につながっているのかについて、定量的な把握が必要である。このため、売上増加や費用低減に必要な取組及びKPI・成果目標を定め、取組を着実に実行することが必要である。加えて、目標達成には、目指す姿に向けたシナリオに即して、ロジックツリーとして、実施主体(全体・部門・階層等)毎に、相互に重複せず、全体として漏れがない形で、質の高いKPIを設定する必要がある。さらに、改革の成果に対する組合員の評価を把握し、新たな取組に効果的につなげていくことも重要である。

また、信用事業については、あくまで本業である農業への貢献を基本とした自己改革を各単協やJAバンクが検討し、金融業界における「破壊的」といっても過言ではない変化のスピードを踏まえ、必要な取組を迅速に実施する必要がある。その際には既存の体制・資源に基づいた取組のみならず、ビジネスモデルとガバナンスの同時改革、リスク管理体制の強化、デジタル化への対応や外部人材の活用などの構造改革を行うことが重要である。

そもそも、農協は、農業が本業であって金融は副業であるということを忘れることなく、事業全体の優先順位やバランスを引き続きしっかり考えていく必要がある。

その中で、農協の在り方についても、引き続き検討していくべきである。

これらの課題に対しては、農協及び全国組織による自己改革を前提としながら、農林水産省としても、K P I・成果目標等について、各農協が農業所得とのつながりが見える多数の類型等から複数設定できる枠組みを構築する等、改革に自律的に取り組み続けられる枠組みを構築する必要がある。また、農協のK P I・成果目標、中長期のシミュレーションや経営戦略、J Aバンク中期戦略、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）の経営計画、准組合員の事業利用の方針や状況等についても、提出を受けて、海外のベンチマークなども参考に、検証等を行う等、自己改革の継続的な実施を担保するための仕組みを構築することも重要である。

<実施事項>

a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みを構築する。

農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。

- () 自己改革を実践するための具体的な方針（信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのK P I等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める）
- () 中長期の収支見通しについてのシミュレーション（農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する）
- () 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針（准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める）

農協は、 の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。

農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、 の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。

この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。

b 農林水産省は、全国組織において、農協が a の の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。

c 農林水産省は、a の の方針等の作成に当たっての助言、 の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保

等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。

- d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。

JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。

これを踏まえ、農林中金、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。

その個別計画に基づき具体的アクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。

農林中金において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要なお貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。

- e 農林水産省は、dの の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、 の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。

(5) 農地利用の最適化の推進

【a,b：令和3年度措置、c,f：令和4年度措置、
d：令和3年検討・結論、結論を得次第順次措置、e：措置済み】

<基本的考え方>

平成27年に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という）が改正され、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の業務の重点として明確化された。

農業委員会は、農地の集積・集約の取組が目標に照らして着実に進捗しているのか、農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのか等を明確にするため、適切な目標及び実行プロセスに関するKPIの両方を設定した上で、そのKPIに基づくPDCAサイクルを実践するとともに、詳細な実績データを開示することが求められている。

農地については農業委員会の他、都道府県、市町村などの地方公共団体や農地中間管理機構など、地域における多くの関係者が異なる機能を発揮し、連携しているが、各関係者間での責任があいまいになり、農地の集積・集約化を始めとする農地利用の最適化を停滞させることがあってはならない。各関係者の明確な役割分担及び責任の下で、農地利用の最適化がより推進されるようにすべきである。その際、民間企業のマネジメント手法や人材も活用していくことも重要である。

令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標に対して、現状は全国平均で57.1%（令和元年末時点）と乖離が著しく、32の都府県では5割を下回

っている。農地中間管理機構は農地の貸借を促進することとなっているが、このままでは目標達成は困難であり、目標が画に描いた餅とならないよう、具体的な方策を示し、実行していくことが不可欠である。

遊休農地の発生防止・解消のために、農業委員会は年に1回、利用状況調査を行った上で、農地が活用されていない場合は利用意向調査を行うこととなっているが、遊休農地9.2万haのうち、これまでに農地中間管理機構から借入を断られた農地等6.9ha(75%)は調査の対象外であった。遊休農地の解消を図るためには、全ての遊休農地を対象に利用意向調査を行い、解消に向けた取組を講ずる必要がある。

農地利用の最適化を図るためには、農地情報公開システムの情報(農地の権利移動)に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元的に管理されることが必要である。

<実施事項>

- a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。
- b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会法に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。
- c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。
- d 農林水産省は、令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標と現状(令和元年末57.1%)の乖離が著しいことなどを踏まえた、農地の利用集積の大幅向上に向け、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進すること等を検討し、結論を得る。
- e 農林水産省は、所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の貸借を促進する。
- f 農林水産省は、デジタル技術を活用した遊休農地を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの情報(農地の権利移動)に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。

(6)農地の違反転用の課題

【a: 令和3年度措置、b: 令和4年度上期措置、c: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

農業生産の基盤でありかつ限られた資源である農地を、将来のために有効に活用していくため、農地法などに基づく各種規制が設けられているが、農業従事者が高齢化し離農が進む中、農地関連規制の在り方を検証する必要がある。

特に、行政庁が平成 30 年に新たに発見した違反転用 3648 件のうち、3131 件（85.8%）が追認許可となっており、未是正のものは 449 件（12.3%）、原状回復命令が出されたものは 39 件（1.1%）となっている。違反転用のうち 8 割以上が追認許可されている一方、原状回復命令など本質的な是正措置は限定的である現状を踏まえると、農地転用許可制度については、過去に遡って実態を調査した上で、規制の在り方から精査する必要がある。

違反転用を早期に発見し、その解消を図るためには、地域の実情に精通する農業委員会が役割を発揮することは重要であり、農地パトロールの実施方法等を検証するとともに、活性化を図るべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。
- b 農林水産省は、a の実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。また、ドローンや人工衛星による監視など、効率的で効果的な農地の監視方法を検討する。

(7)農業用施設の建設に係る規制の見直し

【a：令和 3 年上期結論、令和 3 年度措置（施設の対象の周知については令和 4 年度措置）
b：令和 3 年度措置】

<基本的考え方>

法人経営の増加や農業経営の多様化が進展し、農業法人に雇用されている者を含む農業従事者が働きやすい環境の整備が求められているなど、以前よりも柔軟に農業用施設を設置する必要性が高まっている。

現在、農地法施行規則第 29 条第 1 号に基づき、2 a 未満の農地を農業用施設に供するために転用する際は、農地転用許可が不要となっているが、1 戸当たり耕地面積が昭和 35 年 1.0ha から平成 27 年 2.1ha と 2 倍以上に拡大しているにもかかわらず、昭和 45 年以降この特例について見直しは行われていない。令和元年 6 月の規制改革実施計画に基づき行われた農林水産省調査においても、そもそも 876 件の農業者（49%）は、この特例自体を「知らなかった」と答えており、1,839 件の農業者のうち、556 件の農業者が「面積 2 a が小さすぎる」と答えている。

「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）において、農業用施設については、「農業生産活動に必要不可欠」とされ、2 a 未満であれば農地転用の許可不要とされる一方で、農畜産物の加工・販

売施設については許可が必要とされる。しかし、例えば、いちご農家が顧客を畑に呼び込み、いちご狩りの提供や加工品のお酒の直売をすとなれば、駐車場に加え、加工施設、販売施設等が必要となるように、6次産業化や農家レストランを始め、農業者が農畜産物を生産するだけでなく、加工・販売施設を整備することが必須である。同調査においても、農業者の40%（737件）が農畜産物の加工・販売施設を特例の対象として「認めるべき」と答えている。

規制改革ホットラインに寄せられた要望では、「地方公共団体の暗黙の慣例的なルールが存在する」、「対応依頼の連絡をしても反応がなく、処理期間が長期にわたる」といった趣旨の声がある。農地転用許可について、詳細な審査基準を定めている都道府県は44.7%、指定市町村は66.1%あるが、その内容を公表しているのはそれぞれ68.1%、21.0%にすぎない。農地転用許可の制度運用については、農業者の負担を軽減し、予見可能性を確保するなど、迅速な経営判断を行うことができる環境を確保する必要がある。

<実施事項>

a 農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の手のワンストップ化等の措置を講ずることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るよう必要な措置を講ずる。

b 農林水産省は、農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。

(8)トラクターの公道走行に係る手続の簡素化

【令和3年度措置】

<基本的考え方>

令和元年6月の規制改革実施計画において、農業生産性の向上の観点から、農業者が散在する圃場間をトラクターで移動する際、農機等の着脱を行うことなく装着・牽引したまま公道や農道を走行することについて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法等の法規制に違反することなく農業者の当該走行が可能となる枠組みの構築が行われた。道路法においては、一定の重量・寸法を超える車両が道路を通行する場合、事業者は道路管理者から特殊車両通行許可を取得する必要がある。

農業者からは、農耕トラクターは、建設機械やセミトレーラなど、他の特殊車両とは、使用実態や車両諸元が大きく異なるにも関わらず、一律に特殊車両通行許可制度が適用されており、効果に応じた制度となっていないとの声がある。また、特殊車両通行許可制度のオンライン申請システムや申請マニュアル等においても、農

耕トラクターが想定されておらず、農業者が申請しやすい環境が整備されていないとの声がある。

更なる農業生産性の向上のためには、特殊車両に該当する農耕トラクターが公道を走行するに当たり、必要となる制度や手続について、検証・見直しが必要である。

<実施事項>

- a 国土交通省は、農林水産省と連携して、特殊車両に該当する農耕トラクターの使用実態等を調査し、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を検討する。
- b 国土交通省は、特殊車両通行許可の申請に当たって、道路管理者が審査に不必要な場合にも、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないよう、周知徹底する。
- c 国土交通省は、オンライン申請システムについて、農耕トラクターを想定した改修の検討、申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める。

(9)農産物検査規格の見直し

【a：措置済み、b,c：令和3年度上期措置、d,e：令和3年度措置、f：令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置、g,h：令和3年以降継続的に措置、i：令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置、j：令和4年度上期措置、k：令和5年度上期措置、l,m：継続的に措置】

<基本的考え方>

我が国のコメの輸出額は2019年46億円となっているところ、農林水産省は2030年に6倍弱の261億円とする目標を掲げている。日本社会の人口減少・高齢化を受けて、コメの消費は今後も減少することが予測され、日本の農業者の所得を向上し、日本の農地・農村を維持していくためにも、コメの海外輸出拡大は喫緊の課題である。

農産物検査制度は、精米にする際の歩留まりの目安のために「1等」、「2等」、「3等」といった等級で格付けを行うもので、消費者や外食・中食事業者の食味や食感などのニーズを踏まえたものではなく、国際規格に準拠した規格でもない。

また、その判定は目視及びその他の人の主観に基づく農産物検査員の鑑定に頼っており、技術的には可能な、穀粒判別器等を活用することによる高精度かつ客観的な分析に基づいた自己保証ができないのが実情である。

このような状況を踏まえ令和2年7月17日決定の規制改革実施計画では、農産物検査規格について、農業者の所得向上に資するものとすべく、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものとなるよう以下の4つの観点から見直しを行うとともに、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格(日本農林規格)を民間主導で制定することとされた。

- 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- 農業者に多様な選択肢(自主検査含む)が提供されるようにすること
- 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること

農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

また、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）上、消費者向けの玄米及び精米の容器包装に産地・品種・産年（以下「3 点セット」という。）を表示する際、登録検査機関による農産物検査の証明が義務付けられており、コメ生産者にとっては農産物検査の受検が事実上強制されている状態にあったが、令和 3 年 3 月 17 日付けで、農産物検査の証明を受けていない場合でも、根拠を示す資料を保管することで 3 点セットの表示を可能とする食品表示基準の改正がなされた。

消費者には、上記のような農産物検査制度の実情は必ずしも認識されておらず、農産物検査における 3 点セットの確認に使用されている書類と同様の根拠資料を保管することによって表示の信頼性が同様に担保されていることなど、今般の食品表示基準改正に当たって、消費者の選択に資する情報提供がなされることが重要である。

＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したのみに見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。
- b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法（以下「新方式」という。）が可能となるよう、標準抽出方法（平成 13 年農林水産省告示第 443 号）を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。
- c 農林水産省は、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。
- d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。
- e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。
- f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。
- g 水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。
- h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和 3 年 3 月 17 日付けの食品表示基準改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。
- i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）を改正し、現行の農産物検査規格とは別

に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。

- j 水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。
- k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産米から実現できるよう支援する。
- l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。
- m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。

(10) 畜産業に関する規制改革

ア 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革

【令和3年度措置】

<基本的考え方>

酪農家が生乳の出荷先等を自由に選べる環境を実現するため、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革として、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律改正（平成30年4月施行）がなされた。

その結果、生産者補給金等の交付対象が指定生乳生産者団体以外に出荷される加工原料乳にも拡大し、酪農家の出荷先の選択肢を拡大し、付加価値を高めた牛乳乳製品の開発製造、販売などの酪農家の創意工夫を生かせる環境が整備された。

しかしながら、生乳の流通において、制度的な独占は解除されたが、依然として、指定生乳生産者団体による実質的な独占が継続されている。指定生乳生産者団体とそれ以外の事業者には圧倒的な規模の違いがある中で、取引先を自由に選べるような取組が必要である。また、取引の自由度を実際に増やしていくためには、生乳取引の実態を調査し、公正な取引環境の整備に向けた更なる取組を検討する必要がある。

さらに、農林水産省が作成した、農協が受託販売を拒否できることを示した資料が酪農家の自由な取引を委縮させているとの声や、農林水産省が指定する地域ブロック外の工場では中間生産物を加工した場合や別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に、生産者補給金等の対象とならない運用がなされており、実態に即していないとの声があり、改善が必要である。

<実施事項>

- a 農林水産省は、都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるかに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上な

どの運用改善を行う。さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。

- b 農林水産省は、酪農家が自由な取引を萎縮することがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。また、制度改正の趣旨を周知徹底する。
- c 農林水産省は、生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したこととして扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。

イ 畜産の遠隔診療

【a,c:令和3年措置、b:令和4年措置】

<基本的考え方>

家畜については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準により、家畜の所有者は農場ごとに担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に家畜の健康管理について指導を受けるものとされており、畜産の現場では、現在でも、電話やファックス等で医薬品を処方するなど、広く遠隔診療が行われている。そして、今後、迅速かつ的確な飼養衛生管理を促進するため、遠隔診療の積極的な活用が望まれるところである。

他方で、初診から家畜の遠隔診療を行う際に、要指示医薬品の処方を制限する農林水産省の通知（「要指示医薬品の投与及び処方に当たっての注意事項について」平成19年12月19日）も存在することから、魚病対策に関する遠隔診療と同様に、家畜の遠隔診療を初診から行うことができることを明確化するべきである。

<実施事項>

- a 魚病対策に関する遠隔診療と同様に、獣医師による家畜の遠隔診療についても初診から可能である旨を明確にするための通知を発出する。
- b 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を畜産農家や獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。
- c 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。

(11) 畜舎に関する規制の見直し

【a:措置済み、b~g:令和4年措置】

<基本的考え方>

我が国の和牛、乳製品を始めとする畜産品の輸出は、2019年に708億円となっている。農林水産省は、2030年に約8倍の5,692億円の目標を掲げており、その国際競争力をいかに引き上げていくかは、重要な課題である。

建築基準法（昭和25年法律第201号）における畜舎の建築基準については、平成9年から累次の緩和が行われたが、引き続き畜舎の建築コストが高く、生乳1kg当たりの建築コストの占める割合は5.2%との農水省の試算もある。畜産業の競争

力を阻害していると、事業者からの不満の声があったところ、令和元年6月の規制改革実施計画では、畜産業の実態に応じた安全基準等を前提とし、畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法を検討することとされた。

農林水産省は、令和2年2月から5月まで、畜産農家、畜産団体、建築士等を委員とする「検討委員会」を開催し、同年7月の規制改革実施計画では、当該検討委員会が取りまとめた「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備することとされた。これを踏まえて、令和3年5月12日、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）が成立した。今後、制度の詳細を政省令、下位規則にて定めることとなるが、新ハード基準・ソフト基準を定める際には、「中間取りまとめ」に記載された「検証すべき事項」に留意することとされている。

消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において別表第一が定める用途に応じ定められている。通常、畜舎は一般的なオフィス等と同じ（15）項「前各項に該当しない事業場」に区分されているが、消防法施行令第32条に基づき、消防長又は消防署長によって現場の状況（畜舎の位置、構造又は設備の状況）に応じて消防用設備等の特例の適用の可否が判断されている。

しかし、現在、この判断の基準とされている「消防予第229号（昭和54年）通知」及び「消防予第179号（昭和53年）」はいずれも発出後40年が経過している。また、この消防法施行令32条に基づく消防長又は消防署長の判断については、「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」において、地方ごとにばらつきがあるとの意見が複数出されており、令和2年7月の規制改革実施計画では、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、これに基づき畜産業の国際競争力の強化を図るために規制の見直しを行う必要があるか検討を行うことが閣議決定された。

この消防用設備等の特例の適用の可否で、追加投資額が6割程度コストダウンできたという事例もある。また、火災報知器など、家畜に対するストレスのある設備は、家畜が暴れるため、人の安全面を考えると設置を避けたいニーズもある。

<実施事項>

- a 畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく制度（以下「新制度」という。）における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。
- b 新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず3,000㎡に引き上げる方向で緩和を行う。
- c 各国法制で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。
- d 新制度における具体的なハード基準については、aの建築コストの試算や、cにおける外国部材の使用を可能にすることなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。

- e 新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。
- f 新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。
- g 総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。

(12)改正漁業法の制度運用

ア 改正漁業法の現場への浸透

【令和3年度上期措置】

<基本的考え方>

水産業については、世界の水産物需要が拡大し続ける中、我が国においては、水産資源の減少等により生産量や漁業者数が減少する傾向にある。このような情勢にあって、適切な資源管理の下で、水産業の成長産業化を図るため、約70年ぶりの改正となる「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成30年法律第95号)が令和2年12月に施行され、新たな資源管理システムの導入、漁業許可制度の見直し、漁業権制度の見直しの三つの柱を持つ改正後の漁業法(以下、本項において「法」という。)の制度運用が開始された。

法改正の目的を達成するためには、特に科学的資源管理を着実に推進し、資源量を維持・増大させること、適切かつ生産性の高い許可漁業を推進すること、未活用漁場の活用、新規漁場の開拓が促進され、新規参入及び事業承継が着実に進むようにすることが重要であり、そうした法の精神が現場で適切かつ十分に理解され、実践されることが必要不可欠である。

そのためには、法を現場に浸透させる責任を負う国が、どのような情報伝達の方法を取れば、行動変容に至るのかといったことを踏まえて、現場の漁業関係者等の具体的な行動につながる情報伝達の方法を検討し、これを実行するとともに、伝達状況を定期的に評価する必要がある。

<実施事項>

令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC(Total Allowable Catch)管理に移行することや、漁業権の免許のプロセス(手順・スケジュール)の透明化等、法に関する重要かつ基本的な事項について、現場に浸透させるための措置を講ずる。その措置は、どのような情報伝達の方法を取れば、行動変容に至るのかといったことを踏まえて、例えば、水産庁公式Facebookや農林水産省公式Twitter等を活用する等、現場の漁業者の具体的な行動につながる情報伝達の方法によって行う。

イ 資源管理

【a,b:措置済み、c,d:継続的に措置】

科学的資源管理について、農林水産省は「漁獲量ベースでTAC対象魚種を8割へ拡大する」「令和12年度を目処に10年前と同程度まで漁獲量を回復させる」など、漁獲量をベースとした目標を掲げているが、資源の来遊状況の自然変化によって政策評価が影響を受けたり、また漁獲量目標達成のための乱獲といったことを招かないようにする必要があり、真に資源管理の推進状況が評価される目標が必要である。また、TAC魚種拡大に当たっては、「資源管理手法検討部会」や「資源管理方針に関する検討会」(ステークホルダー会合)に幅広いステークホルダーが参加し、透明性の高い議論が行われる必要がある。さらに、大臣管理区分と都道府県知事管理区分への漁獲量の配分を公平・透明に行うべく基準を明確化する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

- a 資源管理の目標について、「令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割をTAC管理に移行する。」「令和12年度中を目途に、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン)」といった漁獲量ベースの目標だけでなく、「漁獲量が多いものを中心に20魚種以上についてTAC管理を行い、TAC管理対象魚種全てにおいて、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値が、最大持続生産量(Maximum Sustainable Yield:MSY)を達成する水準を上回らないこと」を目標に加える。
- b TAC管理対象魚種を拡大するに当たり、資源評価については、客観的な科学的根拠を基礎とする公平で明確なTAC管理対象候補魚種の選定基準を定める。
- c TAC管理対象魚種を拡大するに当たり開催する「資源管理手法検討部会」や「資源管理方針に関する検討会」(ステークホルダー会合)については、漁業関係者以外のNGO、消費者等の幅広いステークホルダーにも参加を呼びかけ、参加者が意見を表明する機会を十分に確保し、議論の公平性及び公開性を担保した上で、これを行う。
- d 漁獲可能量の大臣管理区分と都道府県知事管理区分の配分基準が明確になるよう、算定方法及び算定式を事前に公表した上で、オープンな場において、関係者間で十分に協議した上で配分比率を決定する。

ウ 適切な許可漁業の推進

【a:令和3年度措置、b:令和3年度以降継続的に措置】

＜基本的考え方＞

改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があるとき、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」こととしている(法第52条第2項)。そして、適切な許可漁業を推進するため、令和元年6月規制改革実施計画(水産分野No.3)では、「電子機器の備付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS(Vessel Monitoring System:衛星船位測

定送信機)等の備付けの義務化を行う」ものとされた。

これを受けて、大臣許可漁業に関しては、令和2年度において、全ての許可船についてVMSの備付けが完了した。

他方、知事許可漁業については、比較的小規模な事業者が多く存在することや、その操業区域が沿岸に限定されることが多く、VMSの装置が高額である等の事情から、その備付けに明らかになじまないものも存在する。ただし、知事許可漁業においても、中型まき網漁業のように漁獲能力が高く他の漁業種類との調整が必要なものや、操業区域違反を繰り返すような漁船に対しては、VMS等により漁船位置を監視することで、漁業調整の円滑化や違反操業の抑止を図る必要がある。また、VMSの導入が物理的、あるいは予算的に困難な場合には、代替措置として、AIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)やGPS(Global Positioning System:全地球測位システム)等の自船の航跡を表示する機能を有する航海機器により、船舶の位置を確実に記録・保存させることなどが考えられる。さらに、法の施行と同時に改正された各都道府県の漁業調整規則において、特に必要があると認められるときは、VMSの備付け等を命じることができると規定されている。これを踏まえ、都道府県知事は取締の必要性和機器の特徴を勘案し、VMS、AIS、GPSのうち適切な機器の設置を命じるべきである。加えて、農林水産省は、都道府県に対し、これらの機器の特徴や導入事例、導入検討対象等に関するガイドライン(処理基準)を示した上で、法を適切に執行するよう求める必要がある。

なお、各機器の概要は次のとおりである。

- ・ VMSは、船舶位置の監視のため、船舶の位置情報を衛星を介して送受信するシステムであり、広い海域でリアルタイムに船舶位置を把握することができる。特に船舶位置の監視の必要性が高い場合にはVMSの設置を命じるべきである。
- ・ AISは、船舶の航行安全のため、VHF電波を利用して、船名、位置、針路、速力などのデータを送受信することにより、船舶を自動的に識別するシステムである。情報提供元との契約により、一定の過去の航跡確認が可能である。用途に応じた細やかな設定変更はできないものの、日本全国の沿岸域の船舶情報を概ね把握することができ、取締船の配置や陸上無線局による監視と組み合わせれば操業区域違反等の行為に対する抑止力となり得る。
- ・ GPSは、GPS衛星からの信号を受信することにより現在位置を特定するシステムであり、海図画面と組み合わせること(GPSプロッター)により、自船の航行位置、漁場位置の把握等に活用されている。GPSプロッターを用いることにより、海図画面上で、自船の現在位置を表示し、過去の航跡(数日間程度)を記録することができるが、第三者によるリアルタイムでの船舶位置の把握はできない。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 知事許可漁業において、中型まき網漁業のように漁獲能力が高く他の漁業種類との調整が必要なものや、操業区域違反を繰り返すような漁船に対して、VMS、

A I S、G P Sの設置を命じるためのガイドラインを示す。そのガイドラインには、各機器の特徴、導入事例、導入検討対象を明示する。

- b 毎年、上記のガイドラインに基づく機器設置状況を調査し、各都道府県における操業区域違反の実績等に照らし必要と認める場合には、各都道府県に対して、V M S等の必要な機器の設置を命じるべきことを助言又は勧告する等、必要な措置を講ずる。

エ 漁業権制度の運用

【a,c~h, j ~ l :令和3年度上期措置、b:令和3年度措置、
i:令和3年度上期措置、以降継続的に措置】

<基本的考え方>

漁業者の人口が減少する中、沿岸水域においては、利用度が低下している漁場も見られるようになり、漁業の成長産業化に向けて、一層の海面の有効活用を図ることが重要である。こうした状況に対応するためには、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者との利害調整を行いつつ、協業や地域内外からの参入を含め、水面の総合的な活用を図ることが必要である。そのため、改正漁業法では、海区漁場計画の策定プロセスの透明化等、養殖・沿岸漁業の発展に資する規模拡大や新規参入が円滑に行われるための制度への見直しが行われた。これを踏まえ、意欲と能力ある者が、未活用漁場を円滑に利用できるようにしなければならない。

そのためには、まず、未活用漁場を把握しやすくすることが重要であることから、過去に活用されていたが漁業権が廃止され、現在は利用されていない漁場を把握できる漁場マップを作成し、免許区画を緯度経度で示す等、実用性のあるシステムとする必要がある。また、漁業者の人口減少と高齢化が進む中、現在の漁場マップにおいて、全国各地で相当広範囲に設定されている共同漁業権が有効に活用されているか調査し、その有効活用に向けた施策を講ずることが必要である。

次に、未活用漁場の活用を希望する者等に対し、沖合を含め、新たな漁業権の設定を行うに当たっては、漁業権の免許に向けた利害関係等の調整が円滑に進められるよう、免許に関する手順とスケジュールを明確化し、これを現場に浸透させる必要がある。

その明確化に当たっては、海面利用制度の運用の透明性を確保し、新規参入を促進する等、海面の有効活用を図るための「海面利用制度等に関するガイドライン」（以下、本項において「ガイドライン」という。）に規定された、以下の「国及び都道府県の責務」を踏まえなければならない。

- ・ 国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するとされている（法第6条）。
- ・ この規定は、国及び都道府県が、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図ることで、漁業生産力の発展に向けて積極的に対応することを求めている。
- ・ このため、国及び都道府県は、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係者との十分な議論を行い、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れていくとともに、当事者間の話合いの場を設

定し、論点を明らかにしながら協議を促進し、紛争の防止やその解決に責任をもって取り組むものとする。

上記の責務を踏まえ、都道府県知事は、漁業権の免許を行うに際しては、海区漁場計画の案を作成する段階から、積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、利害関係者から意見を聴取し、利害調整を行い、迅速に免許の手続を行うことが求められる。

しかし、現状では、都道府県が利害調整の役割を果たしていないという声や、利害関係人との調整を行うだけで1年以上の期間を要するという声がある。これでは新規参入を促進することができず、漁業の成長産業化に支障を来すおそれがある。そのため、手続の迅速化を図るべく、利害関係人が漁協である場合にその内部の意思決定が迅速に行われるようにすることや、手続のプロセスごとに目安となる期限を示す必要がある。

また、都道府県知事が利害調整を行う際は、免許の対象となる漁場から50～60kmも離れた地域の利害関係を主張する経営体から海区漁場計画の変更に対する反対の申出を受け付ける等、対応に苦慮する様々なケースが想定される。また、漁業権放棄が行われた漁場に漁業権を再設定する場合は、漁業権放棄に関する法律関係等により利害調整が難航することが予想される。さらに、その放棄が行われた当時の利害関係人たる当事者が現存しないケースや、当事者は現存するが利害関係を有しない状態になっているケースも想定される。そのため、農林水産省は、漁業権の免許を行う都道府県の担当者が躊躇なく法を執行できるよう利害関係人の範囲や利害調整の方法について、想定される事例等を示しつつ明確化することが重要である。

加えて、金銭の授受による利害調整や反社会的勢力の介入が許されないことを明確にしておくことも重要である。

さらに、都道府県知事が利害関係人の意見に検討を加え、結果を公表する際には、事後的な検証が可能となるよう、新規参入者等の事業計画や漁場の環境調査の結果等を客観的・科学的に判断した結果及び検討プロセスを示す必要がある。この点については、パブリックコメントに準じた方法により行うことや議事録が公開される海区漁業調整委員会での説明が想定されているが、事後的な検証に耐えられるようにするため、それを示す様式を定めておくべきである。

その上で、国は、漁場の使用に関する「紛争の解決」について必要な措置を講ずる責務を有する（法第6条）以上、利害調整が難航するケースや紛争が長期化するケース等を想定し、手順に関する農林水産省の相談窓口を設置し、仲介等の対応を行うことにより紛争解決を図っていくことが必要である。

なお、漁業の成長産業化のためには、免許された漁業権の正当な行使が保護されることも重要である。

以上を踏まえ、令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキング・グループにおいて、農林水産省より提示された「漁場マップ」及び「新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール(案)」(以下「手順」という。)に関して、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 漁場マップ上に、過去設定されていて現在は取り消されている漁業権(共同漁

業権、定置漁業権、区画漁業権)の情報を追加するとともに、以下の措置を講ずる。

・免許区画については緯度経度に基づく位置情報を表示すること(緯度経度で示されていないものについては、次回漁業権切替えに向けて緯度経度表示とするよう都道府県を指導する。)

・免許される漁業権に条件がある場合はそれを明示すること。

- b 漁場マップ上に示されている共同漁業権の設定されている漁場ごとの行使者数や生産規模等の利用状況を調査する。
- c 手順のうち、都道府県が海区漁場計画の変更に関する相談を受け付けてから、利害調整を経て、その変更案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問するまでの期間について、目安(原則)となる期限を示し、期限に間に合わないときは、その理由を明確にする措置を講ずる。
- d 手順のうち、都道府県知事が「関係者・関係機関との調整」を行うプロセス(以下「利害調整プロセス」という。)に関し、利害関係人が漁協である場合、その意思決定のプロセスや期間・方法について明確化する。
- e 利害調整プロセス及び海区漁場計画の変更案の作成のプロセスの中で、ガイドラインの別紙1の「法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート」(特に「3.」)の趣旨を踏まえた内容を明示する。
- f 利害調整プロセスのうち、利害関係人の範囲や利害調整の方法について、想定される事例等を示しつつ明確化する。
- g 手順には、金銭の授受による利害調整や反社会的勢力の介入が許されないことを明記する。
- h 都道府県知事が利害関係人の意見に検討を加え、結果を公表する際に新規参入者等の事業計画や漁場の環境調査の結果等を客観的・科学的に判断した結果及び検討プロセスを示すよう、手順書に明示する。
- i 利害調整が難航するケースや紛争が長期化するケース等を想定し、手順に関する農林水産省の相談窓口を設置し、仲介等の対応を行うことにより紛争解決を図る。そして、その相談窓口を広く周知するとともに、漁業者等に浸透させるための措置を講ずる。相談窓口を設置するに当たっては、相談を受け付けてから、紛争の解決に至るまでの処理手順を明確にし、これを公表して相談窓口の実効性を担保するとともに、毎年、相談窓口の運用状況を確認し、運用の改善等、必要な措置を講ずる。
- j 免許された漁業権の正当な行使を保護するため、漁業権の免許後の漁場の利用状況の把握・確認について手順書に明記する。
- k 手順は、区画漁業権にとどまらず、手続が共通する部分については、定置漁業権にも準用されることを明確化する。
- l 漁協の組合員が個別漁業権の設定を希望するケース等、漁業者は都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行うことができ、都道府県は、漁業者からの相談に対して誠実に応じるべきことを、都道府県、漁協、漁業者に浸透させる。

(13) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

ア 漁協の組合員資格審査

【令和3年度措置、以降継続的に措置】

<基本的考え方>

漁業法の改正を始めとした水産政策の改革において、漁協が適切な資源管理を実施するとともに、漁業者の所得向上の実現に向けてより積極的な役割を果たすべく、水協法が改正され、令和2年12月1日に施行された。

漁協がそのような役割を果たすためには、コンプライアンスとガバナンスを強化し、法改正の精神が現場の隅々まで徹底されることが不可欠である。監督指針においても、漁協は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としており、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であることから、コンプライアンス・マニュアルを制定し、周知徹底すること、法令等遵守状況について内部監査を行うこと、法令等違反事案が発生した場合の役職員の当事者責任及び監督責任の取り方の明確化、内部通報体制の整備、独占禁止法に違反する行為の根絶等、コンプライアンス態勢の構築に努めるものとされている。

しかし、平成30年の漁協の組合員資格審査の状況を農林水産省が調査したところによれば、調査対象の935漁協のうち、資格審査委員会が設置されていなかった漁協数が25、年に1回の資格審査が実施されていなかった漁協数が17あるほか、年に1回の資格審査を行っている漁協893漁協のうち、審査方法が不適切であった漁協数が300、業務報告書の不備が認められた漁協数が292漁協あることが判明した。

このように組合員の資格審査というコンプライアンスとガバナンスに関する基本的事項に不備を生じることは許されず、再発防止策を徹底すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 漁協による組合員資格審査が適切に実施されるよう、改めて都道府県に対してマニュアルを作成し研修を行う等、正しい資格審査の方法を指導する。その上で、都道府県に対するヒアリングを毎年実施し、以下の事項について、各都道府県による指導・監督の状況を把握し、不備が認められた場合には水協法に基づく措置を講ずる。

- ・ 漁協の役職員を対象とした研修会等の実施状況
- ・ ヒアリングや常例検査を通じた資格審査の実施状況の確認結果
- ・ 不適切事例に対する改善指導の状況

b aにおいて把握した各都道府県による指導・監督の状況を定量的に評価し、公表する。

イ 漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定

【a,c:令和3年度措置、b:令和3年度措置、それ以降継続的に措置】

<基本的考え方>

漁協は、コンプライアンス及びガバナンスの体制の構築に努めるとともに、組合員の所得向上を図るという重要な役割を担うこととされている。水協法においては、

漁協の役割として漁業者の所得向上を明記（水協法第 11 条の 2）するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を 1 人以上登用する旨を規定され（水協法 34 条）、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることが期待されている。これを踏まえ、令和元年 6 月の規制改革実施計画（農林水産分野 5a）では、「漁協の全ての収入内容（漁場行使料、協力金等）と、全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関する K P I を設定し、適切な政策を講ずる。」こととされた。

しかし、農林水産省が全国の沿海地区漁協（942 漁協）の平成 29 年度の業務報告書を調査し、結果を集計したところ、経常損益では 81% が黒字となっているが、事業外損益を加味しない事業損益に関しては、全体の 66% の漁協が赤字であることが判明した。このまま赤字が継続・拡大し、漁協の経営が悪化すれば、漁協が漁業者に対して行っている各種サービスの実施に支障が出る等、組合員の所得向上を図るといふ漁協の役割が果たせなくなることが懸念される。

そのため、漁協の販売高の増大や漁業生産資材の価格引下げ等によって、漁業者が漁協の販売事業や購買事業の利用を選択しやすくして、漁協の経営状況を改善し、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で適切な K P I の体系を設定すべきである。

そして、その K P I の体系は、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善に向けたゴールを明確に設定し、両者を両立させることを念頭に、目的達成のため、ロジックツリーとなるように設定することが必要である。

また、目的達成のためには、漁協が具体的なアクションを実施し、その取組状況や成果を組合員に説明する必要がある。そして、農林水産省はその進捗状況や収支状況等を把握し、漁協の取組の加速化、見直しが求められる場合は、必要な措置を実施・検討するべきである。

さらに、漁協の役割の重要性に照らせば、国が定める上記の K P I とは別に、各漁協が漁業者の所得向上に向けて自主的な取組を行うことも重要であり、これを促進するための措置を講ずるべきである。具体的には、漁業者の所得向上に関係が深い指標の動き、例えば、各漁協における販売手数料率、さらに、購買事業で扱う主要な漁業生産資材の漁協の手数料率について、K P I と同様にこれらを把握し、全国又は地域単位（ブロック）で各漁協の取組状況を比較できるようにする措置を講ずるべきである。その上で、優良事例の横展開を図る等の政策を講ずることが重要である。

＜実施事項＞

a 漁協の経営状況改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間の目標を設定するなど、適切な K P I の体系を設定する。その K P I の体系は、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善というゴールを明確に設定し、両者を両立させることを念頭に、ロジックツリーとなるよう以下の手順で定める。

- ・ 漁業者の所得向上というゴールからブレイクダウンし、目的の達成に大きな影響を及ぼす重要なファクターを突き詰める。
- ・ それを突き詰めるため、漁業者の所得向上という目的を達成するために影

響のあるファクター、例えば、販売事業取扱高、販売手数料率、購買事業における漁協の手数料率、販売単価、燃油、魚箱の価格等の全国データ及び地域別データを収集し、漁業者の所得に与える影響について分析を行う。

- ・ これと並行して、目的達成に影響を与える外部的な要因（リスクファクター）を整理する。
 - ・ その上で、重要なファクターについてアクションプランを作ってKPIを設定する。
 - ・ 漁協の経営状況改善についても同様の手順で整理する。
- b 上記のKPIについて、漁協が具体的なアクションを実施し、その取組状況や成果を組合員に説明する。農林水産省はその進捗状況や収支状況等を把握し、漁協の取組の加速化、見直しが求められる場合は、必要な措置を実施・検討する。
- c 漁業者の所得向上に関係が深い指標の動き、例えば、漁協における販売手数料率や購買事業で扱う主要な漁業生産資材(燃油、魚箱等)の手数料率等について、KPIと同様にこれらを把握し、全国又は地域単位(ブロック)での平均値を示す等、各漁協が自己の値と比較し、自主的な取組を促すような措置を講ずる。

(14)水産流通適正化法の制度運用

【a:前段令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、後段令和4年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、b:令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、c:令和3年措置】

<基本的考え方>

世界の水産物需要が増加する中、我が国漁業の成長産業化を図るためには、国内水産物の付加価値向上に併せて国内外のIUU（Illegal Unreported Unregulated：違法・無報告・無規制）漁業の排除に向けた取組を早急に行い、国内外で高まっている水産資源の持続的な利用の要請に応える必要がある。これを踏まえ、令和元年6月の規制改革実施計画において、「輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる」とした。

これを受けて、令和2年12月に、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（「水産流通適正化法」令和2年法律第79号、以下、本項において「法」という。）が成立した。

制度の実効性を担保するためには、違法な水産物の混入の問題が起こった際に、問題の発生源を特定するための事後的なトレースを効率的に行う必要がある。そのため、広く電子的な方法により記録・伝達ができる環境を整えるべきであり、法の施行に向け、事業者の負担に配慮しつつ、その執行がデジタルで完結できるよう努めることが重要である。

また、法の適切な執行のために構築する、漁業者等において漁獲番号等の保存・伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的な方法については、重複投資の排除や事業者間の負担軽減の観点から、漁業法における漁業者の漁獲報告の義務を履行するために開発を進めているシステムと連携して、ワンズオンリーの手

続とするとともに、違法水産物の流通防止の実効性を高めるものとする必要がある。

さらに、国内において採捕者の届出や漁獲番号等の情報の伝達等が必要とされる特定第一種水産動植物の魚種は、主として、従来、国内での密漁が問題となっているナマコとアワビが想定されている。しかし、ナマコとアワビのみが制度の対象魚種とされ、当面の間、新たに対象魚種が指定されないとすれば、水産物のトレーサビリティの出発点となる法の目的を達成することができない。そのため、対象魚種の拡大に向けた議論を行う必要があるが、その議論は、その拡大の在り方に関する令和2年7月17日決定の規制改革実施計画（農林水産分野17a）に基づき、法の目的を達成するために公平かつ透明性のあるものとしなければならない。また、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ輸入できないものとされる特定第二種水産動植物についても、IUU漁業排除のため、対象魚種拡大の議論が必要であることに留意すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法の施行に向け、各種手続について電子的な方法を標準とするために必要な措置について、生産・加工・流通現場で利用されているシステムの状況を踏まえながら、専門家の意見も聴きつつ検討を行い、各事業者のシステム化に向けた共通語彙基盤やデータ標準等の検討を行う。また、令和5年10月から消費税インボイス方式に移行することも踏まえ、水産流通事業者のIT化に向けて検討し、必要な措置を講ずる。
- b 漁獲番号データを漁獲報告システムにより国に集約し、都道府県等に共通する仕組みを構築することとし、流通する漁獲番号の真正性確認や、漁獲番号、漁獲記録等の集約したデータを起点とする立入検査を可能にし、違法水産物の流通防止の実効性を高める。
- c 対象魚種の指定基準を定めるための議論は、令和2年7月17日決定の規制改革実施計画（農林水産分野17a）に基づき、科学的データ及びリスクベースの観点を踏まえて行うとともに、次世代を担う若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体などの様々な実務関係者、NGO等の幅広いステークホルダーの意見を聞くための検討会において実施する。

(15)魚病対策の迅速化に向けた取組

【a：令和3年度検討・結論、令和4年度措置、

b：令和3年度検討、c：措置済み、d：令和3年度措置、e：令和3年上期措置】

<基本的考え方>

世界の水産物需要が今後も増加すると見込まれる中、国際的な資源管理の要請もあり、天然水産物の漁獲量拡大は大きくは見込めず、養殖業の発展が水産業の成長産業化の大きな柱となる。世界の養殖は、過去20年で約4倍に拡大し、漁業生産量の5割以上を占めている一方で、日本の養殖はほぼ横ばいで、約2割にとどまっており、我が国の養殖業が高い国際競争力を備えていくためには、養殖業の生産

性を高めていくことが必要である。対策の一つとして、養殖魚の魚病対策が重要であるが、養殖業は畜産などに比べ、疾病が短期間で蔓延しやすいことから、魚病発生時には、蔓延防止のために一刻も早く投薬等の対策を講ずることが重要である。その際、水産用医薬品は、現行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定める基準（以下「使用基準」という。）に基づいて使用しなければならないが、新たな疾病が発生した等の場合、獣医師の診療に基づき、当該基準以外での処置（適用外使用）が可能である。

そこでまずは「使用基準」が最新の知見を反映しタイムリーに見直されることで養殖業者が独自の判断で使用できる水産用医薬品が拡充されることが重要であるが、農林水産省の魚病対策促進協議会では、専ら養殖業者へのニーズ調査に依拠して「使用基準」の見直しが進められている。しかしながら、現状獣医師による適用外使用の処置による対応が常態化されている疾病は、養殖業者からのニーズとしては現れず、「使用基準」が見直されないまま獣医師が責任を負い続けることとなる可能性がある。また、ブリにおける 溶血性レンサ球菌症について、旧来型（Ⅰ型）の 溶血性レンサ球菌症はワクチン普及で被害が抑えられてきた一方で、Ⅱ型 溶血性レンサ球菌に関してはワクチンの持続性が十分でない中、エリスロマイシンに対する耐性菌の発生による被害拡大のリスクは高まっている。このような状況を踏まえ、感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病については例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等、効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、引き続き検討する必要がある。

また、新たな疾病が発生した場合などに備え、適用外使用が行える魚病に詳しい獣医師による診断体制の構築も重要であるが、魚病に詳しい獣医師は全国で 20 人程度と極めて少なく、今後、養殖業を成長産業化させ、養殖生産量を拡大していく上で、魚病対策のニーズに対して不足していることは明らかである。魚病に詳しい獣医師の量的拡充や育成に加え、遠隔診療を活用し、数少ない魚病に詳しい獣医師が全国の養殖業者を診断できる体制を整備する必要がある。

<実施事項>

- a 魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を集積・分析し、「使用基準」の見直しに反映する。
- b 感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。
- c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。
- d 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を養殖業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。
- e 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。

6. デジタルガバメントワーキング・グループ

今般のコロナ危機において、書面・押印・対面を前提とした我が国の行政運営スタイルの脆弱性があらわとなったことを受け、これまでとは違う次元で行政サービスのデジタル化が推進されている。デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）が成立し、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決するために極めて重要であることが示され、デジタル庁の設置など、行政及び社会のデジタル化を推進していくための枠組みは急速に整備されつつある。

一方で、ワーキング・グループの議論で明らかになったように、各府省の現実の取組は、単に紙をデジタルに置きかえるに留まる事例など、デジタル化を進めるに当たって十分でないものも多い。既存の帳票をベースとするのではなく、業務に必要なデータを標準化し、これに基づいて業務を根本的に見直した上でシステム構築を行うなど、「デジタル・ガバメント実行計画」等に示されたデジタル化の方針を現場レベルで徹底していくことが求められている。

デジタル化を進めるに当たって、まずは、書面・押印・対面を前提とした行政運営スタイルを改め、国民や事業者が、書面・押印・対面を求められることなく、オンラインで行政手続を行うことを選択できるようにすることが求められる。

窓口での申請と比較して使いやすく便利なシステム（行政サービス）を提供すれば、オンライン利用率は向上する。サービスの改善度合いや国民の満足度等を客観的に測るものさしとしてはオンライン利用率を用いることが適当であり、各府省は、オンライン利用率を成果指標として位置付け、利用者にとっての利便性を向上させる視点を基本に据えて、行政サービス改革に取り組むべきである。その際には、利用者からのフィードバックを随時受け入れながら、スピード感を持って反映されるようなサイクルを構築して絶えず改善を続けなければならない。

多くの申請がある行政手続において、紙による手続とオンラインの手続が併存する場合、社会全体としてデジタル化のメリットを十分に生かすことができない。将来的には、デジタル化のメリットを100%享受できるよう、全ての申請がデジタルで行われ、処理される「デジタルオンリー」社会を実現すべきである。利用者の目線に立っても、デジタルの利用を強制されるという側面から考えるのではなく、全てのデジタル化のメリットを活用できる社会を目指すべきと言える。現時点で、直ちにこれを実現する基盤が整っていないことは否定できないため、まずは「デジタルファースト」の取組を進め、蓄積された優良事例の横展開を図りつつ、デジタル社会の基盤整備に政府として全力を挙げて取り組む必要がある。その上で、行政手続が全てオンラインで申請等される社会を実現すべく、可能なものから順次、「デジタルオンリー」に向けた取組を具体的に進めるべきである。

デジタル化は、バックオフィス連携や複数の省庁にまたがる複数の手続のワンストップ化等のように、手続を所管する各府省の取組だけで実現するものではない。司令塔たるデジタル庁（IT室）を含め、各府省が、連携しつつ、デジタルガバメントの実現に向けた基盤整備・環境整備に取り組むことが求められる。

特にデジタル庁（IT室）については、これまでIT室が示してきた一般的な方針が、必ずしも個別の行政システム及び行政サービスに徹底されてこなかったことを踏まえ、各府省の体制強化を含め、各府省の取組に対する働きかけを抜本的に強めることが求められる。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1)書面・押印・対面の見直し

ア 書面・押印・対面見直しの確実な推進

<基本的考え方>

押印の見直しについては、添付書類で押印を求めるものを含め、民間から行政への手続の中で、押印を求める行政手続 15,611 種類のうち、令和 3 年 3 月末までに 15,188 種類（全体の約 97%）は法令改正等の措置が行われ、押印義務が廃止されている。305 種類の手続については、今後、速やかに法令改正等が行われることとなっており、着実な実施が求められる。また、紙の申請の場合に厳格な本人確認等のために押印が必要とされた 118 種類についても、手続のデジタル化を推進し、紙による申請が不要となるよう取り組むことが求められる。

書面・対面の見直しについては、民間から行政への手続の中で、オンライン化されていない 18,612 種類のうち、各府省において性質上オンライン化が適当でないとする 432 種類を除く 18,180 種類については、令和 7 年までにオンライン化する方針が示されている。これらについては、可能な限り前倒しを図りつつ、確実にオンライン化を実現すべきである。

また、現時点で、各府省において性質上オンライン化が適当でないとする 432 種類についても、手続件数が多いものなど社会的ニーズも勘案しつつ、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等により、オンライン化について継続して検討すべきである。その際には、オンライン化の課題だけに目を向けるのではなく、オンライン化によって、国民や事業者の地理的・物理的な負担・障害等が解消されることを併せて認識する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 令和 3 年 3 月末までに押印義務の見直しについて法令改正等が行われていない 305 種類の手続について、速やかに行政手続における押印の見直しを確実に実施する。

【速やかに措置】

- b 各府省は、オンライン化する方針の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。

【可能なものから順次措置】

- c 各府省において性質上オンライン化が適当でないとする 432 種類の手続のうち、少なくとも年間の手続件数が 1 万件以上の手続については、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。

失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策につい

て検討する。

【速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置】

- d 各府省は、法令に基づく国家資格に係る講習等について、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、オンライン化に取り組む。

【可能なものから速やかに措置】

イ 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化

<基本的考え方>

事業者が地方公共団体に対して行う手続については、事業者の活動が地方公共団体の区域に限定されないことが一般的であるため、地方公共団体ごとに書式・様式等が異なることがオンライン化の遅れと相まって事業者の大きな負担となっている。また、地方公共団体がバラバラにシステム構築を行うと、国民への迅速かつ確かな行政サービスの提供という観点から、非効率なものとなりかねない。行政手続に係る法令を所管する各府省は、手続の性質やオンライン化の現状を勘案しつつ、農林水産省の共通申請サービス（eMAFF）に係る取組や経済産業省の経営革新計画に係る取組など先駆的な取組も参考として、オンライン化のためのプラットフォームを整備するとともに、手続の標準化に取り組むべきである。なお、システム構築に当たっては、類似システムの乱立を防止するとともに、相互に関連する複数のシステムの将来的な統合・共通化を阻害しない設計とすることが国民経済上極めて重要であることに留意する。

<実施事項>

- a 内閣府は、特定非営利活動促進法関係手続について、早期にシステムを構築し、十分な周知を行った上で運用を開始する。

【令和4年度のできるだけ早い時期に運用開始】

- b 警察庁は、道路使用許可等の手続について、速やかにオンライン化の試行を開始するほか、申請に先立って行われることがある事前調整を含め、手続全体のオンライン化・デジタル化に向けた検討を行い、速やかに結論を出す。これらの結果を踏まえ、速やかに本格実施に取り組む。遺失物関係については、一部府県においてオンライン化の取組を開始し、全国に拡大する。都道府県警察を含めたその他の警察関係手続についても順次オンライン化を進める。その際、事業者等との間のインターフェイス（申請項目、入力フォーム、形式面での指導内容等）を標準化する。

【速やかに措置。遺失物関係については令和4年度中に一部府県で実施。
その後速やかに全国に拡大】

- c 総務省は、火災予防分野における各種手続について、電子メールでの申請書等の受付を継続しつつ、速やかにマイナポータル・ぴったりサービスを活用した申請・届出の標準モデルを構築する。その後、大規模消防本部から速やかに拡大。危険物取扱者に係る講習のオンライン化について、試行結果を踏まえた本格導入を行い、その他講習（防火・防災管理者、消防設備士等）についても速やかに検討を

進め、結論を得る。

【令和3年度のできるだけ早期に標準モデルを構築し、その後速やかに拡大。
危険物取扱者の講習のオンライン化については令和3年度中に措置。
その他の講習も速やかに措置】

- d デジタル庁（IT室）、厚生労働省及び財務省は、社会保障等に係る資格における手続について、マイナンバー法¹¹等の改正を踏まえ速やかに資格情報連携に関する管理システムの開発・構築を行うとともに、関係手続の標準化及びBPRの徹底に取り組み、速やかにデジタル化を開始する。

【マイナンバー法等の改正を踏まえ、速やかにシステム開発等を行い、
デジタル化を開始する】

- e 経済産業省は、経営革新計画の申請等手続について、令和2年度に行った実証実験に加え令和3年度に行う実証実験の結果等を踏まえ、速やかにデジタル化する。

【実証実験を踏まえ速やかに措置】

- f 国土交通省は、令和2年度に建築基準法に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告について、電子メールによる報告が可能となるよう措置した。令和3年度における電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法（入力システム等）を検討し、必要な措置を講ずる。

【電子メールでの受付について措置済み。

令和3年度より他のデジタル化手法を検討し、必要な措置を講ずる】

- g 各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する。

【速やかに措置】

- h 総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。

【令和3年度上期措置】

ウ キャッシュレス化の推進

<基本的考え方>

行政の手続における手数料等について、印紙による支払いのみが可能となっているものが多く、国民は、一旦、申請等の窓口とは別の窓口で印紙を購入し、申請書等に貼付した上で提出する手間を強いられている。また、オンライン手続等の場合は、Pay-easy(ペイジー：インターネットバンキング、ATM)の導入が進んでおり、クレジットカード払い等が可能なものもあるが、窓口申請等の場合、印紙払い、金

¹¹ 正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」

融機関等の納付証明書提出が多く、クレジットカード払い等が可能なものはほとんどない。

デジタル時代における国民や事業者の利便性向上の観点から、手数料等の支払いが印紙によらず行えるよう、キャッシュレス化の推進を図るべきであり、まずはオンライン納付及び窓口納付の利便性向上を図るべきである。

<実施事項>

a 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上）を導入する。

【可能なものから速やかに措置】

b 各府省は、以下の 又は に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上）による納付を可能とする。

オンライン納付に対応せず、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）に限られる手続等

オンライン納付に対応していても、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）が多く残ると見込まれる手続等

【可能なものから速やかに措置】

c デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコード）による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。

【次期通常国会に法案を提出】

(2) オンライン利用の促進

ア オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

<基本的考え方>

各府省は、これまでに手続件数が特に多いものや事業者からの要望が強いものなどから選定した28事業（関連手続を一括化して取り組む）について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、規制改革推進会議が提示したチェックリストも踏まえて、行政サービス改善の取組を開始している。各府省は、これらの事業について、引き続き、利用者等の意見等を聴取しつつ、早いペースでPDCAを回して基本計画の見直しを行い、取組を推進すべきである。

また、上記28事業以外の事業（手続）についても、費用対効果や各府省の事務負担等も勘案しつつ、同様の取組を行うべきである。

その際には、

デジタル技術やDXに習熟した者（民間人材を含むものとする。）の意見が、現場及び政策決定のレベルにおいて、確実に取組に反映される推進体制を整備する。推進体制は、しばしばBPRに抵抗感を抱く原局・現場にデジタル化を徹底する観点から、組織の高いレベルでリーダーシップを発揮してデジタル化に取り

組む体制でなければならない。

目標とするオンライン利用率は、デジタル改革において先行する諸外国の状況も視野に入れ、本格的・抜本的なデジタル化を進めるものとなるよう設定する。

関連する規制について、「デジタル時代の規制・制度について（令和2年6月22日規制改革推進会議）」の「5.規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準も踏まえて、制度の趣旨に立ち返った見直しを行う。

業務フローについて、最新のデジタル技術等の活用を前提に、見直しを行う（利用者の利便性向上、業務効率化等の観点から、BPRを徹底する）。この場合、単に既存の帳票をデジタル化するのではなく、標準化されたデータに基づいたシステム設計を行うことを意識する。その際には、府省内あるいは府省間の縦割りを排除し、利用者目線で最適な業務フローとなるよう取り組む。

実際に手続を利用する者（手続に習熟していない者）が容易にオンライン申請できるかという観点から具体的な課題を定量的に収集・分析し、それらを機動的に反映したシステムの構築・改修等が行える仕組みを整備する。なお、アンケート調査では調査対象者が明確に認識した課題しか把握できない可能性があることから、必要に応じ、ユーザーテストや、実際に稼働しているシステムで把握した入力エラーや回答に時間を要する箇所の分析等も実施しなければならない。

デジタルガバメントは、手続を支援・利用する民間企業とともに実現すべきものであり、API連携によって利用される前提でシステムを構築する。こうした観点から、新技術を活用した新興企業を含め、手続に関連する民間サービスの開発企業や開発者の意見等を十分に把握し、利用しやすい形でAPIを公開する。

ローカルルールや担当者ごとに異なる取扱いを排除するため、真に必要な情報を明確化し、手続、申請項目、入力フォームなどを含め、オンライン申請のためのインターフェースの標準化を図った上で、これを公表する。

国・地方を通じ、行政機関において別途把握可能な情報に係る書類の提出は、情報連携を行うことにより、廃止する。他の行政手続において利用される情報を所管する府省は、情報連携の実現に向け、能動的に取り組む。

個人についてはマイナンバーカード、事業者についてはGビズIDの横断的導入などにより、本人認証方法の統一を図るとともに、当該認証方法により手続が簡素化される旨の周知を徹底し、当該認証方法の取得促進を図る。

手数料等が必要な行政手続については、上記BPRの徹底を前提に、オンライン利用の状況やデジタル化による経費削減を的確に反映した手数料を設定する。

<実施事項>

a 各府省は、令和2年度に旗艦的なものとして開始した以下の28事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。

- ・ 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出（内閣府）
- ・ 道路使用許可の申請（警察庁）
- ・ 自動車の保管場所証明の申請（警察庁）
- ・ 免許証の再交付の申請（警察庁）
- ・ 役員又は主要株主の売買報告書の提出（金融庁）

- 少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出（金融庁）
- 電子入札、電子契約（総務省）
- 中小法人における法人住民税・法人事業税の申告手続（総務省）
- 自動車税関連手続（総務省）
- 在留申請関連手続（法務省）
- 商業・法人登記関連手続（法務省）
- 不動産登記関連手続（法務省）
- 国税申告手続（法人税・消費税（法人））（財務省）
- 国税納付手続（財務省）
- 就学支援金受給資格認定の申請（文部科学省）
- 保護者等収入状況の届出（文部科学省）
- 厚生年金保険関連手続（厚生労働省）
- 雇用保険関連手続（厚生労働省）
- 求人の申込み（職業安定法）（厚生労働省）
- 営業許可の申請等（食品衛生法）（厚生労働省）
- 農林水産省所管の全行政手続（共通申請サービス(eMAFF)）（農林水産省）
- 経営力向上計画の申請等（経済産業省）
- 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済（経済産業省）
- 建設業の許可、経営事項審査に係る手続（国土交通省）
- 自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録（国土交通省）
- 建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化（国土交通省）
- 産業廃棄物のマニフェスト制度（環境省）
- 犬と猫のマイクロチップ情報登録（環境省）

【引き続き措置】

- b 法務省は、在留申請関連手続について、既存の業務フローを抜本的に見直し、利用者目線での、オンライン完結、手数料支払いのオンライン化、添付書類の削減、APIの開放による民間サービスの活用、利用マニュアルの見直し等を実現する。

【速やかに措置】

- c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、開発者等が使いやすい形でのAPI仕様の公開方法に係る改善に取り組むとともに、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を行う。また、申請ページ（法人設立ワンストップサービスを含む）への導線や手続案内等が、手続に精通していない申請者に分かりやすいものとなるよう、法務省・法務局のウェブサイトを見直す等周知方法を改善する。

【速やかに措置】

- d 法務省は、これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、登記その他のデジタル社会の基盤となる制度を所管する省として、デジタル化を強力に推進する観点から、民間人材の登用を含め、デジタル化を推進する体制を構

築する。

【速やかに措置】

- e 厚生労働省は食品衛生法の営業許可、国土交通省は建設業の許可等に係るシステムに関して、地方公共団体における業務フローの効率化・標準化に取り組み、地方公共団体のBPRを支援する。許可申請に関する事前相談についても、オンラインで十分に対応できるよう取り組む。手数料について、デジタル化による業務の効率化等を適切に反映したものとなるよう、必要な取組を行う。

【速やかに措置】

- f 警察庁、総務省及び国土交通省は、自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、縦割りを排してBPRを推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括化することを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組む。その際には、窓口申請と比べ、オンライン申請の処理が後回しになることがないように徹底する。なお、保管場所証明に係る手続については、警察署等への来訪が不要となるよう、保管場所標章の郵送交付を実現するとともに、手続面におけるローカルルールの廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。

【速やかに措置。保管場所標章の郵送交付については令和4年1月に措置】

- g 各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、28事業(上記a)に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。

【原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始】

- h 各府省は、オンライン利用率の大胆な引上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用を含め、上記「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を整備する。

【実施できていない府省については、速やかに措置】

- i デジタル庁は、各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行う。また、各種ワンストップサービスを始めとする取組で得られた知見、各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特性に応じた有用な情報提供等を行う。さらに、ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開する。

【速やかに措置】

- j 各府省は、オンライン利用を促進する上で、API連携により民間企業等の参入を図ることは極めて重要であることを踏まえ、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組に当たっては、手続の性質に応じて、開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIが構築・公開されているか点検し、必要な措置を講ずる。デジタル庁(IT室)は、民間が利用しやすい形でAPIが提供されるよう、各府省に対して必要な助言等を行う。

【各府省の点検後、速やかに措置】

イ 行政手続の100%オンライン利用

<基本的考え方>

オンライン利用の促進は、各手続においてオンラインによる利便性向上を図ることで実現することが本来の在り方であるが、単に、従来のやり方を変えたくないという観点からオンライン利用が進まないことで社会全体のデジタル化に遅れが生じ、デジタル化の成果を享受できないことは、公共の利益に反する面もある。このような観点から、大企業に対する法人税等の申告手続の義務化のように、多くの事業者が利用する一定の手続についてオンラインによる手続を義務化することも検討対象となる。特に、税理士、司法書士等の職業としての手続代行者が行うことが通例である手続については、「デジタルオンリー」に向け手続代行者の役割が大きいことに留意する。

その際、国民に義務を課す前提として、ワンスオンリーの徹底等によって当該申請者にとっても大きなメリットがあり、不利益は最小限であること、行政の効率化・高度化によって生じる利益(公益)が大きいことが確保されなければならないこと、は当然である。また、社会全体としてのデジタルリテラシーを高めるため、デジタルデバイドの着実な是正を図るとともに、社会全体のデジタル化を促進する施策を総合的かつ積極的に推進することが、国民の理解を得るために必要である。

＜実施事項＞

a 財務省及び総務省は、法人税・消費税/法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。

【速やかに検討を開始し、令和4年中に一定の結論を得た上で、可能なものから速やかに措置】

b 財務省及び総務省は、電子申告義務化の範囲拡大を含めた電子申告の利用率 100%に向けた取組のための環境整備の一環として、法人税・消費税/法人住民税・法人事業税の申告手続について、民間の取組も参考にユーザーテストを実施し、UI・UXの更なる改善を図る。また、国税申告と地方税申告について、情報連携等によるワンスオンリーを徹底するとともに、システムの共通化・標準化に向けて検討を行う。

【ユーザーテストは速やかに実施。可能なものから速やかに措置】

c 財務省は、税理士が代理申告を行う場合の利用率 100%に向け、電子申告の積極的な利用を通じて事業者利便の向上等を図ることの法制化を含め、デジタル化に向けて税理士の果たすべき役割を検討し、必要な措置を講ずる。

【速やかに検討を開始し、当面、必要な措置について令和3年中に結論を得る】

d 法務省は、商業登記・不動産登記に係る手続について、オンライン利用率が中程度となっていることを踏まえ、まずは、上記(2)アの取組を通じてオンライン利用の向上を図る。併せて、司法書士等による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について検討を行う。

【速やかに検討を開始し、当面、必要な措置について令和3年中に結論を得る】

e 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、既に電子申請が義務化されている特定法人における電子申請義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申請義務化の範囲拡大を見据えた電子申請の促進策の検討を

行う。

【速やかに検討を開始し、令和4年中に結論を得る。

可能なものから速やかに措置】

- f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、オンライン利用率が低い手続が多い状況にあることを踏まえ、まずは、上記(2)アの取組を通じてオンライン利用の向上を図る。あわせて、社会保険労務士による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割について検討を行う。

【速やかに検討を開始し、当面、必要な措置について令和3年中に結論を得る】

(3) デジタル化に向けた基盤の整備等

<基本的考え方>

デジタル化は、手続を所管する各府省の取組だけで実現するものではない。

各府省バラバラにシステム整備等を推進するのではなく共通の申請受付システムである e-Gov やマイナポータルが備えるべき機能なども含め、統一的な指針を政府全体として定めながら、各府省における取組を進めて行く必要がある。その上で、各行政機関は、縦割りを排して政府全体のオンライン化に向け取り組むべきである。その際には、デジタル庁(IT室)は、各府省バラバラの取組が行われることのないよう、各府省の取組の先行事例を基に、各情報システムの特性に応じた必要な情報提供を行うとともに、体制面の整備も含めて適切な統括・監理等を行う。

また、マイナンバーカードの普及、次世代インフラの整備、デジタル格差対策、データ流通環境の整備、セキュリティ・トラストの確保など規制改革推進会議でこれまで直接取り扱っていない取組を含め、相互に連携しつつ、総合的に推進することが求められる。

<実施事項>

- a デジタル庁(IT室)は、申請等の主体や受け手、手続件数等に応じて、各府省が共通的に利用するシステムの開発・改修やシステム間の情報連携の拡大を推進するとともに、情報システム整備方針等において、行政手続のオンライン化に係るシステム整備の在り方等を提示する。

デジタル庁(IT室)は、最終責任を負うトップを含めた幹部職員が、利用者にとっての利便性の向上、業務の効率化、データ活用などデジタル化の推進に際して踏まえておくべき視点・知識を得た上で、迅速かつ柔軟なシステム開発・改善等を行うことができるよう、実践的な研修の実施等に取り組む。また、システムの企画・立案等を行う上で必要な、IT・セキュリティに関する素養を有する人材を確保するため、研修等を含め必要な方策を、早急に具体化する。

【速やかに措置】

- b 【情報連携の推進】法務省は、デジタル庁(IT室)と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められる手続については、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに添付書類の省略を実現する。

また、法務省は、法整備も視野に入れ、給付事務用やGビズID発行事務用等

を含めた国の行政機関間の全ての商業登記情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての連携についても無償化を進める。これによりデジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。

【法令において登記事項証明書の添付が求められる手続における情報連携の拡大について、令和3年中に工程表を策定し取組を開始。国の行政機関間の全ての商業登記情報連携の無償化について、令和3年中に措置。独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての連携の無償化について、令和3年度中を目途に措置】

- c 【電子納付の促進】財務省、総務省、厚生労働省、金融庁、デジタル庁（IT室）その他の関係省庁は、金融機関等と協議し、電子納付（効率的な他の納付方法を含む。）の促進に向けて課題を把握し、縦割りに陥ることなく取組を推進する体制を整備する。

【令和3年中に措置】

- d マイナンバーカードやGビズIDの普及がオンライン利用の促進に重要であることを踏まえ、その利便性を国民にアピールする観点から、各府省は、マイナンバーカードやGビズIDを所管する府省と必要に応じて連携し、マイナンバーカードやGビズIDを用いることでオンライン申請できる行政手続や、添付書類の省略等が可能となる行政手続を取りまとめ、ウェブサイトにおいて公表する。

デジタル庁は、各府省に対して公表等すべき内容を指示する。また、総務省と連携の上でマイナンバーカードの普及に活用するとともに、GビズIDの普及等に活用する。

【速やかに措置】

- e 行政の契約事務のデジタル化を促進する観点から、国及び地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるような必要な省令改正等を行う。

あわせて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）を所管する総務省、法務省及び経済産業省は、国や地方公共団体の契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化にも資するよう、グレーゾーン解消制度を活用して、個別の民間企業から同法第2条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの同条への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一覧性をもって分かりやすく示す。

【措置済み】

(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

ア 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において決定された取組が実施されていることを確認したが、事業者等の負担軽減の観点から、就労証明書における押印省略の普及、標準的な様式の普及及びデジタルで完結する仕組みの普及は一体的に推進する必要があり、引き続き、フォローアップを行っていく。

イ 行政への入札・契約手続の簡素化及び書式・様式の標準化

公共工事関係の入札・契約手続について、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において決定された取組が実施されていることを確認した。引き続き、

手続のデジタル化の取組についてフォローアップを行っていく。

競争入札参加資格審査申請書の標準化については、紙を前提とした案は適切ではなく、デジタル化を前提として取組を進める必要があることを確認した。規制改革実施計画に記載された「地方公共団体における書式・様式の改善」に係る他の手続も含め、デジタル化を見据えてフォローアップを行っていく。

規制改革推進会議委員及び専門委員名簿

規制改革推進会議 委員名簿 (令和3年6月1日時点)

議長	小林 喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
議長代理	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	大石 佳能子	株式会社メディヴァ代表取締役社長
	大槻 奈那	名古屋商科大学ビジネススクール教授、マネックス証券株式会社 専門役員
	大橋 弘	東京大学公共政策大学院院長
	佐久間 総一郎	日本製鉄株式会社顧問
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士 (パートナー)
	竹内 純子	NPO 法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
	谷口 綾子	筑波大学システム情報系教授
	中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	南雲 岳彦	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員
	夏野 剛	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授
	新山 陽子	立命館大学食マネジメント学部教授
	水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

規制改革推進会議 専門委員名簿（令和3年6月1日時点）

成長戦略ワーキング・グループ

落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
玉城 絵美 H2L, Inc., 代表取締役、琉球大学工学部教授
村上 文洋 株式会社三菱総合研究所デジタル・イノベーション本部
ICT・メディア戦略グループ主席研究員

雇用・人づくりワーキング・グループ

石戸 奈々子 特定非営利活動法人 CANVAS 理事長、慶應義塾大学教授
宇佐川 邦子 株式会社リクルート ジョブズリサーチセンター センター長
島田 陽一 早稲田大学法学学術院教授

投資等ワーキング・グループ

石岡 克俊 慶應義塾大学大学院法務研究科教授・産業研究所所長
井上 岳一 株式会社日本総合研究所創発戦略センター シニアスペシャリスト
鵜瀨 恵子 学校法人東洋学園理事長補佐
落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
増島 雅和 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
村上 文洋 株式会社三菱総合研究所デジタル・イノベーション本部
ICT・メディア戦略グループ主席研究員

医療・介護ワーキング・グループ

印南 一路 慶應義塾大学総合政策学部教授
高橋 政代 株式会社ビジョンケア代表取締役社長
武藤 正樹 社会福祉法人日本医療伝道会衣笠病院グループ相談役
安田 純子 PwC コンサルティング合同会社シニアマネージャー

農林水産ワーキング・グループ

青山 浩子 新潟食料農業大学講師
有路 昌彦 近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授
泉 澤 宏 有限会社泉澤水産代表取締役
井村 辰二郎 アジア農業株式会社代表取締役
大泉 一貫 宮城大学名誉教授
澤浦 彰治 グリンリーフ株式会社代表取締役
花岡 和佳男 株式会社シーフードレガシー代表取締役社長
林 いづみ 桜坂法律事務所弁護士（創立パートナー）

デジタルガバメントワーキング・グループ

住田 智子 フューチャー株式会社執行役員
田中 良弘 立命館大学法学部教授
中林 紀彦 ヤマト運輸株式会社執行役員
濱西 隆男 尚美学園大学総合政策学部教授
林 達也 LocationMind 株式会社取締役
株式会社パロンゴ取締役
八 劔 洋一郎 株式会社電算システム参与、
株式会社 Works Human Intelligence エグゼクティブ・アドバイザー、
イグレック株式会社理事創業者

規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

規制改革推進会議

第9回	R2.12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の規制改革の実施事項について ・今後の規制改革の取組について
第10回	R3.5.18	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の進展を踏まえた大学・高校の設置基準等の見直し及び外部人材の積極活用のための教員資格制度の見直しに関する意見について ・デジタル時代の刑事法の在り方について ・規制改革推進に関する答申の構成案について

議長・座長会合

第1回	R2.10.7	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の審議事項について
第2回	R2.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・区域計画の認定について ・スーパーシティの区域指定に関する専門調査会の設置等について ・追加の規制改革事項等について ・規制改革の実施事項及び規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの取組について ・自由討議 <p><第48回国家戦略特区諮問会議と合同開催></p>

成長戦略ワーキング・グループ

第1回	R2.10.12	<ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略ワーキング・グループの当面の審議事項について ・民間における書面、押印、対面規制等の見直し (一般社団法人新経済連盟、一般社団法人Fintech協会、日本組織内弁護士協会、財務省、国税庁、法務省、国土交通省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について
第2回	R2.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・民間における書面、押印、対面規制等の見直し (一般社団法人日本経済団体連合会、法務省、経済産業省からヒアリング)
第3回	R2.11.9	<ul style="list-style-type: none"> ・民間における書面、押印、対面規制等の見直し (株式会社Langoo、消費者庁、住友林業株式会社、国土交通省からヒアリング)
第4回	R2.11.30	<ul style="list-style-type: none"> ・成長の基盤であるデータの利活用を可能にする制度整備 (内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室、個人情報保護委員会、総務省からヒアリング) ・民間における書面、押印、対面規制等の見直し (株式会社ローソン、法務省からヒアリング)
第5回	R3.2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下CCSの推進に向けた環境整備 (日本CCS調査株式会社、環境省からヒアリング) ・デジタル時代の規制・制度のあり方 (総務省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について ・デジタル改革関連法について ・民間における書面、押印、対面規制等の見直し (経済産業省からヒアリング)
第6回	R3.2.25	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用促進に向けた環境整備 (国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省からヒアリング)

		<ul style="list-style-type: none"> ・アジャイル型システム開発に係るルール整備 (日本電子計算株式会社、一般社団法人日本経済団体連合会、厚生労働省からヒアリング)
第7回	R3.3.24	<ul style="list-style-type: none"> ・公的情報基盤(ベース・レジストリ)の整備・連携 (一般社団法人新経済連盟、株式会社 New Stories、農林水産省、内閣官房 IT 総合戦略室、法務省、総務省、個人情報保護委員会事務局、内閣官房地理空間情報活用推進室からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について ・領収書の電子化に向けた見直し ・デジタル社会の基盤整備に関する議論のキックオフについて
第8回	R3.4.8	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル時代における刑事法の在り方について (一般社団法人 JASPAR、京都大学稲谷教授、千葉大学西貝准教授、桐蔭横浜大学中島教授からヒアリング) ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 <不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携> (国土交通省からヒアリング)
第9回	R3.4.27	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル時代における刑事法の在り方について (筑波大学佐久間教授、東京大学山口特任准教授、ソラミツ株式会社、国土館大学吉開教授からヒアリング)
第10回	R3.5.17	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続のデジタル化 (法務省、警察庁からヒアリング) ・デジタル時代における刑事法の在り方について (西村あさひ法律事務所木津嘉之弁護士からヒアリング)

雇用・人づくりワーキング・グループ

第1回	R2.10.12	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・人づくりワーキング・グループの当面の審議事項について ・テレワーク促進等への対応 (一般社団法人日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、厚生労働省からヒアリング)
第2回	R2.10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革ホットライン処理方針について ・オンライン教育の充実 (文部科学省からヒアリング)
第3回	R2.11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン教育の充実 (学校法人 桐蔭学園小学校、埼玉県戸田市教育委員会、国立大学法人筑波大学附属高等学校、一般社団法人日本私立大学連盟からヒアリング)
第4回	R2.11.18	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係の対面規制等 (一般社団法人日本経済団体連合会、厚生労働省からヒアリング) ・テレワーク促進等への対応 (厚生労働省からヒアリング)
第5回	R3.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就業環境整備 (日本商工会議所、厚生労働省からヒアリング)
第6回	R3.2.17	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル時代の人材育成に向けた大学・高校の設置、運営等にかかる規制・制度の見直し (一般社団法人日本私立大学連盟、iU(情報経営イノベーション専門職大学)、文部科学省からヒアリング)
第7回	R3.3.15	<ul style="list-style-type: none"> ・教員人材の多様化、質の確保・向上に向けた規制・制度の見直し

		(学校法人 品川女子学院、文部科学省からヒアリング)
第8回	R3.3.26	・多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備 (東洋大学・鎌田名誉教授、株式会社日本総合研究所・山田副理事長からヒアリング)
第9回	R3.3.31	・多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備 (厚生労働省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第10回	R3.4.14	・多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備 (厚生労働省からヒアリング)

投資等ワーキング・グループ

第1回	R2.10.9	・投資等ワーキング・グループの当面の審議事項について ・宿泊施設の非対面手続の促進について (森トラスト株式会社、厚生労働省からヒアリング) ・飲食店等の道路占用許可基準等の緩和について (一般社団法人不動産協会、国土交通省、警察庁からヒアリング)
第2回	R2.10.22	・金融分野における書面・押印・対面規制見直しの取組み / 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組み (金融庁、一般社団法人全国銀行協会、総務省、財務省、国税庁からヒアリング)
第3回	R2.11.6	・生産性向上に向けた物流改革 (公益社団法人経済同友会、一般社団法人日本IT団体連盟、国土交通省からヒアリング)
第4回	R2.11.19	・特定建築物の環境衛生管理技術者に係る兼任要件について (三菱電機株式会社、厚生労働省からヒアリング) ・監理技術者の配置に係る専任要件について (戸田建設株式会社、国土交通省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第5回	R2.11.25	・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (総務省、文化庁からヒアリング)
第6回	R2.12.15	・自動運転の実装に向けた環境整備 (BOLDLY株式会社、アイサンテクノロジー株式会社、警察庁、国土交通省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針
第7回	R3.1.19	・船荷証券の電子化 (株式会社TradeWaltz、弁護士法人西村あさひ法律事務所、法務省、財務省、経済産業省、国土交通省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針
第8回	R3.2.16	・地方税等の収納の効率化・電子化に向けた取組 (一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人全国銀行協会、総務省、金融庁、公正取引委員会からヒアリング)
第9回	R3.2.22	・タクシーの利便性向上 (一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、国土交通省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針
第10回	R3.3.15	・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (総務省、文化庁からヒアリング)
第11回	R3.3.17	・生産性向上に向けた物流改革

		(一般社団法人新経済連盟、一般社団法人日本IT団体連盟、公益社団法人経済同友会、国土交通省、農林水産省、経済産業省からヒアリング)
第12回	R3.4.5	・資金移動業者の口座への賃金支払 (一般社団法人Fintech協会、SBIレミット株式会社、日本労働組合総連合会、一般社団法人全国銀行協会、金融庁、厚生労働省からヒアリング)
第13回	R3.4.12	・民泊サービスの推進に向けた取組 (一般社団法人住宅宿泊協会、環境省、観光庁、厚生労働省、国土交通省、消防庁、内閣府からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針
第14回	R3.4.13	・公証制度における対面手続のオンライン化 (一般社団法人新経済連盟、法務省からヒアリング) ・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (総務省からヒアリング)
第15回	R3.4.26	・電波制度改革の在り方(フォローアップ) (総務省からヒアリング)
第16回	R3.5.12	・次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立 (国土交通省からヒアリング)
第17回	R3.5.28	・放送を巡る規制改革(フォローアップ) - 放送番組の同時配信等に関するガイドラインについて - デジタルコンテンツ全般に関する権利処理の円滑化について (内閣府、総務省、文化庁、経済産業省からヒアリング)

医療・介護ワーキング・グループ

第1回	R2.10.19	・医療・介護ワーキング・グループの当面の審議事項について ・新規領域における医療機器・医薬品の開発・導入の促進 (株式会社MICIN、一般社団法人日本経済団体連合会、厚生労働省、経済産業省、消費者庁からヒアリング)
第2回	R2.10.21	・オンライン診療・オンライン服薬指導の普及促進 (株式会社MICIN、厚生労働省からヒアリング) ・医薬品提供方法の柔軟化・多様化 (一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、厚生労働省からヒアリング)
第3回	R2.11.9	・専属産業医の常駐及び兼務要件の緩和 (一般社団法人日本経済団体連合会、土肥誠太郎氏、小林祐一氏、厚生労働省からヒアリング) ・一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大 (厚生労働省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針
第4回	R2.11.26	・医薬品提供方法の柔軟化・多様化 (厚生労働省からヒアリング) ・最先端の医療機器の開発・導入の促進 (公益財団法人医療機器センター、厚生労働省からヒアリング)
第5回	R2.12.17	・最先端の医療機器の開発・導入の促進 (Apple Inc.、厚生労働省からヒアリング)
第6回	R3.2.10	・歯科技工所の共同利用・リモートワークの解禁 (株式会社テクニカルセンター、厚生労働省からヒアリング) ・介護サービスの生産性向上

		(厚生労働省からヒアリング)
第7回	R3.2.24	<ul style="list-style-type: none"> 中古医療機器売買の円滑化 (公益社団法人リース事業協会、厚生労働省からヒアリング) 単回医療機器再製造品の普及 (単回医療機器再製造推進協議会、厚生労働省、環境省からヒアリング) 一般用医薬品(スイッチ OTC)選択肢の拡大 (厚生労働省からヒアリング)
第8回	R3.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 医療分野における電子認証手段の見直し、治験の仕組みの円滑化、外部ネットワーク利用 (京都大学医学部附属病院 黒田知宏教授からヒアリング)
第9回	R3.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 患者の医療情報アクセス円滑化 (一般社団法人日本経済団体連合会、厚生労働省からヒアリング) 医療分野における電子認証手段の見直し (一般社団法人新経済連盟、厚生労働省からヒアリング)
第10回	R3.4.7	<ul style="list-style-type: none"> 治験のデジタル化 (株式会社インテリム、厚生労働省からヒアリング) AI 画像診断機器開発の促進 (エルピクセル株式会社、厚生労働省からヒアリング)
第11回	R3.4.13	<ul style="list-style-type: none"> 歯科技工所の共同利用・リモートワークの解禁 (厚生労働省からヒアリング) 介護サービスの生産性向上 (厚生労働省からヒアリング)
第12回	R3.4.20	<ul style="list-style-type: none"> 中古医療機器売買の円滑化 (厚生労働省からヒアリング) 調剤の外部委託・40枚規制の見直し (ファルメディコ株式会社 狭間研至氏、厚生労働省からヒアリング)

農林水産ワーキング・グループ

第1回	R2.10.19	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産ワーキング・グループにおける当面の審議事項について 農産物検査規格の見直し状況について (農林水産省、消費者庁からヒアリング)
第2回	R2.10.26	<ul style="list-style-type: none"> 改正漁業法の制度運用について (農林水産省からヒアリング)
第3回	R2.11.11	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎に関する規制の見直しについて (農林水産省からヒアリング) 漁獲証明制度の創設について (農林水産省からヒアリング) 規制改革ホットラインの処理方針について
第4回	R2.11.30	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会の活動状況について (農業委員会関係者、事業者、農林水産省からヒアリング)
第5回	R2.12.14	<ul style="list-style-type: none"> 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化について (事業者からヒアリング)
第6回	R3.1.20	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎における消防法に基づく規制について (農林水産省、総務省からヒアリング) 農業政策全般について (農林水産省からヒアリング)

第7回	R3.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・魚病対策の迅速化に向けた取組について (農林水産省からヒアリング) ・水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検について (農林水産省、漁業関係者からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について
第8回	R3.3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・農協改革の着実な推進について (農林水産省、JAグループからヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について ・農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化について (農林水産省からヒアリング)
第9回	R3.3.19	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革について (農林水産省、公正取引委員会、事業者からヒアリング)
第10回	R3.3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用の最適化の推進について (農林水産省からヒアリング) ・農業用施設の建設に係る規制の見直しについて (農林水産省からヒアリング)
第11回	R3.4.14	<ul style="list-style-type: none"> ・改正漁業法の制度運用について (農林水産省、事業者からヒアリング)
第12回	R3.4.19	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題について (農林水産省、事業者からヒアリング) ・高機能農機の普及に向けた規制・制度に関する手続きの総点検について (国土交通省、事業者からヒアリング)
第13回	R3.5.13	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の違反転用の課題について (農林水産省からヒアリング) ・農協改革の着実な推進について (JAグループ、農林水産省からヒアリング)

デジタルガバメントワーキング・グループ

第1回	R2.10.12	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルガバメントワーキング・グループの当面の審議事項(案)について ・「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に係る対象手続の選定及び基本計画(案)について ・規制改革ホットラインの処理方針について
第2回	R2.10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体のデジタル化」に係る先行事例について 農林水産省共通申請システム(eMAFF)について (農林水産省からヒアリング) ・「地方公共団体のデジタル化」に係る各府省の取組について 道路使用許可及び遺失物関係手続のデジタル化について (警察庁からヒアリング) 消防法関連手続のデジタル化について (総務省からヒアリング)
第3回	R2.11.17	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続におけるクラウド型電子署名サービスの活用に係る要望について (富士ゼロックス株式会社、東京都、茨城県からヒアリング) ・国の電子調達システムについて (総務省からヒアリング) ・契約手続におけるクラウド型電子署名サービスの活用に係る課題について (財務省、総務省、法務省、経済産業省からヒアリング)

第4回	R2.11.24	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体のデジタル化」に係る各府省の取組について 社会保障に係るマイナンバー制度を活用した国家資格に係る諸申請手続の改善について (厚生労働省、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室からヒアリング) 定期調査・検査の結果の報告について (国土交通省からヒアリング)
第5回	R3.1.20	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育所等の利用希望時に必要な手続のデジタル化」に係る取組について (内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省、内閣府大臣官房番号制度担当室からヒアリング)
第6回	R3.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・内外の視点から見た行政手続のオンライン利用促進における課題 ・個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げについて 営業許可の申請等(食品衛生法)について (厚生労働省からヒアリング) 建設業の許可、経営事項審査に係る手続について (国土交通省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について
第7回	R3.3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告・電子納付の推進に向けて (freee株式会社からヒアリング) ・個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げについて <ul style="list-style-type: none"> - 国税申告手続(法人税・消費税(法人))/国税納付手続について (財務省からヒアリング) - 中小法人における法人住民税・法人事業税の申告手続について (総務省からヒアリング)
第8回	R3.3.11	<ul style="list-style-type: none"> ・個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げについて <ul style="list-style-type: none"> - 在留資格関連手続のDX化について (一般社団法人外国人雇用協議会からヒアリング) - 在留申請関連手続について (法務省からヒアリング)
第9回	R3.3.30	<ul style="list-style-type: none"> ・個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げについて 不動産登記電子化の課題点について (株式会社コラビットからヒアリング) 商業・法人登記関連及び不動産登記関連について (法務省からヒアリング)
第10回	R3.4.20	<ul style="list-style-type: none"> ・個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げについて 自動車保有手続のワンストップサービスにおける課題等について (一般社団法人新経済連盟からヒアリング) 自動車保有手続のワンストップサービスについて (国土交通省、警察庁、総務省からヒアリング)
第11回	R3.4.27	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料等の支払方法の利便性向上について ・行政への入札・契約手続の簡素化について(フォローアップ) (国土交通省、総務省からヒアリング) ・地方公共団体のデジタル化について(フォローアップ) 経営革新計画の申請等手続について (経済産業省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について
第12回	R3.5.13	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における書面・対面の見直しについて

		<ul style="list-style-type: none">- 雇用保険失業等給付のオンライン化について (ドリームサポート社会保険労務士法人からヒアリング)- 性質上オンライン化が適当でないと言われる「公共職業安定所での失業の認定」について (厚生労働省からヒアリング)
--	--	---